

政務活動費

会計帳簿

議員氏名:

荒巻 隆三

2024年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	収支整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (集約分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
2024/4/1				政務活動費(1回め)	1,200,000		100%	0		
2024/7/1				政務活動費(2回め)	1,200,000		100%	0		
2024/10/1				政務活動費(3回め)	1,200,000		100%	0		
2025/1/1				政務活動費(4回め)	1,200,000		100%	0		
2025/3/4	C	広聴広報費	1	テレビ放映ハガキ印刷代(6,300枚)		65,835	100%	65,835	(有)ミノル印刷	
2025/3/7	C	広聴広報費	2	テレビ放映郵送代		453,390	100%	453,390	東山郵便局	5,334通
2025/3/31	C	広聴広報費	3	りゅうぞう通信Vol17封筒代(5,000部)		104,500	100%	104,500	(有)ミノル印刷	
2025/3/31	C	広聴広報費	4	りゅうぞう通信Vol17冊子代(8,000部)		774,400	100%	774,400	(有)ミノル印刷	
2025/3/27	C	広聴広報費	5	りゅうぞう通信郵送代		638,770	100%	638,770	東山郵便局	5,807通
2024/5/7	C	広聴広報費	6	サーバー維持管理費用(4月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2024/6/28	C	広聴広報費	7	サーバー維持管理費用(5月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2024/8/6	C	広聴広報費	8	サーバー維持管理費用(6月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2024/9/3	C	広聴広報費	9	サーバー維持管理費用(7月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2024/9/3	C	広聴広報費	10	サーバー維持管理費用(8月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2024/10/8	C	広聴広報費	11	サーバー維持管理費用(9月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2024/12/11	C	広聴広報費	12	サーバー維持管理費用(11月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2025/1/10	C	広聴広報費	13	サーバー維持管理費用(12月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2025/2/26	C	広聴広報費	14	サーバー維持管理費用(1月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2025/4/2	C	広聴広報費	15	サーバー維持管理費用(2月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2024/4/26	G	資料購入費	16	京都新聞(4月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2024/5/29	G	資料購入費	17	京都新聞(5月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2024/7/4	G	資料購入費	18	京都新聞(6月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2024/7/26	G	資料購入費	19	京都新聞(7月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2024/8/26	G	資料購入費	20	京都新聞(8月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2024/9/26	G	資料購入費	21	京都新聞(9月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2024/11/6	G	資料購入費	22	京都新聞(10月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	

政務活動費

会計帳簿

議員氏名:

荒巻 隆三

2024年度

(単位:円)

年月日	使送区分	使送項目	領収書 整理 番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
2024/11/27	G	資料購入費	23	京都新聞(11月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2024/12/25	G	資料購入費	24	京都新聞(12月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2025/1/29	G	資料購入費	25	京都新聞(1月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2025/3/3	G	資料購入費	26	京都新聞(2月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2025/3/27	G	資料購入費	27	京都新聞(3月分)		4,900	100%	4,900	京都新聞 鴨東販売所	
2024/5/2	G	資料購入費	28	聖教新聞・公明新聞(4月分)		3,821	100%	3,821		
2024/6/4	G	資料購入費	29	聖教新聞・公明新聞(5月分)		3,821	100%	3,821		
2024/7/4	G	資料購入費	30	聖教新聞・公明新聞(6月分)		3,821	100%	3,821		
2024/8/1	G	資料購入費	31	聖教新聞・公明新聞(7月分)		3,821	100%	3,821		
2024/9/3	G	資料購入費	32	聖教新聞・公明新聞(8月分)		3,821	100%	3,821		
2024/10/1	G	資料購入費	33	聖教新聞・公明新聞(9月分)		3,821	100%	3,821		
2024/11/1	G	資料購入費	34	聖教新聞・公明新聞(10月分)		3,821	100%	3,821		
2024/12/12	G	資料購入費	35	聖教新聞・公明新聞(11月分)		3,821	100%	3,821		
2025/1/10	G	資料購入費	36	聖教新聞・公明新聞(12月分)		3,821	100%	3,821		
2025/2/10	G	資料購入費	37	聖教新聞・公明新聞(1月分)		4,204	100%	4,204		
2025/3/14	G	資料購入費	38	聖教新聞・公明新聞(2月分)		4,204	100%	4,204		
2024/4/10	G	資料購入費	39	聖教新聞・公明新聞(3月分)		4,204	100%	4,204		
2024/4/1	H	事務所費	40	家賃(4月分)		88,330	70%	61,831	五建ビル 谷川商事	88,000+手数料330
2024/5/7	H	事務所費	41	家賃(5月分)		88,330	70%	61,831	五建ビル 谷川商事	88,000+手数料330
2024/6/3	H	事務所費	42	家賃(6月分)		88,220	70%	61,754	五建ビル 谷川商事	88,000+手数料220
2024/7/17	H	事務所費	43	家賃(7月分)		88,330	70%	61,831	五建ビル 谷川商事	88,000+手数料330
2024/8/6	H	事務所費	44	家賃(8月分)		88,000	70%	61,600	五建ビル 谷川商事	
2024/9/3	H	事務所費	45	家賃(9月分)		88,220	70%	61,754	五建ビル 谷川商事	88,000+手数料220
2024/10/8	H	事務所費	46	家賃(10月分)		88,220	70%	61,754	五建ビル 谷川商事	88,000+手数料220
2024/10/31	H	事務所費	47	家賃(11月分)		88,330	70%	61,831	五建ビル 谷川商事	88,000+手数料330
2024/12/11	H	事務所費	48	家賃(12月分)		88,330	70%	61,831	五建ビル 谷川商事	88,000+手数料330

政務活動費

会計帳簿

議員氏名:

荒巻 隆三

2024年度

(単位:円)

年月日	使金 区分	使途項目	領収書 整理 番号	支払(収入)内容 (摘要及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (費率分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
2025/1/10	H	事務所費	49	家賃(1月分)		88,330	70%	61,831	五建ビル 谷川商事	88,000+手数料330
2025/2/6	H	事務所費	50	家賃(2月分)		88,000	70%	61,600	五建ビル 谷川商事	
2025/3/4	H	事務所費	51	家賃(3月分)		88,000	70%	61,600	五建ビル 谷川商事	
2024/5/7	H	事務所費	52	電気料金(4月分)		7,411	70%	5,187	五建ビル 谷川商事	7,081+手数料330
2024/6/3	H	事務所費	53	電気料金(5月分)		7,536	70%	5,275	五建ビル 谷川商事	7,316+手数料220
2024/7/17	H	事務所費	54	電気料金(6月分)		8,224	70%	5,756	五建ビル 谷川商事	
2024/9/3	H	事務所費	56	電気料金(8月分)		12,826	70%	8,978	五建ビル 谷川商事	12,606+手数料220
2024/10/8	H	事務所費	57	電気料金(9月分)		11,928	70%	8,349	五建ビル 谷川商事	11,708+手数料220
2024/10/31	H	事務所費	58	電気料金(10月分)		7,291	70%	5,103	五建ビル 谷川商事	
2024/12/11	H	事務所費	59	電気料金(11月分)		8,532	70%	5,972	五建ビル 谷川商事	
2025/1/10	H	事務所費	60	電気料金(12月分)		5,233	70%	3,663	五建ビル 谷川商事	
2025/2/6	H	事務所費	61	電気料金(1月分)		9,982	70%	6,987	五建ビル 谷川商事	
2025/3/4	H	事務所費	62	電気料金(2月分)		10,016	70%	7,011	五建ビル 谷川商事	
2025/4/2	H	事務所費	63	電気料金(3月分)		9,083	70%	6,358	五建ビル 谷川商事	
2024/5/7	H	事務所費	64	駐車場(5月分)		28,050	70%	19,635		27,500+手数料550
2024/6/21	H	事務所費	65	駐車場(6月分)		27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2024/7/17	H	事務所費	66	駐車場(7月分)		28,050	70%	19,635		27,500+手数料550
2024/8/6	H	事務所費	67	駐車場(8月分)		27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2024/9/3	H	事務所費	68	駐車場(9月分)		27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2024/10/30	H	事務所費	69	駐車場(10月分)		28,050	70%	19,635		27,500+手数料550
2024/11/5	H	事務所費	70	駐車場(11月分)		28,050	70%	19,635		27,500+手数料550
2024/12/11	H	事務所費	71	駐車場(12月分)		28,050	70%	19,635		27,500+手数料550
2025/1/10	H	事務所費	72	駐車場(1月分)		28,050	70%	19,635		27,500+手数料550
2025/2/6	H	事務所費	73	駐車場(2月分)		27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2025/3/4	H	事務所費	74	駐車場(3月分)		27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2024/4/27	I	事務所費	76	固定電話料金(4月分)		11,259	70%	7,881	NTTファイナンス株式会社	

政務活動費 会計帳簿

議員氏名: 荒巻 隆三

2024年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書 整理 番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備 考
2024/5/27	I	事務費	77	固定電話料金(5月分)		11,455	70%	8,018	NTTファイナンス株式会社	
2024/6/28	I	事務費	78	固定電話料金(6月分)		11,170	70%	7,819	NTTファイナンス株式会社	
2024/7/29	I	事務費	79	固定電話料金(7月分)		10,749	70%	7,524	NTTファイナンス株式会社	
2024/9/2	I	事務費	80	固定電話料金(8月分)		10,960	70%	7,672	NTTファイナンス株式会社	
2024/9/27	I	事務費	81	固定電話料金(9月分)		11,215	70%	7,850	NTTファイナンス株式会社	
2024/10/30	I	事務費	82	固定電話料金(10月分)		11,219	70%	7,853	NTTファイナンス株式会社	
2024/11/22	I	事務費	83	固定電話料金(11月分)		12,166	70%	8,516	NTTファイナンス株式会社	
2024/12/29	I	事務費	84	固定電話料金(12月分)		11,422	70%	7,995	NTTファイナンス株式会社	
2025/1/31	I	事務費	85	固定電話料金(1月分)		10,978	70%	7,684	NTTファイナンス株式会社	
2025/3/10	I	事務費	86	固定電話料金(2月分)		11,840	70%	8,288	NTTファイナンス株式会社	
2025/4/2	I	事務費	87	固定電話料金(3月分)		11,047	70%	7,732	NTTファイナンス株式会社	
2024/4/30	I	事務費	88	名刺印刷料(荒巻隆三)		8,030	70%	5,621	(有)ミノル印刷	7,700+手数料330
2024/5/30	I	事務費	89	名刺印刷料(荒巻隆三)		15,730	70%	11,011	(有)ミノル印刷	15,400+手数料330
2024/6/21	I	事務費	90	名刺印刷料()		4,840	70%	3,388	(有)ミノル印刷	4,620+手数料220
2024/9/3	I	事務費	91	名刺印刷料(荒巻隆三)		15,620	70%	10,934	(有)ミノル印刷	15,400+手数料220
2024/10/30	I	事務費	92	名刺印刷料(荒巻隆三)		12,650	70%	8,855	(有)ミノル印刷	12,320+手数料330
2024/12/25	I	事務費	93	名刺印刷料(荒巻隆三)		16,830	70%	11,781	(有)ミノル印刷	16,500+手数料330
2025/3/31	I	事務費	94	名刺印刷料(荒巻隆三)		16,500	70%	11,550	(有)ミノル印刷	
2024/4/25	I	事務費	95	複合機リース代(4月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	コンビニ払い
2024/4/25	I	事務費	96	複合機リース代(5月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	コンビニ払い
2024/5/7	I	事務費	97	複合機リース代(6月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落 4、5月分が二重払い になっていたものを 2024.6.14に1カ月分 返還、残り1カ月分を 6月分に充当
2024/7/4	I	事務費	98	複合機リース代(7月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落

政務活動費

会計帳簿

議員氏名:

荒巻 隆三

2024年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書 整理 番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備 考
2024/8/5	I	事務費	99	複合機リース代(8月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2024/9/4	I	事務費	100	複合機リース代(9月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2024/10/4	I	事務費	101	複合機リース代(10月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2024/11/5	I	事務費	102	複合機リース代(11月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2024/12/28	I	事務費	103	複合機リース代(12月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	コンビニ払い
2024/12/28	I	事務費	104	複合機リース代(1月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	コンビニ払い
2025/1/6	I	事務費	105	複合機リース代(2月分)①		500	70%	350	セゾンリース	自動引落 手数料過払い分を リース代に補填
2025/2/4	I	事務費	106	複合機リース代(2月分)②		12,590	70%	8,813	セゾンリース	自動引落 105番+106番 =2月分13,090
2025/3/4	I	事務費	107	複合機リース代(3月分)		13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2024/5/23	I	事務費	108	複合機トナー代(4月分)		4,072	70%	2,850	キャノンマーケティング	自動引落
2024/6/24	I	事務費	109	複合機トナー代(5月分)		8,411	70%	5,887	キャノンマーケティング	自動引落
2024/7/23	I	事務費	110	複合機トナー代(6月分)		2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	自動引落
2024/8/23	I	事務費	111	複合機トナー代(7月分)		2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	自動引落
2024/9/24	I	事務費	112	複合機トナー代(8月分)		2,579	70%	1,805	キャノンマーケティング	自動引落
2024/10/23	I	事務費	113	複合機トナー代(9月分)		4,386	70%	3,070	キャノンマーケティング	自動引落
2024/11/25	I	事務費	114	複合機トナー代(10月分)		4,777	70%	3,343	キャノンマーケティング	自動引落
2025/1/23	I	事務費	115	複合機トナー代(11月分)		2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	自動引落
2025/1/23	I	事務費	116	複合機トナー代(12月分)		3,282	70%	2,297	キャノンマーケティング	自動引落
2025/3/24	I	事務費	117	複合機トナー代(1月分)		2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	自動引落
2025/3/24	I	事務費	118	複合機トナー代(2月分)		4,907	70%	3,434	キャノンマーケティング	自動引落
2025/4/23	I	事務費	119	複合機トナー代(3月分)		2,344	70%	1,640	キャノンマーケティング	自動引落
2024/6/3	J	人件費	120	給与(4月)		43,731	70%	30,611		43,291+手数料440
2024/6/3	J	人件費	121	給与(5月)		32,423	70%	22,696		31,983+手数料440
2024/8/6	J	人件費	122	給与(6月)		11,023	70%	7,716		10,583+手数料440

政務活動費

会計帳簿

議員氏名:

荒巻 隆三

2024年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書 整理 番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	控分率 (集約分)	計上額 (繰越切捨)	支払先	備 考
2024/8/6	J	人件費	123	給与(7月)		14,465	70%	10,125		14,025+手数料440
2024/9/3	J	人件費	124	給与(8月)		57,670	70%	40,369		57,230+手数料440
2024/10/8	J	人件費	125	給与(9月)		52,885	70%	37,019		52,445+手数料440
2025/2/10	J	人件費	126	給与(10月)		28,790	70%	20,153		28,350+手数料440
2025/2/10	J	人件費	127	給与(11月)		2,950	70%	2,065		交通費過払分(2日 分、計2,000円)は計 上しない。
2025/2/10	J	人件費	128	給与(12月)		18,900	70%	13,230		交通費過払分(1日 分、計1,000円)は計 上しない。
2024/10/17	J	人件費	129	給与(9月)		70,051	70%	49,035		
2024/11/7	J	人件費	130	給与(10月)		197,321	70%	138,124		
2024/12/11	J	人件費	131	給与(11月)		205,488	70%	143,841		
2025/1/10	J	人件費	132	給与(12月)		202,838	70%	141,986		
2025/2/10	J	人件費	133	給与(1月)		208,236	70%	145,765		
2025/4/2	J	人件費	134	給与(2月)		191,697	70%	134,187		
2025/4/2	J	人件費	135	給与(3月)		236,571	70%	165,599		

政務活動費

會計帳簿

議員氏名:

荒巻 隆三

2024年度

(単位:円)

年月日	使途 区分	使途項目	備取書 整理 番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (異担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備 考
	区分	項目名		支出件数	収入計 (A)	支出計 (B)		計上計 (C)		
	A	調査研究費		0件		0		0		
	B	研修費		0件		0		0		
	C	広聴広報費		15件		2,261,845		2,149,370		
	D	要請陳情等活動費		0件		0		0		
	E	会議費		0件		0		0		
	F	資料作成費		0件		0		0		
	G	資料購入費		24件		105,801		105,801		
	H	事務所費		34件		1,464,702		1,025,287		
	I	事務費		44件		426,318		298,414		
	J	人件費		16件		1,575,039		1,102,521	(A)-(C)	
				133件	4,800,000	5,833,705		4,681,393		118,607

[illegible]

荒卷 隆三

[illegible]

2 「年度」の欄には、充当した政務活動費が交付された年度を記載してください。

費報広聴広

令和6年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

荒巻 隆三

配布物 (名称)	TV生中継のご案内				規格	葉書			
配付先	事前登録者等				作成部数	6,300部			
		無	有	充当有の場合					
				支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号	備 考
所要経費	印刷・ 作成費用	☐	☒	(有) ミノル印刷	65,835	100%	65,835	1	6,300通
	封筒代	☒	☐				0		
	封入封 緘費用	☒	☐				0		
	送付等 費用	☐	☒	東山郵便局	453,390	100%	453,390	2	85円×5,334通 ※966部は手配布,在庫
	ラベル 代	☐	☒				0		
		☐	☐				0		
同封物	政務活動費の 充当対象	☐	☐				0		
	政務活動費の 充当対象外	☐	☐		—	—	—	—	
合 計					519,225	—	519,225	—	

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 卷 隆 三		整理番号	1	
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	TV生中継の御案内はがき印刷代				
支 払 金 額	65,835円	按分率	100%	計 上 額	65,835円
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり

テレビ中継のお知らせ

府政だより速報版!!

令和7年3月12日(水)

午後1時から

KBS京都にて放映



●令和7年度当初予算案及び令和6年度補正予算案について

令和7年度当初予算案及び令和6年度補正予算案は、これまでの西脇知事の「あたたかい京都づくり」の取組を踏まえた「あたたかい京都づくり実感予算」として編成され、京都府総合計画を推進する内容となっており、物価高騰等から府民生活や事業活動を守る施策も含まれており、着実に執行されることを期待する。

●京都府の産業振興 スタートアップ支援について

京都府では、これまでから「オール京都」体制でのスタートアップ支援に取り組んできた。国内最大級のスタートアップイベントIVSも京都で開催されるなど取組が進み、スタートアップ企業の設立数も増加していると聞くが、今後の取組についてはどのように考えているのか。

●京都府警察本部 匿名・流動型犯罪グループへの対応について

匿名・流動型犯罪グループによる犯行が凶悪化するとともに、その手口が巧妙化している。令和7年度当初予算案には繁華街等への防犯カメラ設置も盛り込まれているが、今後どのように対策を進めていくのか。

●等を 知事等に問う!

※皆様の、府政へのご意見を、下記までお寄せください。



京都府議会議員

あらまき隆三事務所

☎605-0846

東山区五条橋東二丁目18-1 五連ビル四階C

☎075-541-8078 FAX 075-561-2812



★インターネット中継からも御覧いただけます。

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年	月	日	取引店 番号 取引 番号
07	03	04	
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥65,835	
時刻	受付番号	お取引後残高	
17:36	0011	¥648,745	
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 260155			
1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話			
アラマキリコウゾウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。



郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--

御 請 求 書

(月限)

2025 年 3 月 3 日

荒 卷 隆 三 事 務 所 様

(有) ミ ノ ル

〒605-0837

京都市東山区新宮川筋五条上

TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451

登録番号 T2130002010255

税込合計金額 465,835-

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税抜)	598,500 -	別紙請求書 / 枚
消 費 税 額 (税率10%)	59,850 -	
お 立 替 ()		
当 月 請 求 額	465,835 -	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座No.28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。

御 請 求 書

荒 卷 隆 三 事 務 所 様

(有) ミ ノ ル 印 刷

2025 年 3 月 3 日

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地

TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451

登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
〒に中継のお知らせ, DM	6,300	598,500 -	
消 費 税		59,850 -	
合 計		465,835 -	

上記の通りご請求申し上げます。

第 5 号の 2 様式 (第 7 条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 卷 隆 三			整理番号	2
費 目	調査研究費・研修費 (広告広報費)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	TV生中継の御案内郵送費				
支 払 金 額	453,390円	按分率	100%	計 上 額	453,390円
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり

領収書

様

[別納引受]		
第二種通常はがき		
085	5,334通	¥453,390
小計		¥453,390
郵便物引受合計通数	5,334通	
課税計(10%)	¥453,390	
(内消費税等(10%))	¥41,217	
非課税計	¥0	
合計	¥453,390	
お預り金額	¥454,000	
おつり	¥610	

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 3月 7日 17:12
発行No. 250307A9859 端N06箱04
連絡先: 東山郵便局
TEL: 0570-943-447

令和6年度 印刷物配布費用等説明書

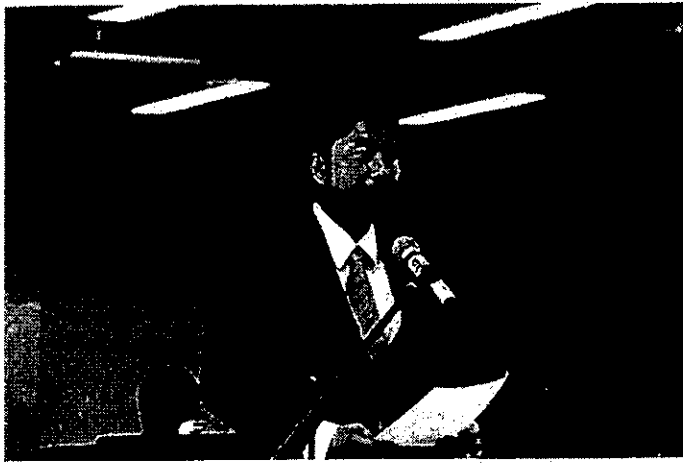
会派・議員名

荒巻 隆三

配布物 (名称)	あらまきりゅうぞう通信 Vol.17	規格	A3両面3枚
配付先	事前登録者等	作成部数	8,000部

		無	有	充当有の場合					
				支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号	備 考
所要経費	印刷・ 作成費用	☐	☒	(有) ミノル印刷	774,400	100%	774,400	4	8,000枚 ※2,193部は手配布及び 在庫分
	封筒代	☐	☒	(有) ミノル印刷	104,500	100%	104,500	3	5000部 ※不足分は在庫の封筒 を使用
	封入封 緘費用	☒	☐				0		
	送付等 費用	☐	☒	東山郵便局	638,770	100%	638,770	5	110円×5,807通 ※2,193部は手配布 及び在庫分
		☐	☐				0		
		☐	☐				0		
		☐	☐				0		
同封物	政務活 動費の 充当対 象	☐	☐				0		
	政務活 動費の 充当対 象外	☐	☐		—	—	—	—	
合 計					1,517,670	—	1,517,670	—	

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。



事業化を請け負う客員起業家の呼び込みや、ラボ、人材、資金を一体的に供給する海外インキュベーターの誘致に取り組むこととしております。

また、IVSでは京都コーナーを新たに設け、京都企業と国内外のスタートアップ企業の交流を促進することとしております。

さらに、脱炭素やコンテンツといった世界が注目する分野で、スタートアップ企業と既存企業による共創プロジェクトを創出してまいりたいと考えております。

今後とも、スタートアップ企業が既存企業とともに成長し、京都産業全体の振興につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

答 弁 を 受 け て 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

スタートアップ企業の活躍が、京都産業に新たな刺激を与え、京都の技術の持つ強みを活かし、長所を伸ばし、新しいものとこれまでの技術が、最も良い形で結びつくよう、京都産業全体の活性化に繋げるための今後の取組の強化に期待しております。

京都発のスタートアップ企業が、この激動の世界にあって、存在感を大きく発揮して競争力を高め、世界のフロントランナーとして、羽ばたいていけるよう、今後の支援についてよろしくお願い申し上げます。

3. 地域文化を活かした府域の均衡ある発展について

質 問 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

本府における地域文化は、長く人々の暮らしの基盤となり、豊かな人間性の涵養や地域への誇り・愛着を醸成し、新しい価値の創造や技術革新の原動力となってきた。様々な地域文化が根差す本府においては、地域の活性化につながるポテンシャルを持った地域文化が数多く存在する中、あらゆる地域で地域文化を活かした活性化を図るとともに、府域全体の発展につなげていくことが重要と考えるが、これまでの本府の文化施策の実施状況を踏まえ、地域文化の継承や府域の活性化に対する評価と、今後の展望についてはどうか。

府内各地で受け継がれてきた祭りや食などの多様な地域文化は、その地域に暮らす人々の心をつなぐとともに、京都の魅力の源泉として、地域の活性化に大きく貢献するものと考えております。

しかしながら、過疎化や少子高齢化の影響などにより、次世代への継承が危ぶまれるものもあり、地域文化の保存と継承のためには、その魅力や価値の再発見を促すことでより多くの人に親しんでいただきますとともに、担い手の確保につなげることが重要だと考えております。

そのため京都府では、地域の文化資源の魅力や価値を再発見する取組として、天橋立や福知山城でのアートイベントや社寺などの文化財を活用して行う音楽イベントなどに取り組んでまいりました。

中でも、福知山城で開催された「福知山イル未来と」は、一般財団法人地域活性化センター主催のふるさとイベント大賞におきまして、最高賞である内閣総理大臣賞を府内イベントではじめて受賞するなど、全国的にも高く評価されたところでございます。

また、継承に向けた取組としては、これまでから文化観光サポーターを配置し、祭りの保存会の伴走支援を行いながらその魅力を広く発信しておりますが、その結果、保存会への新規入会者が増加するといった成果にもつながってきていると評価しているところでございます。

こうした成果を府内全域に広げていけるよう、令和7年度は、府内各地の祭りや郷土料理を体験し、地域を巡る文化観光ツアーの造成や重要伝統的建造物群保存地区に指定されている与謝野町のちりめん街道を活用したコンサートなどを実施することにより、地域文化の継承と地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、文化庁や市町村、関係団体などと連携し、オール京都で力を合わせて地域文化を活用した多彩な事業を推進し、府域全体の発展につなげてまいりたいと考えております。

答 弁 を 受 け て 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

府の取組により祭りの保存会への新規入会者が増加したという御答弁もございましたが、地域に根差す文化の継承・発展を通じた活動が地域の担い手確保、ひいては地域の活性化や伝統産業の活性化等につながっていくように今後の取組に期待をしております。

京都府下各地には、時代背景や美意識が育んだ文化があつて、我々京都は、日本の文化の魅力に欠かすことのできない世界観を形成しております。伝統は一途なしきたりや習わし、また、半ば使命感のような御篤志があつてこそ、そういった尊い皆様の想いで、成り立っております。是非ともそういった想いを理解する感受性を各地に育んでいっていただくことを切にお願い申し上げます。



4. 歯と口の健康づくりの推進について

質問

府内におけるフッ化物洗口の実施市町村は徐々に増えているものの、今後は、歯科医師会等の関係団体とも連携し、全市町村での実施や対象年齢の拡大など、更なる拡充に取り組むべきと考えるが、来年度以降、どのように市町村への支援を実施していくのか。

また、口腔ケアは、一人ひとりが重要性を理解し、自発的に取り組むよう工夫することが大切だと考える。口腔ケアの重要性について全ての世代が理解を深め、歯と口の健康づくりを推進できるよう、より一層の普及啓発が必要と考えるがどうか。

答 知 事

歯と口の健康は、よく噛んで食べるための基本であり、生涯を健康で豊かに過ごせるよう、若い時期から口腔ケアに取り組むことが重要だと考えております。

京都府では、平成7年度に独自の補助制度を創設し、むし歯になりやすい幼児や小学生を対象に、フッ素を活用したむし歯予防に取り組む市町村を支援しており、現在、フッ化物塗布に18市町村、フッ化物洗口に17市町村が取り組んでいるところでございます。

今後は、歯科医師会と連携した働きかけや、実施市町村の取組成果を分かりやすく伝えるなど、全ての市町村で事業が実施されるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、令和7年度からは、補助対象を中学生までに拡大し、市町村が地域の課題に応じて事業を実施できるよう、支援内容を拡充してまいりたいと考えております。次に、全ての世代に対する口腔ケアの重要性の理解促進については、全ての世代に、口腔ケアの重要性を理解していただくためには、正しい知識が直接伝わる機会を増やすことが重要だと考えております。

これまで、6月の歯と口の健康週間や11月のいい歯の日記念週間をはじめ、多くの方が集まる地域イベントの機会に歯磨き指導などの啓発に取り組んでまいりました。

令和7年度におきましては、幅広い世代を対象に、保健

所が学校で行う喫煙防止教室での啓発の充実、歯科健診の機会が減少する大学生への働き掛けの強化、高齢者の介護予防を目的とした「通いの場」における啓発に取り組みますとともに、新たに、がん検診の受診促進と併せた啓発を開始するなど、様々な機会を捉えまして、口腔ケアの重要性に関する理解促進に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づきまして、若い時期から口腔ケアに関心を持っていただき、高齢期に至るまで歯と口の健康を保つことにつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

答弁を受けて

令和7年度から補助対象を中学生まで拡大していただけるという、知事から大変積極的な姿勢を示していただきました。

歯と口の健康は子供たちの健やかな成長に重要なものであります。事業の実施にあたっては、歯科医師会をはじめ、市町村とも十分に連携をしながら、取組の拡大を推進していただきますようよろしくお願いいたします。



5. 匿名・流動型犯罪グループへの対応について

質問

時代の変化に応じて巧妙に犯行手口を変えていくトクリュウに対しては、被害の防止対策をはじめ、実態解明と中枢被疑者の検挙、犯罪により収益を獲得するビジネスモデルの解体が重要であり、実行役の検挙に止まることなく、指示役や上位被疑者の検挙、犯罪収益のはく奪に向けた捜査を徹底すべきと考えるが、トクリュウに対する被疑者検挙に向けたこれまでの取組や検挙の状況、今後の方針についてどうか。

答 警察本部長

SNS等を通じた緩やかな結び付きで離合集散を繰り返し、特殊詐欺等の犯罪を敢行する「匿名・流動型犯罪グループ」、いわゆる「トクリュウ」が治安上の重大な脅威となっております。

府警察においては、組織犯罪対策に関する情報部門と捜査部門を集約し、繁華街における違法行為の取締り態勢を整備した他、刑事、生活安全、サイバーなどの関係部門が



ら成るプロジェクト班を設置するなど、捜査態勢を強化した上で、警察庁を通じて、他の都道府県警察や海外の捜査機関とも連携・協力し、末端の実行犯の検挙にとどまらず、指示役や上位被疑者といった中核的人物の検挙と、犯罪収益の没収、追徴を目指した事件捜査を推進しております。

その結果、令和6年中は、トクリウのメンバーとみられる264人を詐欺や窃盗などの罪で検挙しております。

主なものでは、点検商法や祇園の闇カジノの摘発のほか、約1億円相当の金地金を詐取した特殊詐欺事件、建設中の建物に侵入し、電気ケーブルを切断して盗むなどした外国人グループによる金属窃盗事件などを検挙しております。

府警察では、令和6年度予算で整備し、運用を開始したトクリウの関与が疑われる様々な事案に関する捜査情報から、人や物の関係性を分析するシステム、防犯カメラから回収した映像等を警察本部と府内全警察署との間で即時に共有するシステムを有効に活用し、取締りをより一層強化してまいります。

さらに、令和7年度当初予算案において、「おもてなしのまち京都あんしん見守り事業費」として御提案している「街頭防犯カメラの設置・運用」につきましても、トクリウによる繁華街での犯罪の抑止に加え、犯罪発生時にはその映像を捜査に有効活用できるものと考えております。

府警察としては、府民の安全安心を守る上での最重要課題の一つとして、引き続き「匿名・流動型犯罪グループ」による犯罪の取締りを徹底してまいります。

答弁を受けて

匿名・流動型犯罪グループの実態の解明、捜査の強化のためのシステムの活用や、共有する防犯カメラの設置による犯罪の抑止や捜査への活用など、今後とも府民の安心・安全の確保に向けた取り締まりの強化をよろしくお願いいたします。

昨今では、治安の悪化が危ぶまれる風潮が高まると同時に、社会不安として、倫理観の欠如やモラルの低下、道徳的感受性の欠如が叫ばれる世の中となっております。今一度、京都府警から日本の安全神話を取り戻していただきますよう、御奮迅を心から御祈念申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

▶令和6年2月定例会総務・警察常任委員会
(令和6年3月18日)

会派を代表して提案理由を述べました。

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

提案

我が会派から、「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書」を提出させていただきたいと思っております。

なお、この総務・警察常任委員会の所管事項において、質問を割愛した理由といたしまして、委員会の審議になじまない理由及び意見書の趣旨について簡単に説明をさせていただきます。

再審法改正に関しては、この総務・警察常任委員会で、かねてから他の会派で質疑があり、再審における証拠開示の法定化や検察官の不服申立ての禁止を求める意見書案が提出されてきましたが、我が会派としては、刑事司法制度全体の在り方に関連するもので、慎重に検討する必要があるとの考えにより、賛同しかねるところでございました。

しかしながら、冤罪は許されるものではなく、迅速に救済されなければならないとの思いは同じであり、今般、京都弁護士会と意見交換を行いましたところ、平成28年の改正刑事訴訟法を受けて、法務省を中心に法曹関係者により、刑事手続の在り方の協議を行っているが、まだ制度化されていないと教示をいただきました。そうしたところから、今般、議論の加速化を求める再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書を提出させていただく運びとなりました。

審議になじまない理由といたしましては、改正刑事訴訟法を受けた法制化に向けた検討状況などは、法務行政、法務省の所掌であることから、委員会の所管事項での質問になじまないと判断したところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

▶令和6年2月定例会本会議(令和6年3月22日)

議運委員長として提案理由を述べました。

議第1号議案情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例制定の件、

議第2号議案京都府議会委員会条例及び

京都府政務活動費の交付に関する条例一部改正の件及び議第3号議案京都府議会会議規則一部改正の件

提案

自由民主党京都府議会議員団の荒巻隆三でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第1号議案情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例制定の件、議第2号議案京都府議会委員会条例及び京都府政務活動費の交付に関する条例一部改正の件及び議第3号議案京都府議会会議規則一部改正の件につきまして、提案者を代表し、その提案理由を御説明申し上げます。

令和5年4月、地方自治法の一部を改正する法律が成立し、本年4月から、請願の提出等、地方自治法に規定される議会に係る手続についてオンライン化が可能となります。今回提案する3件の議案は、改正地方自治法の施行に併せ、京都府議会においても、条例、会議規則について所要の規定整備を行うとともに、法律以外の条例・会議規則等に規定される議会に係る手続についても、必要に応じ、オンライン化・デジタル化を可能とする規定を定めるものでございます。

具体的には、議会に係る手続のオンライン化・デジタル化を可能とする通則条例として情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例を定めるとともに、委員会運営や政務活動費の収支報告に係る手続については京都府議会委員会条例及び京都府政務活動費の交付に関する条例を改正し、本会議運営等に係る手続については京都府議会会議規則を改正することで、今後、府民の利便性の向上や議会運営の効率化のためにオンライン化・デジタル化が必要となった際は速やかに実施できるようにするものであります。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、本条例案に御賛同賜りますことをお願い申し上げます。御清聴、誠にありがとうございました。

▶令和6年2月定例会本会議（令和6年3月22日）

予算特別委員長として審査の経過及び結果を述べました

予算特別委員会に付託されております第1号議案
令和6年度京都府一般会計予算を含む25件の
議案につきまして、審査の経過及び結果

報告

予算特別委員会に付託されております第1号議案令和6年度京都府一般会計予算を含む25件の議案につきまして、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、予算特別委員会当初予算審査小委員会による9日間にわたる書面審査を実施するとともに、3月14日には、西脇知事をはじめ関係理事者の出席を求め総括質疑を行い、府政全般にわたる重要課題を中心に審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、さきの9月定例会における決算審議を踏まえた「意見・提言」で示した内容がどのように反映されているか、また、人口減少や少子高齢化に伴う産業・医療・福祉などのあらゆる分野での担い手不足や地域社会の衰退といった構造的な課題への対応、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、多くの課題が山積する中、様々な角度から厳正に審査を行ったところであります。

今回の当初予算は、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点を柱に、「あたたかい京都づくり」をさらに加速化させるため

に必要な予算が編成されたものであります。

審査の結果についてであります。精神障害者の医療助成制度の創設や、地震に備えるための耐震化支援制度の拡充、「まち全体で子どもを見守り支えるまちづくりを進めるために市町村が策定する計画を京都府が認定し、取組を支援する全国初となる制度の創設、京都企業人材確保センターの創設による人材確保や定着、労働生産性の向上への支援、産業創造リーディングゾーンの推進をはじめとする持続可能な産業社会の創造、文化庁と連携した地域文化の次世代への継承と国内外への発信、さらには、災害からの安心・安全対策にもつながる道路等の整備など、地域の基盤づくりに積極的に取り組むとともに、厳しい財政状況の中、行財政改革にも取り組まれ、新たな施策に必要な財源の確保にも努められているものであると、多くの委員が評価したところであります。

審査の過程におきましては各委員から様々な意見や要望が述べられておりましたが、その主な項目は、お手元に配付いたしております「指摘・要望事項一覧」のとおりであります。

それでは、付託議案25件に対する採決の結果を申し上げます。

第1号、第13号及び第16号の議案3件については、賛成多数でいずれも原案どおり可決することに決しました。なお、これら3件には少数意見が留保されております。

また、第2号から第12号まで、第14号、第15号、第19号、第20号、第22号、第23号、第35号から第37号まで、第47号及び第48号の議案22件については、賛成全員でいずれも原案どおり可決することに決しました。

今後の府政運営につきましては、おつて、議長から知事に對し提出される予算審議を踏まえた「意見・提言」を十分に反映されますよう、この際、主な内容について申し上げます。

まず、重点事項としまして、子育て環境日本一の推進について、「子育て環境日本一」に向けて、市町村と連携したまち全体で子どもを見守り支えるまちづくりや、子育ての楽しさを広げ子育てにやさしい機運を高める取組等を一層推進すること。

次に、各部局別の事項としましては、まず知事直轄組織においては、多文化共生・国際交流の推進について、留学生や外国人住民に対する日本語教育や就労をはじめとした生活相談などの取組を充実するとともに、大阪・関西万博の機運を生かし、国際交流をより一層推進すること。

次に、危機管理部においては、防災対策の推進について、様々な危機事象に対し迅速・的確に対応するため、常設された危機管理センターを活用して、関係機関との連携強化により情報の収集や活用を図るとともに、避難者のニーズに応じた災害備蓄品を整備するなど、災害対応機能の向上に努めること。

次に、総務部においては、財政運営について、府税収入やふるさと納税などの自主財源を確保するとともに、将来を見

据えた府債残高の適正管理や財政調整基金の積立など、持続可能な財政運営に努めること。

次に、総合政策環境部においては、温室効果ガス削減の取組の推進について、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、再生可能エネルギーの導入、家庭や事業者の脱炭素行動の促進、水素社会の実現に向けた取組等をさらに推進するとともに、府民や事業者に対する情報発信・啓発に努めること。

次に、文化生活部においては、文化の振興について、文化庁の京都移転を契機に、伝統文化等の魅力発信や子どもが文化に触れる機会の創出など、文化の振興・継承につながる取組をより一層推進すること。

次に、健康福祉部においては、障害者支援の充実について、障害のある人が必要とする医療や福祉サービス等を適切に受けられるよう、障害者施策の充実にも努めること。

次に、商工労働観光部においては、中小企業等への支援について、京都産業の活性化のため、中小企業等に対し、きめ細やかな支援策を講じるとともに、商店街の活性化や伝統産業の振興等の取組を一層推進すること。

次に、農林水産部においては、農林水産業の推進について、農林水産業の担い手確保・育成に努めるとともに、農林水産業者に対し、きめ細やかな支援策を講じること。また、食糧自給率の向上に努めること。

次に、建設交通部においては、防災・減災対策について、道路や河川をはじめとした社会基盤の整備を推進するとともに、住宅や建築物の耐震化に関わる支援制度の周知に努めるなど、防災・減災対策に一層取り組むこと。

次に、教育委員会においては、学びを支える教育環境の整備について、体育館の空調をはじめ、府立学校の施設・設備の計画的な改修に努めること。また、教育現場におけるICTの効果的な利活用のための環境整備をさらに進めるとともに、外部人材の配置等により、教員の負担軽減に向けた働き方改革を一層推進し、学びを支える教育環境の整備に努めること。

最後に、公安委員会においては、府民生活の安全・安心対策の推進について、地域、学校、警察が連携し、地域の防犯力の強化に努めるとともに、特殊詐欺やサイバー犯罪等の未然防止に向けた取組を一層推進すること。

このほか、本委員会審議の中で各委員から述べられた事項につきましても御配慮いただくよう、願うものであります。

結びに、各委員の皆様には、連日、終始熱心に慎重かつ厳正な御審査を賜り、円滑な審議運営に御協力をいただきましたことに心から感謝と御礼を申し上げます。併せて、自民・磯野副委員長、府民・田中副委員長、公明・山口副委員長、共産・水谷幹事、維新・畑本前幹事には格段の御尽力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げまして、委員長報告といたします。

御清聴ありがとうございました。

▶令和6年5月臨時会総務・警察常任委員会
(令和6年5月22日)

委員会の1年の締めくくり在所管を述べました

発言

1年間、総務・警察常任委員会で委員長並びに副委員長、また委員の皆様にはお世話になりましたありがとうございます。それをまたサポートしていただきました事務局の皆さんにも感謝と御礼を申し上げたいと思います。

理事者の皆様には、毎委員会ごとにきちんと真摯に向き合っていて、議会との答弁を重ねて、また施策にも反映していただいたり議論を活性化できましたことに御礼を申し上げたいと思います。

従前は総務委員会と警察委員会という形だったんで、ちょっと2つに分けて総体的な感想、所感を述べたいと思います。

総務系に関しては、もう本当にコロナ禍もありましたし、大変な激動の日本社会の中において、京都府の健全な運営のために財政の安定化や健全化、また職員や人材、様々な体制の構築、そして、また事業の見直しや様々な企画渉外、また広報の強化等、全力で本当に工夫をしていただいて取り組んでいただいたなということで、心から評価をいたしました。当然、予算に占める起債の高さということは全国的にも課題でありますけれども、いかに歳入を増やして歳出を減らすかというのは、これはもう全国一律どこも大変な中でありますけれども、入を量りていざるを制するという精神や哲学、それは京都府はどこにも負けない全国の知恵があると思っております。

京都府は、御承知のとおり全国第一号の財政再建団体として始まって、賃料も払えない、人も雇えない、これはどうしたものかというところで府民サービスをどう満たしていくかという、その本当に不断の追求をして努力していただいた歴史があります。それを踏まえて、これまで例えば自動車税とかも、もともとなかったものを京都が高度経済成長期のときに、そういうモータリゼーションの機運を捉えて自動車税というものを考えたら、国がまねをして今、全国の制度として普及しているとか、いろんなパイオニアの精神もありますので、またこれからいろんな激動する時代、社会変革の中で、そういった知恵や工夫を生かして臨機応変に府民サービスの充実に取り組んでいただけたらということを最後にお願いをしておきたいと思っております。

警察委員会の所管に関しては、この警察本部さんの4月かな、交通安全の式典に呼んでいただいて私たちも参画をさせていただきましたこと、その結果がまた、死者は発生しなかったという大きな成果も出ているということで、本当に長年の取組がきちんと生かされているなということで、本当に大きな府民の安心・安全を支えてくださっている京都府警の皆さんの昼夜の御努力に心からの敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

また、今、多様化する犯罪や闇バイト等、これまでになかった凶悪な犯罪が起きていて、府民が今、不安と隣り合わせでありますこと、また高齢者が増える中で詐欺も横行しているということで、いろんな時代の変化に合わせたサイバー対策本部も本格的にスタートしていただいたことで、そういった機能も活用しながら新たな脅威である犯罪をいかに未然に防いで、また発生したらすぐに検挙していただける府民の安心・安全の支えとして、これからどうか御活躍をいただきますことを心からお願い申し上げまして最後の感謝と御礼の所感を申し上げます。

どうもありがとうございました。

▶令和6年5月臨時会文化力と価値創造に関する特別委員会（令和6年5月23日）

副委員長として1年の締めくりに所感を述べました

発言

（委員長はじめ委員の皆様、また理事者の皆様、そしてお支えくださった事務局の皆様、1年間、お世話になりました。ありがとうございました。）

限られた定例会の中での議論だけではなく、管外調査にも行けて、他県の先進的な取組も学ぶことができて、その結果、やっぱり図らずも我々京都府というのは、京都の文化というのはもう他に並び立つものがない悠久の歴史という裏づけの中で育まれた、我々はもう本当に絶大な、壮大な財産を預かっているという府なんだなということを、逆に自覚と使命というものを感じる調査もできたと思っています。そういう意味では、その京都を広くとらえて、府域全域にそれぞれ地域の強みを生かして、また特色を伸ばす、そういった形で広く府の盛り上げをしていっていただきたいと思っているのが1つ。

（それと、一方で当然、今、メディアの力や新しいITの力とかそういうグローバルなものを見据えての市場をちゃんと形成して、きちんと収穫していくという中で循環をつくっていくということも片一方で大事なことで、民間も含めてそういう仕掛け等を引き続き、京都府のほうでも活力を高めていく取組を施策推進していただきたいと思っています。）

あと、バランスの問題で、京都にはそういった悠久の歴史に裏づけられたすばらしいものがあると言いつつも、それは日々、人の1代の寿命の中では取り組めない、何代にもわたって継承してきた御努力というものがあることでございます。歴史的建造物一つとってもそうですし、様々な技芸とかも一途なしきたりや習わしを守って、営みとしてきちんと体系づけて、この様式美を整えて今に至るというところに、世界中の人が魅力を見出してくれますし、またその世界観を形成する上では、それを支える産業があるわけで、着物や繊維、また陶磁器とか、様々な工芸、伝統産業、そういったものも自動的に今、これからもあるという状況ではないということは御承知だと思います。

今、本当に大きく社会変動する中で、そういった京都のコアコンピタンスを形成してくれているものを、大きくどうバックアップしていくか、またそういった文化財を所有している人たちは、逆に今、新たにどういった課題と向き合っているかということ、京都府はものすごく努力してくださっているのは私も聞き及ぶところでありますけれども、対処療法だけではなくて、根本的な原因となるものを見据えて、大きく何か施策を生み出していただけたらというところが今後のまた次年度への課題なんだろうなと思いますし、その不断の追求だと思っています。歳入が急に増えるわけでもないですし、難しいところだし、知恵の出どころだと思ふんですけれども、そういったところで理事者の皆様には他県に勝る知恵や英知があると存じておりますので、工夫を賜りますよう、最後、お願いを申し上げまして、一言総括とさせていただきます。お世話になりました、ありがとうございました。

▶令和6年9月定例会本会議（令和6年10月3日）

議運委員長として提案理由を述べました

能登半島を襲った災害からの早期復旧・復興に向けた取組を求める意見書

発言

議会運営委員会委員長の荒巻隆三でございます。

ただいま議題となりました「能登半島を襲った災害からの早期復旧・復興に向けた取組を求める意見書案」につきまして、提案者を代表いたしまして、その理由を御説明申し上げます。

令和6年能登半島地震において被災された能登半島に対して、過日は豪雨災害が襲い、輪島市や珠洲市、能登町など各地で河川の氾濫や浸水、土砂崩れなどの甚大な被害が発生しました。複合災害の状況下において、報道等で現地の様子を伺うたびに痛切なる気持ちで心を痛んでやみません。

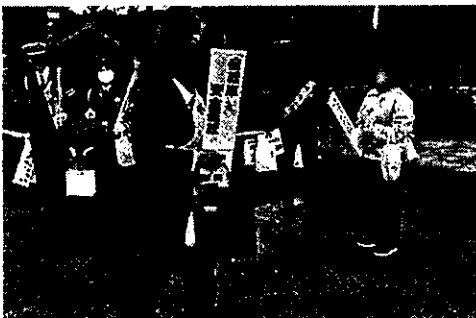
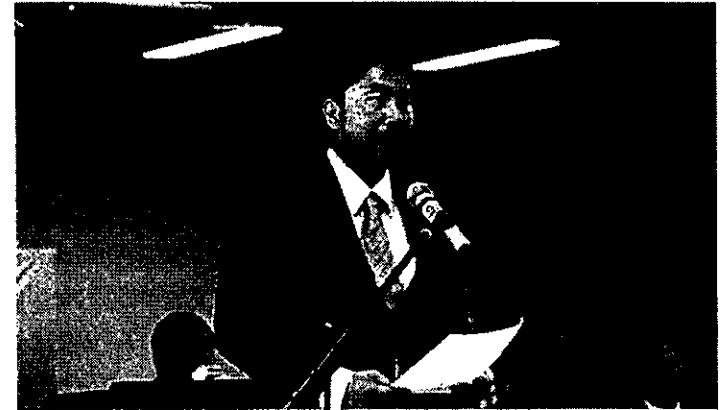
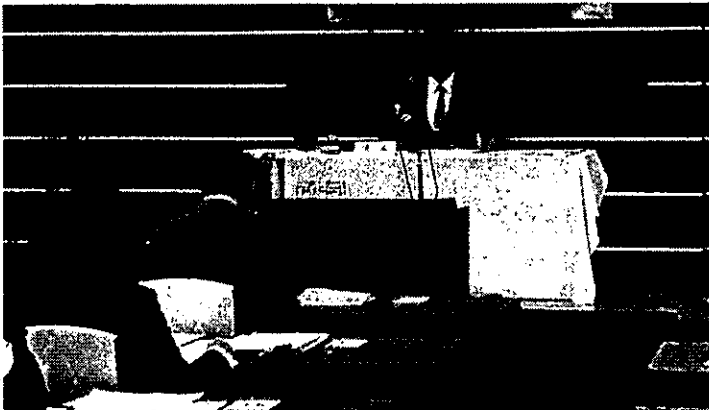
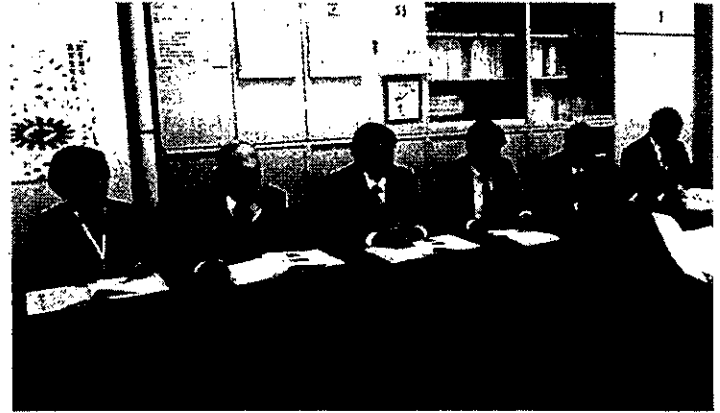
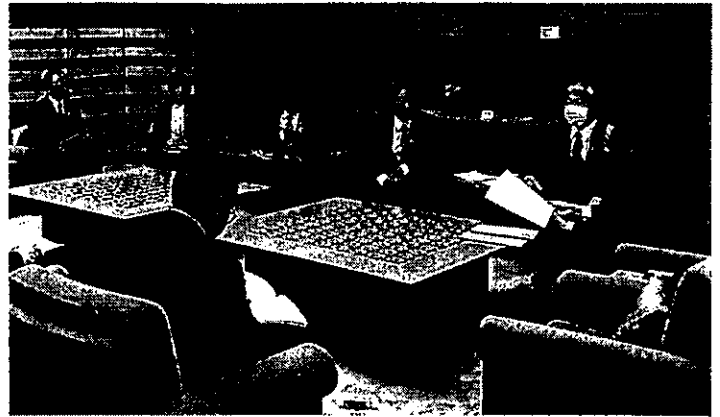
御逝去なさいました皆様に心からの哀悼の意を表すと同時に、被災なされました皆様に心からのお見舞いを申し上げます次第でございます。

この度重なる災害から被災地が一日も早く立ち上がるためには、国による力強い財政的支援や自治体、民間と連携した人的支援などにより被災地の憂いを取り除き、力強く迅速に対応することが求められます。

議員各位におかれましては、このような趣旨を御理解いただき、本意見書案に御賛同賜りますことを心からお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。

写真で見る あらまきりゅうぞう の調査と活動



— あらまきりゅうぞう通信 第17号 —

令和7年3月25日 編集・発行

★インターネットからも発信中！

<http://aramaki-ryuzo.jp>



※皆様の、府政へのご意見を下記までお寄せください。

京都府議会議員 自民党府議団 代表幹事

京都府議会 議会運営委員長

京都地方税機構議会 議長

荒巻隆三

荒巻隆三事務所

〒605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1 五建ビル4階C

☎ 075-541-8078

FAX 075-561-2812

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 巻 隆 三		整理番号	3	
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	あらまきりゅうぞう通信Vol.17封筒代				
支 払 金 額	104,500円	按分率	100%	計 上 額	104,500円
按分率の考え方	全て政務活動				
備 考	全文府議会報告				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

別添のとおり



キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店 番	取引 番 号	
07-03-31			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥104,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
11:54	0063		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 260155			
2) ミノインサツ 様			
ご依頼人 電話			
アラムキリウソウウツムヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

荒巻隆三 事務所

☎ 605-0846 京都市東山区五条橋東2丁目18-1
五建ビル4階C

☎ 075-541-8078 FAX 075-561-2812

御 請 求 書

(月限)

2025年 3月 12日

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

〒605-0837
京都市東山区新宮川筋五条上る山田町499番地
TEL(075)531-4924 FAX(075)525-0451
登録番号 T2130002010255

税込合計金額 ¥ 104,500 -

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税抜)	95,000 -	別紙請求書 1 枚
消 費 税 額 (税率10%)	9,500 -	
お 立 替 ()	-	
当 月 請 求 額	¥ 104,500 -	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座№28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。

御 請 求 書

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

2025年 3月 12日

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
長3白持A<80>封筒 7枚	5000	95000 -	
牙白エルクン付 紺1色刷			
消 費 税		9500 -	
合 計		104500 -	

上記の通りご請求申し上げます。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 巻 隆 三		整理番号	4	
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	あらまきりゅうぞう通信Vol.17冊子代				
支 払 金 額	774,400円	按分率	100%	計 上 額	774,400円
按分率の考え方	全て政務活動				
備 考	全文府議会報告				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
07-03-31			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥774,400	
時刻	受付番号	お取引後残高	
11:52	006		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥0	利用料 ¥0
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 260155			
1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話			
アラマキリユウゾウウツムシヨ 様			

*裏面のご案内もご覧ください。

御 請 求 書

(月限)

2025 年 3 月 25 日

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル

〒605-0837

京都市東山区新宮川筋五条上る山田町499番地

TEL(075)531-4924 FAX(075)525-0451

登録番号 T2130002010255

税込合計金額 ¥ 774,400 -

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税抜)	704,000 -	別紙請求書 / 枚
消 費 税 額 (税率10%)	70,400 -	
	-	
お 立 替 ()	-	
当 月 請 求 額	¥ 774,400 -	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座No.28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。

御 請 求 書

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

2025 年 3 月 25 日

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地

TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451

登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
あらまきりゆうどう通信 Vol.17	8000	704,000 -	
消 費 税		70,400 -	
合 計		¥ 774,400 -	

上記の通りご請求申し上げます。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 卷 隆 三		整理番号	5	
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	あらまきりゅうぞう通信Vol.17郵送費				
支 払 金 額	638,770円	按分率	100%	計 上 額	638,770円
按分率の考え方	全て政務活動				
備 考	全文府議会報告				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

別添のとおり

領収書

様

[別納引受]
第一種定形
①110 5,807通 ¥638,770

小 計 ¥638,770

郵便物引受合計通数 5,807通
課税計(10%) ¥638,770
(内消費税等(10%)) ¥58,070
非課税計 ¥0

△計 ¥638,770
お預り金額 ¥640,000
おつり ¥1,230

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 3月27日 15:38
発行No. 250327A0391 端N06箱02
連絡先: 東山郵便局
TEL: 0570-943-447

通信

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 卷 隆 三		整理番号	6～15	
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	サーバー維持管理（振込手数料含む）				
支 払 金 額	224,950円	按分率	50%	計 上 額	112,475円
按分率の考え方	政務活動の割合が不明なため				
備 考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

別添のとおり

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。 ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞお確かめください。			
年 月 日	取扱店	種別	取引番号
06-05-07			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
21:48	0019		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥440 利用料 ¥110			
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か) エックスホ・イントワン 様			
ご依頼人 電話 [REDACTED] アラマキリュウソウ・ウシ・ムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

6

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。 ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞお確かめください。			
年 月 日	取扱店	種別	取引番号
06-06-28			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
13:20	0062		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥550 利用料 ¥0			
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か) エックスホ・イントワン 様			
ご依頼人 電話 [REDACTED] アラマキリュウソウ・ウシ・ムシヨ 様			
お釣 ¥450			

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。 ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞお確かめください。			
年 月 日	取扱店	種別	取引番号
06-09-03			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:48	0029		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥440 利用料 ¥0			
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か) エックスホ・イントワン 様			
ご依頼人 電話 [REDACTED] アラマキリュウソウ・ウシ・ムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

9

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。 ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞお確かめください。			
年 月 日	取扱店	種別	取引番号
06-09-03			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:49	0030		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥440 利用料 ¥0			
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か) エックスホ・イントワン 様			
ご依頼人 電話 [REDACTED] アラマキリュウソウ・ウシ・ムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

10

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。 ただしご利用いただいた明細は、下記の通りです。 ご了承ください。			
年 月 日	取扱店	種別	取引番号
06-10-08			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
09:53	0006		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥440 利用料 ¥0			
みずほ銀行			
出町支店			
普通預金 1137228			
カ) イックスホ・イントワン 様			
ご依頼人 電話			
アラマキ リウソウウツムシヨ 様			
お釣 ¥7,450			

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。 ただしご利用いただいた明細は、下記の通りです。 ご了承ください。			
年 月 日	取扱店	種別	取引番号
06-12-11			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
10:59	0011		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥550 利用料 ¥0			
みずほ銀行			
出町支店			
普通預金 1137228			
カ) イックスホ・イントワン 様			
ご依頼人 電話			
アラマキ リウソウウツムシヨ 様			
お釣 ¥7,450			

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。 ただしご利用いただいた明細は、下記の通りです。 ご了承ください。			
年 月 日	取扱店	種別	取引番号
07-01-10			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
15:22	0005		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥550 利用料 ¥0			
みずほ銀行			
出町支店			
普通預金 1137228			
カ) イックスホ・イントワン 様			
ご依頼人 電話			
アラマキ リウソウウツムシヨ 様			
お釣 ¥500			

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。 ただしご利用いただいた明細は、下記の通りです。 ご了承ください。			
年 月 日	取扱店	種別	取引番号
07-02-26			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
10:47	0022		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥550 利用料 ¥0			
みずほ銀行			
出町支店			
普通預金 1137228			
カ) イックスホ・イントワン 様			
ご依頼人 電話			
アラマキ リウソウウツムシヨ 様			
お釣 ¥450			

※裏面のご案内もご覧ください。

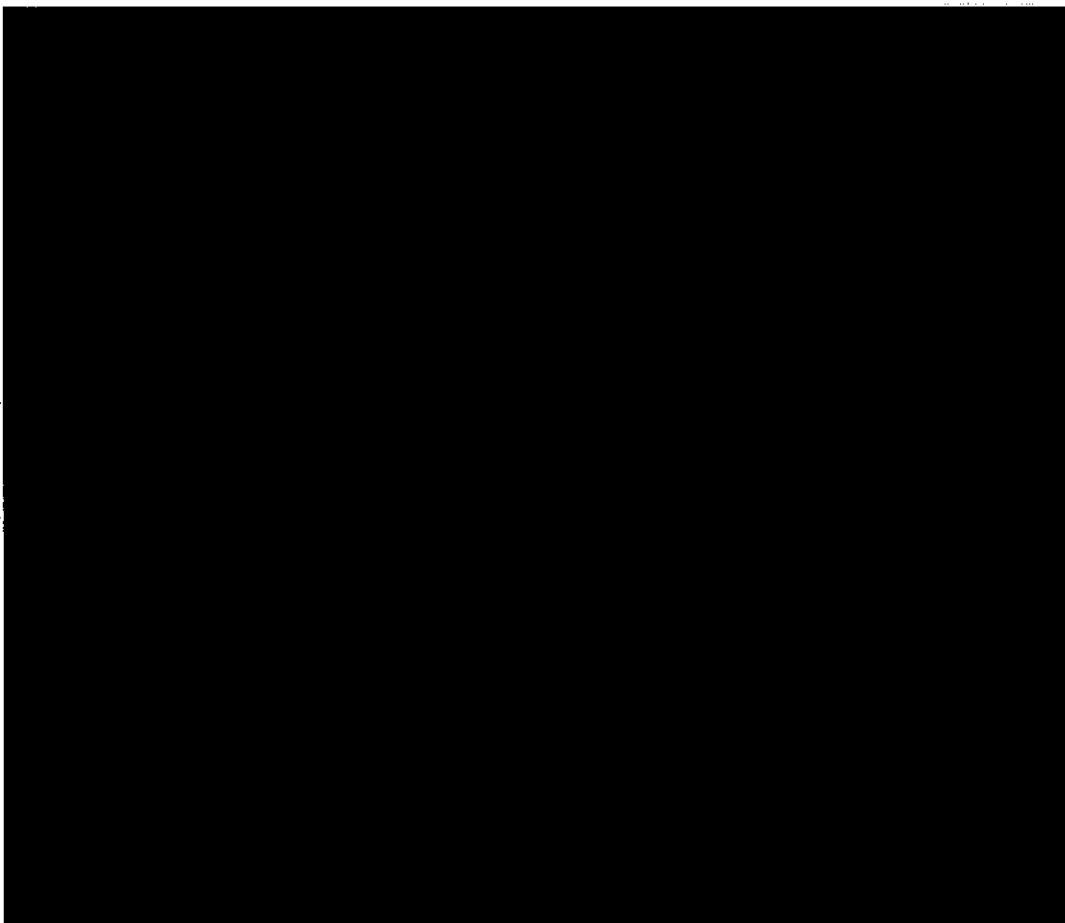
キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	番	取引番号
07-04-02			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:12	0027		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥440 利用料 ¥0			
みずほ銀行			
出町支店			
普通預金 1137228			
カイツス*イントゥン 様			
ご依頼人 電話			
アラマキリウソウシ*ムジヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

15



06.08.06 0 カート*1(7リットル) ¥22,000



06.08.06 0 振込手数料 ¥440

¥22,000
¥440

X! 工休
8月



8



記号説明

※ 10月1日より実施

6

2024年04月30日

登録番号：T4150000042168

22,000 円 (税込)

小計	20,000
消費稅	2,000
合計	22,000

-38-

8

No

2024年06月30日

株式会社エックスポイントワン

T 604-0924

京都府京都市中京区一之船入町5

TEL : 075-777-1217

担当：吉本 英明

登録番号：T4130001042388

合計金額

小計	20,000
消費稅	2,000
合計	22,000

備考

9

請求日 2024年07月31日

登録番号：T4130001042388

儀容

11

No

2024年09月30日

株式会社エックスポイント
〒604-0924
京都府京都市中京区一ツ橋入町537番20
TEL: 075-777-1217
担当: 吉本 英明
登録番号: T4130001042388

合計金額	22,000 円 (税込)
------	---------------

備考

12

No

7604-0924

京都府京都市中京区一之船入町537番20

TEL : 075-777-1217

担当：吉本 英明

トワン

船入町537番地

[illegible]

-44-

13

14

No

登録番号：T4130001042388

備考

資料購入費

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 巻 隆 三		整理番号	16～27	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	京都新聞購読料				
支 払 金 額	58,800円	按分率	100%	計 上 額	58,800円
按分率の考え方	全て政務活動				
備 考	議員活動に必要な情報収集に限定				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり

領収証

2024年04月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金	額
京都新聞セツト※		1	4,900	
合	計		¥ 4,900	
※は軽減税率対象品目				

お知らせ 領収日 6年4月6日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

FAX: 531-3372

領収証

2024年06月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金	額
京都新聞セツト※		1	4,900	
合	計		¥ 4,900	
※は軽減税率対象品目				

お知らせ 領収日 6年7月4日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

FAX: 531-3372

領収証

2024年05月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金	額
京都新聞セツト※		1	4,900	
合	計		¥ 4,900	
※は軽減税率対象品目				

お知らせ 領収日 6年5月29日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

FAX: 531-3372

領収証

2024年07月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金	額
京都新聞セツト※		1	4,900	
合	計		¥ 4,900	
※は軽減税率対象品目				

お知らせ 領収日 6年7月19日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

FAX: 531-3372

領収証

2024年08月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金 額
京都新聞セット※		1	4,900
合 計			¥ 4,900
※は軽減税率対象品目			

お知らせ 領収日 6年8月6日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358 FAX: 531-3372

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

領収証

2024年10月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金 額
京都新聞セット※		1	4,900
合 計			¥ 4,900
※は軽減税率対象品目			

お知らせ 領収日 6年11月6日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358 FAX: 531-3372

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

領収証

2024年09月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金 額
京都新聞セット※		1	4,900
合 計			¥ 4,900
※は軽減税率対象品目			

お知らせ 領収日 6年9月26日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358 FAX: 531-3372

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

領収証

2024年11月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金 額
京都新聞セット※		1	4,900
合 計			¥ 4,900
※は軽減税率対象品目			

お知らせ 領収日 6年11月27日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358 FAX: 531-3372

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

領収証

2024年12月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

No.

お知らせ 領収日 2025年12月25日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鴨東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

FAX: 531-3372

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

銘	柄	部	金 額
京都新聞セット※		1	4,900
合 計			¥ 4,900
※は軽減税率対象品目			

領収証

2025年02月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

No.

お知らせ 領収日 2025年3月7日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鴨東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

FAX: 531-3372

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

銘	柄	部	金 額
京都新聞セット※		1	4,900
合 計			¥ 4,900
※は軽減税率対象品目			

領収証

2025年01月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

No.

お知らせ 領収日 2025年1月29日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鴨東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

FAX: 531-3372

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

銘	柄	部	金 額
京都新聞セット※		1	4,900
合 計			¥ 4,900
※は軽減税率対象品目			

領収証

2025年03月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

No.

お知らせ 領収日 2025年3月27日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鴨東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

FAX: 531-3372

株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

銘	柄	部	金 額
京都新聞セット※		1	4,900
合 計			¥ 4,900
※は軽減税率対象品目			

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 巻 隆 三		整理番号	28～39	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	聖教新聞・公明新聞購読料				
支 払 金 額	47, 001円	按分率	100%	計 上 額	47, 001円
按分率の考え方	全て政務活動				
備 考	議員活動に必要な情報収集に限定				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

別添のとおり

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 4 月分(4/01~4/30) 領収日 5 月 2 日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 3,821円 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018



お申込No.

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 5 月分(5/01~5/31) 領収日 6 月 4 日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 3,821円 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018



お申込No.

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 6 月分 (6/01~6/30) 領収日 7 月 4 日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 消費税 0円)
(8%対象 消費税 3,821円 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫

登録番号:T8810806966526

住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36

TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018

お申込先

店名 河西 孝夫

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 7 月分 (7/01~7/31) 領収日 8 月 1 日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 消費税 0円)
(8%対象 消費税 3,821円 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫

登録番号:T8810806966526

住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36

TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018

お申込先

店名 河西 孝夫

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 8 月分(8/01~8/31) 領収日 9 月 7 日

領収金額 ￥3,821

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 消費税 0円)
(8%対象 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住 所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町 4 8 - 3 6
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018



お申込

32

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 9 月分(9/01~9/30) 領収日 10 月 1 日

領収金額 ￥3,821

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 消費税 0円)
(8%対象 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住 所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町 4 8 - 3 6
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018



お申込

33

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 10 月分(10/01~10/31)領収日 // 月 / 日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 消費税 0円)
(8%対象 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

12/24(木) 12:09 1128留アキミ

販売店 河西 孝夫

登録番号:T8810806966526

住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36

TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018

お申込み



34

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 11 月分(11/01~11/30)領収日 / 2月 / 2日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 消費税 0円)
(8%対象 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫

登録番号:T8810806966526

住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36

TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018

お申込み



35

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 12 月分 (12/01~12/31) 領収日 12 月 10 日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 3,821円 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018



お申込No.

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025 年 1 月分 (1/01~1/31) 領収日 2 月 10 日
領収金額 ¥4,204

*1月から公明新聞・公明新聞日曜版の購読料が改定されました。

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 4,204円 消費税 311円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018



お申込No.

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025 年 2 月分 (2/01~2/28) 領収日 3 月 14 日

領収金額 ¥4,204

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

(10%対象 消費税 0円)
(8%対象 消費税 311円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526

住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町 4 8 - 3 6

TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018

お申込No.

店名
店番

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025 年 3 月分 (3/01~3/31) 領収日 4 月 10 日

領収金額 ¥4,204

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

(10%対象 消費税 0円)
(8%対象 消費税 311円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526

住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町 4 8 - 3 6

TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018

お申込No.

店名
店番

事務所費

令和6年度 事務所状況等説明書

① 政務活動の拠点		☐ 自宅 ■ 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要	
② 所在地		住所：京都市東山区五条橋東2丁目18番地1 延べ床面積 40.56 m ² 電話：075-541-8078 (変更なし)		
③ 他用途との兼用		■ 無 ☐ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党支部の事務所 ☐ その他()		
④ 建物の所有区分		☐ 自己又は生計を一にする親族の所有 ■ 賃借物件（賃貸借契約先 五建ビル 谷川商事) 所有者 ☐ 生計を一にしない親族（議員との関係：) ☐ 関連会社等（所在地：) ■ 上記以外の第三者 ☐ その他()		
⑤ 敷地の所有者		☐ 自己 ☐ 生計を一にする親族（議員との関係：) ☐ 関連会社等 ☐ 生計を一にしない親族（議員との関係：) ■ 上記以外の第三者		
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	■ 事務所の使用実態による場合（政務活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等） ☐ 全体使用面積 m ² (X)内、政務活動使用面積 m ² (Y) ■ 全体使用时间 1,920時間(X)内、政務活動使用时间 1,360時間(Y) $(Y)/(X) = 7/10$ ☐ その他() ☐ 事務所の使用実態が明らかでない場合		按分率 7/10
	人件費	■ 職員の活動実態による場合（政務活動の業務に従事した時間、日数） ■ 全体活動業務時間 385時間(X)内、政務活動業務時間 270時間(Y) $(Y)/(X) = 7/10$ ☐ その他() ☐ 職員の使用実態が明らかでない場合		按分率 7/10
⑦ 事務所賃借料の計上		☐ 無 ■ 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)		
⑧ 駐車場代の計上		☐ 無 ■ 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)		
⑨ 光熱水費等の計上		☐ 無 ■ 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)		

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同率)
⑪ その他の事務費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同率)
⑫ 人件費の計上	☐ 無 ☒ 有 ☐ 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) ☐ 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) ☒ 上記以外の第三者 2 人 按分率 7 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同率) 計 2 人
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) ☒ 無 ☐ 有 ☐ 事務所賃借料 ☐ 駐車場代 ☐ 光熱水費等 ☐ 固定電話等通信費 ☐ その他の事務費 ☐ 人件費
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) ☒ 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) ☒ 職員の雇用契約書の写し ☒ 勤務実績表
⑮ 補足事項等	

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1 / 2で按分

建物賃貸借契約証書

(*継続 ・ 一般) 賃貸借契約

契約者
実印

物件名 「 五建ビル 4-C 」

賃借人 「 荒巻 隆三 」

保証人
実印

〜〜 賃借人 (入居者) の方へ 〜

本契約書が、定期建物賃貸借契約となっている場合は、下記の点にご注意下さい。

「定期建物賃貸借契約」とは、契約締結時に予め契約期間が確定している契約です。従って、契約の更新はありませんので、契約期間が満了すれば賃借の建物を退去していただくことになります。

ただし、賃貸人 (家主) の方から再契約の意向の通知があれば、新たな賃貸借契約を締結した後、引き続き賃借することもできます。

詳しくは、本契約書を熟読の上、各条項の内容を十分にご理解ください。

自動更新済み

elitz
賃貸のエルイツ

建物賃貸借契約証書（事業用）

賃貸人（以下「甲」という）および賃借人（以下「乙」という）は、下記記載の、賃貸借の目的物件（以下「本物件」という）について、以下のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を締結する。
甲が乙に賃貸する本物件の表示、および本契約の条件等の必要事項は下記記載のとおりとする。

目的物件	所在地	(登記簿上) 京都市東山区五条橋東二丁目18番地1		
	住居表示	京都市東山区五条橋東二丁目18番地1		
	名称	五建ビル		
	構造等	鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階建	新築年月日	1969年10月30日
	契約部分	4階部分の1部(4C)	面積	40.56 m ²

賃貸借契約期間	2023年1月21日から2025年1月20日まで2年間（以後2年毎の更新）		
使用用途	☐ 店舗 ☒ 事務所 ☐ 倉庫 ☐ その他	事業所名(屋号)	
使用目的(事業内容) ※具体的に記載すること	議員事務所		
営業時間	午前9時00分 から 午後5時00分 まで		
現場責任者又は緊急連絡人	氏名：荒巻 隆三	連絡先 住所	

賃貸条件	賃料等(月額)		金額	消費税	建物用貸出鍵	本
	賃料		金 80,000 円也	8,000 円也	鍵のメーカー	
	共 益 費		金 *** 円也	*** 円也	鍵の番号	
	水道代	◎	家賃に含む	円也	備 考	
			金 円也			
	附属施設料		金 円也	円也	・ 毎月のお支払い合計額には、実費負担金は含まれておりません。 ・ 水道代等の実費負担がある場合は、定期検針時の使用量により算出した金額を請求させていただきます。 ・ 賃料等の遅滞が発生した場合は、遅延損害金を併せてご請求させていただきます。 ・ 施設を利用する際には、施設利用規約を遵守して下さい。 ・ 貸与品は、契約終了の明け渡し時にご返却下さい。	
	()		金 円也	円也		
	()		金 円也	円也		
	毎月のお支払合計額		金 88,000 円也 (消費税込み)			
	契約更新料		旧賃料の *** ヲ月分			
			定額、金 *** 円也			
	更新料の支払い					
	更新事務手数料		金 *** 円也 (消費税込み)			
	礼 金		金 80,000 円也	8,000 円也		
	敷 金		金 240,000 円也			
敷金の返還		賃貸借期間が、 年 未満の場合		預り敷金の %		
		賃貸借期間が、 年 以上 年 未満の場合		預り敷金の %		
		賃貸借期間が、 年 以上 年 未満の場合		預り敷金の %		
		賃貸借期間が、 年 以上の場合		預り敷金の %		
	◎	本物件明け渡し時に全額返還するものとする。ただし、乙の債務不履行がある場合は、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。				

乙の債務担保	◎連帯保証人	氏名	住所	極度額
				円
	家賃保証会社	会社名	本店所在地	家賃保証料
				初回
				更新

賃料等の支払	支払期日		翌月分を毎月末日までに支払う		支払方法	◎銀行振込（振込手数料は乙の負担） 口座引落（引落手数料は乙の負担）
	振込口座	金融機関名	京都中央信用金庫			
		支店名	東五条支店			
		口座番号	当座 272862			
		名義人	ユ）タニガワショウジ			

第1条（使用目的および使用方法）

1. 乙は、本物件の全部、一部を問わず、表記記載の使用用途以外の目的に使用してはならない。
2. 乙が本物件の使用目的およびその細目を変更しようとする場合は、甲の承諾を受けなければならない。
3. 乙は、甲の承諾がない限り、何人といえども宿泊または居住させることはできない。

第2条（契約期間）

本契約期間は表記記載のとおりとする。

第3条（契約の更新）

1. 乙が契約の更新を希望する時は、本契約期間満了の3ヵ月前までに甲に申し出をし、甲・乙合意の上、本契約を更新することができる。ただし、乙に賃料滞納等の契約違反がみられる場合、甲は契約更新を拒めるものとし、乙は契約更新を主張できないものとする。
2. 乙は、合意更新、法定更新を問わず、契約時から表記記載の経過年数毎に、更新料を甲に支払わなければならない。尚、更新料の月割・日割精算はしないものとする。
3. 本条は、次の更新以降も同様とする。

第4条（共益費および附属施設料等）

1. 乙は、共用部分（階段、廊下等）の維持管理に必要な光熱費、上・下水道使用料、清掃費等（以下「共益費」という）に充てるため、表記記載の共益費を賃料等とともに、甲に支払うものとする。
2. 乙は、共用設備等の使用につき、これらの設備を別個に自らの費用をもって設置したため不要であるとの理由で、前項の費用負担を拒否することはできない。
3. 第1項に掲げたもの以外の諸費用で、甲・乙いずれの負担に属するか明らかでないものについては、その都度甲・乙協議して定めるものとする。
4. 乙は、駐車場、駐輪場、看板等を使用する場合は、表記記載の附属施設料を賃料等とともに、甲に支払うものとする。
5. 共益費、附属施設料等の支払いおよび計算方法は、第6条（賃料等の支払いと計算方法）に準ずるものとする。

第5条（賃料、共益費等の改定）

賃料および共益費等は、本契約期間内といえども、物価の高騰、土地・建物に対する公租公課の増加、設備の増設や改善、維持管理費用の増加が認められた時、および近隣の賃料、共益費等に比較して、当該賃料、共益費等が不相当となった時は、甲及び乙の協議の上、これを改定することができる。

第6条（賃料等の支払いと計算方法）

1. 乙は、表記記載の賃料等を表記記載の支払期日までに、甲の指定する方法により毎月支払わなければならない。この場合、甲が支払い方法につき、金融機関への振込み、あるいは預金口座振替による支払いを指定した時は、振込（口座振替）手数料は、乙の負担とする。
2. 本契約期間の開始日月の中途である場合等の1ヵ月に満たない期間の賃料および共益費等は、各暦月による各月の日割計算した額とする。日割計算した額は、1円未満の端数は切捨てとする。
なお、終了日が月の中途である場合は、賃料および共益費等の日割り計算は行わないものとする。

第7条（敷金）

1. 乙は、本契約より生じる一切の債務を担保するため、本契約の締結時に表記記載の敷金を甲に無利息にて預託する。
2. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡、質入れ、その他の担保に供することはできない。
3. 乙は、本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了し、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費等、その他の債務と相殺をすることができない。
4. 敷金の返還は表記記載のとおりとし、乙が本物件の明け渡しを行い、その他本契約による甲・乙双方の債権債務履行の完了確認後、1ヵ月以内に甲が指定する日に乙指定の金融機関への振込みをもって返還する。ただし、金融機関への振込み手数料は、乙の負担とする。
5. 第4項において、甲の返還すべき敷金の金額が、乙の弁済すべき債務および未払費用の合計額に対して不足する場合には、乙は直ちにこの不足額を甲に支払うものとする。

第8条（遅延損害金）

乙が、賃料および共益費等の全部または一部の支払いを怠った時は、延滞した額に対して、支払い期日の翌日から支払日までの日数について、年14.60%の割合を乗じて計算した金額の遅延損害金を加算して、甲に支払わなければならない。

第9条（乙の費用負担）

1. 乙が本物件の使用中に、第2項に掲げるものを除き、乙の責めによらない損耗等により本物件がその使用に支障を生じた時は、甲はその修繕を行わなければならない。ただし、乙の責めに基づく本物件の損傷、毀損については乙がその修理の義務を負うものとし、甲の指示に基づき、乙においてこれを修理して原状回復するか、あるいはこれによって生じた損害を賠償しなければならない。
2. 次の各号に掲げる費用および修繕等は、乙の負担とする。
 - ① 乙が造作した冷暖房設備、その他の設備機器等の設置・撤去費用、および維持・修繕費用
 - ② 乙が造作した設備等（内装工事を含む）に対する公租公課
 - ③ 乙が日常使用する本物件内の設備機器類等の小修繕費用
 - ④ 電気、ガス、上・下水道、電話、有線放送等の使用料
 - ⑤ 電気、ガス、上・下水道、電話、有線放送等の使用契約は、乙が直接施設者と行なうものとする。
ただし、法規および建物の構造上これができない時は、甲が乙に代って契約することができる。この場合、名義の如何に関わらず、その契約によって生ずる使用料の支払い義務は、乙が負うものとする。
 - ⑥ 町内会費、自治会費等、その他賃借物件として負担すべき費用
 - ⑦ その他、共益費に属するものを除き、本物件を使用するのに必要な通常の費用で、一般に賃借人の負担とされる費用
3. 前項において、甲が乙に代わり修繕を行う場合は、甲は予めその旨を乙に通知し、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。それに要する費用は、乙の負担とする。

第10条（改装工事等の制限）

1. 乙は、甲の承諾を得なければ、次の行為をすることはできない。

- ① 本物件の増改築、改造、新設等の工事
- ② 本物件内の改装、間仕切り、修理、模様替え等の工事
- ③ 本物件内や建物および敷地内における設備や工作物の設置、あるいは移転、除去

2. 本物件に関する改装工事等の施工一切は、甲の指定する業者、または甲の承認した業者に限るものとする。

3. 乙が、第1項および第2項に違反する工事を行なった場合は、直ちにこれを原状に回復し、第26条（損害賠償責任）第2項による甲の被った損害を賠償しなければならない。

を更新す
契約更新

第11条（その他の制限事項）

乙は、本物件の使用にあたり、甲の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為をすることはできない。

1. 本契約に基づく権利または義務の全部もしくは一部を、第三者に転貸、譲渡（経営の委任、営業の譲渡、合併を含む）すること、あるいは共同経営者を参加させること。または、これを担保として提供すること。

2. 賃借物件内の乙所有の物品を第三者に担保として提供すること。

3. 電気、ガス、水道等の既設容量を変更しなければならない器具や機械、あるいは上・下水道等に支障を来す器具や機械の設置、もしくは使用すること。

4. 本物件、建物内および敷地内に、看板、広告塔、案内板等を設置し、またはポスター類の広告物等を掲示すること。あるいは、窓ガラスに広告物、ポスター類を掲載すること。

ない。

という)

で、前項

甲・乙協

と、

第12条（賃借人名義等の変更）

1. 乙が個人の場合、本物件における営業をいかなる形態を問わず法人名義にする時は、甲の承諾を得て、改めて新名義人において甲と契約をしなければならない。

2. 乙が法人の場合、その他の組織へ変更をする時は、甲の承諾を得て、改めて新名義人において甲と契約をしなければならない。

第13条（禁止行為）

乙および乙の使用人、あるいはその関係者等が次の行為をすることを禁止する。

1. 本物件内や建物内に、銃砲・刀剣類または爆発性、発火性を有する危険物あるいは衛生上有害な物質（ゴミ・残飯の堆積等）、およびその他近隣より苦情が出る物品の製造または持ち込み。

2. 賭博行為、競輪、競馬、競艇等のノミ行為や売春行為、麻薬・覚醒剤等の密造および密売、その他刑法ならびに各刑罰法規に抵触するような行為、および公序良俗に反する行為。

3. 本物件を破損させるような危険のある重量物等の大きな物品の搬入、または備え付け。

4. 本物件内や建物内における騒音、電波障害となる機器の設置、もしくは使用。

5. 共用部分（階段・廊下等）に物品を置いたり、看板・ポスター類の広告物等を掲示するなど、本来の目的以外の使用。

6. 近隣に対して迷惑となる行為、建物の品位美観を害する行為、その他賃借物件を含む建物の現状を変更し、または損害を及ぼす一切の行為。

7. 甲が指定する場所以外への、車両（自動車・自転車・バイク等）の搬入、格納、放置。

8. 本物件および建物施設等の維持管理に重大な影響を与える恐れのある行為。

9. その他、他の賃借人との共同使用の秩序を乱す行為、あるいは共同の利益に反する行為。

改善、維持は、甲及

この場
(口座振

の日割計

る。

賃料、

場

場合

払日

を生じ
その修
て生じ

第14条（反社会的勢力の排除等）

1. 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約する。

① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力でないこと。

③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④ 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア. 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ. 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2. 乙は、本物件の使用にあたり次の行為をしてはならない。

① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

② 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人不安を覚えさせること。

③ 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

3. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの通知催告も要せずして、本契約を解除することができる。

① 第1項の確約に反する事実が判明したとき。

② 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。

4. 甲は、乙が第2項第①号から③号に掲げる行為を行った場合は、何らの通知催告も要せずして、本契約を解除することができる。

第15条（承諾文書）

乙は、甲の承諾を要する事項については、すべて書面によるものとする。

第16条（通知義務）

乙または連帯保証人は、下記の事由が生じた時は、直ちにこれを甲または管理人（管理会社）に通知しなければならない。

1. 乙が継続して1ヵ月以上、休業あるいは店舗を閉鎖する時。

2. 乙または連帯保証人の氏名、住所、電話番号等、本契約書の記載事項に変更があった時。

3. 乙が法人の場合、商号の変更、代表取締役の交替、あるいは乙の株主もしくは株主の持ち株数を変更する時。

4. 第19条（立入り）第4項の緊急時の連絡に備え、乙が入居後、電話の設置（携帯電話の所有）をした時は、その電話番号。

る費用
除き、

5. 乙が死亡もしくは不在者となった場合、あるいは連帯保証人に第27条（連帯保証人）第1項に定める事情が生じた時。 第22
6. 本物件や建物およびその付属設備の破損・汚損・滅失箇所を発見し、またはその恐れのあることを知った時。 1.
7. その他、第13条（禁止行為）に定める危険、有害、迷惑となる行為や異常な状態を知った時。

第17条（鍵の管理）

1. 甲は、本契約締結時に入居に必要な本物件の鍵を乙に貸与し、乙は本物件明け渡し時に、借用した鍵（複製品があれば 2.
それを含む）を、甲に返却しなければならない。 第23
2. 乙は、借用中の鍵を一つでも破損、紛失した時は、直ちに甲または管理人（管理会社）に連絡し、その指示によりこれ 1.
を取替え、修理を行うものとし、その取替え費用は乙が負担する。
3. 第2項において、鍵を紛失した場合には、保安上その錠前一式の取替えを行なうものとし、その取替え費用は、乙が負 2.
担する。
4. 乙は甲の承諾を得ることなく、借用中の鍵を無断で交換またはその複製品を作ることはできない。 3.

第18条（遵守事項）

1. 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等は、甲の定める規則および諸指示、ならびに別途に定めのあるマンション 第24
管理規約、建物施設利用規約等を遵守しなければならない。 1.
2. 乙は、電気スイッチ・ガスコック等の開閉を確実に実施し、その他火気の取扱いには、日常十分に注意を払い、事故の発 2.
生を未然に防止するように心掛けなければならない。また、保安・衛生・防犯・防火・防災等について、他の賃借人およ 3.
び近隣と協力し合うものとする。
3. 建物および設備の保守管理に必要な定期点検および修繕工事、あるいは改装工事等がある場合は、乙は協力しなければ 4.
ならない。
4. ゴミの処理は、本物件ごとに指定された日時・場所を厳守し（別途、乙がゴミ回収業者と契約する場合は、その指定日 4.
時と場所）、指定場所周辺の清掃は、乙が責任をもって行うものとする。
5. その他、本物件の使用に際しては、乙は善良なる管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。

第19条（立入り）

1. 建物の保全、法令上の立入検査、衛生、防災、防犯、その他本物件の維持管理の上で、本物件内の点検、修理等が必要 第25
と甲が認めた時は、甲または管理人（管理会社）は、乙にその旨を通知することにより本物件内に立入り、必要な措置 第7:
をとることができる。 第26
2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、第1項の規定に基づく、立入りを拒否することはできない。 1.
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者、または本物件を譲り受けようとする者が下見をする時は、甲およ 2.
び管理人（管理会社）または下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。
4. 火災、犯罪、救護等、緊急の必要がある時、甲または管理人（管理会社）は、予め乙の承諾を得ることなく本物件内に 3.
立入り、必要な措置を講じ、または乙にその措置を要求することができる。この場合において、甲または管理人（管理
会社）は、乙の不在時に立入った時は、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

第20条（期間内解約）

1. 本契約期間内において、甲または乙の都合により本契約を解約しようとする場合は、甲は6ヵ月以前、乙については3 第27
ヵ月以前の予告期間をもって、それぞれ相手方に対して本契約の解約を申し入れることができる。
2. 乙は第1項の予告に代えて、解約申し入れの日から3ヵ月分の賃料、共益費等の相当額を甲に支払うことにより、解約 第27
申し入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間に、本契約を解約することができる。
3. 前項において、甲が承諾をした日から1ヵ月を経過してもなお本物件を継続して使用した場合は、乙は第2項の金員と 第27
は別に、解約後の賃料、共益費等の2倍相当額の損害賠償金を甲に支払わなければならない。
4. 乙が期間内解約の申し入れをしようとする時は、甲または管理人（管理会社）に書面をもって行い、これを撤回もしくは 第27
は取り消すことができない。ただし、甲がこれを承諾した場合はこの限りではない。

第21条（契約解除）

1. 乙が、賃料、共益費、施設使用料等、その他の債務の支払いを1ヵ月以上遅延した場合は、甲は改めて契約解除の通知 2.
をすることなく、本契約を解除することができる。 3
2. 乙が次の各号に該当し、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至った時は、改め 4
て催告をすることなく、本契約を解除することができる。
① 入居申込書および本契約書への虚偽の記載、その他不正な方法により賃借したことが判明した時
② 第1条（使用目的および使用方法）の規定に違反した時、あるいは第13条（禁止行為）の各項に該当した時
③ 差押および仮差押、競売、破産の申し立てを受け、または破産、民事再生手続き、会社更生の申し立てをした時 4
④ 解散、廃業をなし、または任意整理を発表した時
⑤ 主務官庁等より営業取消処分、滞納処分、あるいは銀行取引停止処分を受けた時
⑥ 懲役または禁固の刑の確定等があり、甲が本契約の継続を不適当と認めた時
⑦ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、反社会的集団（暴力団、暴走族、過激な政治活動集団等）の構成員、 5
またはこれに準ずる者と判明した時 6
⑧ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、反社会的集団（暴力団、暴走族、過激な政治活動集団等）の構成員、 7
またはこれに準ずる者を、反復・継続して出入りさせた時
⑨ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、前項に掲げる者の事務所や宿泊所等の表示、または使用した時
⑩ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、他の賃借人に著しい妨害を与えた時。また、著しく信用を失墜する事 第27
実があった時 1
⑪ 甲の書面による承諾が得られないまま本物件の一部を改造、もしくは模様替えに着手した時
⑫ その他、本契約および諸規約の各条項に違反した時
3. 乙が賃料の支払いの有無に関わらず、第16条（通知義務）に定める甲への通知を怠り、正当な事由なしに1ヵ月以上休 2
業し、あるいは賃借物件を閉鎖した時。
4. 前項において、契約解除後1ヵ月以上、乙から甲への連絡がない場合は、乙がその什器・設備一式の所有権を放棄した 2
ものとみなして、甲または連帯保証人は、乙の費用負担をもってこれを任意に処分することができる。

た時。第22条（契約の消滅）

1. 第2条（契約期間）にかかわらず、本物件が、天災地変、事故、火災、朽腐等、その他甲の責めに帰さない不可抗力による事由により、建物の全部または一部が滅失もしくは毀損し、本物件の賃貸借の履行が不可能になった場合は、本契約は当然に終了する。
2. 前項の場合の敷金の返還は、第7条（敷金）によるものとする。

れば 第23条（原状回復）

1. 本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了した時、乙は、甲または管理人（管理会社）の本物件内立入検査等を受けた上、本契約に基づく原状回復の債務を履行の上、本物件を甲に明け渡さなければならない。
2. 前項において、乙が甲の承諾を得て設置した設備、その他の物品であっても、甲に対して買取請求をすることはできず、全て撤去しなければならない。
3. 乙から甲への依頼があった場合、あるいは乙が原状回復義務を履行しない場合は、甲が乙に代わり原状回復による修復を行い、それに要した費用は全て乙の負担とする。

ヨシ 第24条（明け渡し）

1. 本契約が終了する日までに、乙が本物件を明け渡さない時は、本契約終了日の翌日より明け渡し完了に至るまでの間に甲が被る損害として、乙は賃料、共益費等の2倍相当額の損害賠償金を甲に支払わなければならない。
2. 乙は、本物件の明け渡しまでに、電気、ガス、水道等の閉栓手続きをし、使用料等を精算しなければならない。
3. 乙が本物件の明け渡し後、本物件内に残置した物品等がある時は、その物品等の所有権を乙が放棄したものとし、甲が乙の費用をもって、これを任意に処分することに、乙は異議申し立てをすることはできない。
- ただし、甲が残置を認めた設備、物品は、甲に対する無償贈与とみなす。
4. 乙は明け渡しに際し、その原因に関わらず、移転料、立退料、補償料等の名目の如何を問わず、甲に対し金員、その他の請求をすることができない。

第25条（公共事業による収用等）

賃貸借物件の全部または一部が、公共事業のために買上げ、収用または使用された場合、乙は本契約が当然終了することを必要承諾する。この場合、乙は名目の如何を問わず、甲に対し金員、その他の請求をすることができないものとする。また、甲は措置第7条（敷金）に掲げる敷金については、乙に全額返還するものとする。

第26条（損害賠償責任）

1. 乙または乙の使用人、あるいはその利用客等が、他の賃借人等に損害を与えた場合、または損害を受けた場合は、その当事者間で解決し、甲または管理人（管理会社）にその関与を求めることはできない。
2. 乙または乙の使用人、あるいはその利用客等が、本物件および建物ならびに甲の所有に属する設備、造作、その他の動産等を汚損、毀損、滅失させた時は、乙は直ちにその旨を甲または管理人（管理会社）に通知するとともに、一切の損害を賠償しなければならない。
3. 下記の事由により、乙に損害が生じたとしても、甲は一切その責任を負わず、乙は名目の如何を問わず、甲に対し金員、その他の請求を行うことはできない。
 - ① 天災地変、火災、盗難または電気・水道・ガス等の故障による場合
 - ② 甲の所有に属する設備に起因する故障等の事故であっても、甲に故意、過失が認められない場合
 - ③ 本建物内で発生した火災、犯罪、消火活動および緊急避難等による場合
 - ④ 建物、設備の保守管理に必要な定期点検および修繕工事等により、本物件や共用部分等の全部もしくは一部にその使用が一時的に制限される場合
 - ⑤ その他、甲の責めに帰すことのできない不可抗力の事由による場合

第27条の1（連帯保証人）※頭書記載の【乙の債務担保】が連帯保証人の場合、本条を適用する。

連帯保証人（以下本項において「丙」という）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

本契約が更新された場合においても、同様とする。

2. 前号の丙の負担は、本契約書に記載の極度額を限度とする。
3. 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
 - ① 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権について、強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。
 - ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
 - ② 丙が破産手続開始決定を受けたとき
 - ③ 乙又は丙が死亡したとき
4. 前項①～③の事由が発生した場合、及び、連帯保証人の一部または全部が所在不明、後見開始もしくは保佐開始の審判を受けた場合、もしくは刑事事件に関与して起訴処分を受ける等の不適当な事由がある時は、乙は直ちに甲に通知するとともに、甲の請求があつてから1ヵ月以内に、甲の承認する連帯保証人を追加、変更しなければならない。
5. 前号の場合において新たに甲と連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1号・2号に定める義務を負うものとする。
6. 丙の請求があつたときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
7. 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。
 - ① 乙の財産及び収支の状況
 - ② 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

第27条の2（家賃債務保証業者）※頭書記載の【乙の債務担保】が家賃保証会社の場合、本条を適用する。

1. 乙は本契約から生じる債務の履行を担保するため、家賃債務保証会社に参加しなければならない。家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別で定めるところによるものとし、乙は、本契約期間中、保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
2. 乙が前号の手続きをとらない場合、その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合、甲は本契約を解除することができるものとする。
3. 前号本条の場合において、別に連帯保証人を付するに限り、前号に定める保証が利用できない場合、甲は本契約を解除することができるものとする。

の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

第28条（損害保険の加入）

1. 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償または個人賠償の責めを負う事故を発生させた場合のために、賠償責任担保特約付の火災保険に加入し、火災保険証券を甲へ提出しなければならない。
2. 乙の故意または過失により前項の事故が発生し、甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できるものとする。

第29条（書類の送達等）

1. 甲または管理人（管理会社）から、乙または連帯保証人への連絡は、届出の住所宛て、あるいは電話連絡により通知する。ただし、第16条（通知義務）第2項により、届出の住所、電話番号等に変更があった場合にはこれによる。
2. 甲が、前項により届出住所宛てに発信した通知は、転居、不在、その他の事由により到達しなかった場合にも、通常到達する時に適法に到達したものとみなし、乙または連帯保証人は、通知の手続上の不備を主張することはできない。

第30条（管理規則の表示および管理業務の委託）

1. 甲は、本物件の管理、および自己に代わり本契約に基づく乙との連絡、事務手続き等の一切の業務を、管理人（管理会社）に委託することができる。この場合、乙は甲の定めた管理人（管理会社）の指示等を遵守しなければならない。
2. 甲または管理人（管理会社）は、本物件の管理に必要な規則または指示および連絡を、適切な場所への掲示をもって乙への通知に代えることができる。

第31条（公正証書等作成義務）

乙および連帯保証人は、甲の請求がある時は直ちに、本賃貸借契約の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書を作成するための必要な手続きを行うものとする。このために要した費用は、甲・乙各自弁とする。

第32条（団体交渉等の禁止）

本契約に関して紛議が生じたとき、乙は、甲に対し、団体的組織交渉を行ったり、弁護士以外の者を代理人にたてて交渉したりしてはならない。

第33条（協議）

甲および乙は、本契約に定めがない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法、その他関係法令および慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第34条（管轄裁判所）

本契約に関して甲・乙間に紛争が生じた時は、本物件所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第35条（その他）

1. 本契約締結時、必要に応じ本契約に付属の規約を設け、締結することができる。
2. 本契約について変更事項が生じた場合、また追加事項が生じた場合は、別紙の覚書等を取り交わすことによって本契約の各規定に代えるものとする。

（特約事項）

特約事項については、下記のとおりとし、契約条項と特約事項に相違がある場合は、特約条項が優先されるものとする。

1. 本物件は現状有姿での引き渡しとし、甲は建物について、修繕義務を負わないものとする。
ただし、建物の躯体部分の修繕が必要な場合は、甲乙協議の上で、修繕負担の割合を協議することとする。
2. 本物件の内装、設備、什器備品の一切は残置物とし、それらの維持管理及び修理交換撤去は乙の負担と責任において行うものとする。
3. 本契約条項の規定に関わらず、乙は乙のなした内装・外装・造作設備等を、残置することができるものとする。ただし、建物の景観を著しく損なうような外装の除去、建物の専有面積を大きく低下させる内装の除去、建物内の什器・備品の撤去については、乙の負担で行うものとする。
4. 乙は駐輪を希望する場合は事前に甲に確認し承諾を受けた上で駐輪すること。自転車は無料、原付バイクは1台月額1,000円で駐輪可能とする。
5. 乙は営業にあたって、京都府迷惑防止条例を遵守すること。なお、違反する行為が確認された場合は、本契約条項第21条の適用となることを乙は了承する。
6. ごみの廃棄については乙が事業者と直接契約の上、廃棄することとし、廃棄場所・時間帯・分別等については館内、町内の規定に従うこととする。
ただし、甲指定の廃棄事業者がある場合、乙は当該指定業者と契約をするものとする。
7. 本物件は京都市屋外広告物等に関する条例の適用地域となっており、乙は看板設置に当たっては京都市のガイドラインを認の上、施工するものとする。また、ガイドラインの変更などにより京都市から撤去・是正が求められた場合は、その指示に従うものとする。なお、その場合の費用はその看板等を設置した者が負うこととする。
8. 天変地異などの不可抗力により建物の一部ないし全部が機能停止する場合があること、また、安全性を考慮し、甲又は甲の依頼する管理会社等が建物の使用制限等の規制を行う場合があることを乙は了承する。
なお、その期間中の営業補償や賃料の減額等を乙は甲に対し一切求めることができないものとする。
9. 将来、建物の維持管理及び運営上、甲は必要と判断した場合、外壁塗装や貼替え、外観のリニューアル工事、躯体補強工事、耐震工事等を実施する場合があることを乙は了承する。なお、それらの工事によって乙が営業を停止しなければならない場合や建物の足場や囲いの設置をすることで、営業上支障をきたすことがあったとしても、その期間中の営業補償や賃料の減額等を乙は甲に対し一切求めることができないものとする。
10. 乙が営業しようとしている業態および業種によっては、許認可が必要となる場合があり、本契約は乙がそれらの許認可を得るために必要な要件を事前に確認し、本物件の設備や仕様上、不備がある場合は乙の負担と責任において改修や設備の入れ替えを行うことを前提として締結することとする。なお、本物件の引渡し時の仕様では許認可が降りないことが契約締結後に判明した場合や、許認可を得るまでに一定の期間を必要とし、乙の希望する時期までに開業することができなかったとしても、甲及び管理会社・不動産仲介会社はその責任を負わないものとする。以上

以下余白

本契約が 甲・乙・丙 各々は、本契約書の内容を熟読理解した上、合意に達し本契約書を締結した。本契約の成立を証
するために本書2通を作成し、各自署名捺印の上、甲・乙および媒介人もしくは管理会社が一通を所持する。

責任担 2023年 1月20日

貸 貸 人 (甲)	住 所	〒京都市東山区五条橋東2-18-1
氏 名	有限会社 谷川商	
電話番号1	() - () - ()	電話番号2 () - () - ()

貸 借 人 (乙)	住 所	[Redacted]	
氏 名	荒谷隆三	E-mail・携帯-mail	
電話番号1	[Redacted]	電話番号2	() - () - ()

連帯保証人 (丙)	住 所	[Redacted]	乙との関係	[Redacted]
氏 名	[Redacted]	E-mail・携帯-mail	[Redacted]	
電話番号1	[Redacted]	電話番号2	[Redacted]	

関係法 乙の資産状況についての説明 私は、本契約の連帯保証人を引き受けるに際し、乙より、乙の資産状況について、説明を受けました。

連帯保証人 (丁)	住 所	[Redacted]	乙との関係	[Redacted]
氏 名	[Redacted]	E-mail・携帯-mail	[Redacted]	
電話番号1	() - () - ()	電話番号2	() - () - ()	

乙の資産状況についての説明 私は、本契約の連帯保証人を引き受けるに際し、乙より、乙の資産状況について、説明を受けました。

所在地	京都市下京区四条通り新町東入	宅地建物取引業者 免許証番号 国土交通大臣 (7) 第 5206 号
商 号	株式会社 エリッツ四条烏丸テナ	宅地建物取引士 登録番号 (京都) 第 30527 号
電話番号	075-253-5050	氏 名 村上 郁夫
営業担当者	村上 郁夫	

理受託会社	[Redacted]
-------	------------

顧客番号 (NO.)

9000-301-0104

ンを得
の指導

自工事、
ない場
料の派

3可を役
の入手
結後に
として
下余白

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 巻 隆 三		整理番号	40～51	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費				
支 払 内 容	事務所貸借（振込手数料含む）				
支 払 金 額	1,058,640円	按分率	70%	計 上 額	741,048円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 卷 隆 三		整理番号	52～54、56～63	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費				
支 払 内 容	電気料金				
支 払 金 額	98,062円	按分率	70%	計 上 額	68,639円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり

請求書 6年10月25日 No. _____

荒巻事務所様 有限会社 谷川商事
登録番号: T3130002010007

下記のとおりに御請求申し上げます

登録番号

税込合計金額				消費税額等		
¥ 97,913						
月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
	1 空料	40月分		80000		
	2 テレキ ①	186	100	5228		
	3 " ②	140	100	3784		
	4 消費税			8901		8,900 901
	5					
	6					
	7 3/25 テレキ ①	0021	100			
	8 テレキ ②	3062	100			
	9					
	10					
	11					
	12					
合計(税抜・税込)				税率	%	消費税額等
				税率	%	消費税額等
				97913		

家賃4月分
88,000
電気代3月分
¥9,913

コクヨ ウ-322

キャッシュサービス ご利用明細票	
※ご利用いただきありがとうございます。	
年 月 日	取引店 振替 取引番号
06-04-01	
銀行番号 支店番号	口座番号
お取引内容	お取引金額
お振込	¥97,913
時刻 受付番号	お取引後残高
17:36 0018	
ご案内またはお振込内容	
振込手数料 ¥330 利用料 ¥0	
京都中央信用金庫	
東五条支店	
当座預金 0272862	
1) タニカ"ワヨウ"様	
ご依頼人 電話	
アラマキリヨウ"ワヨウ"様	
お釣 ¥1,757	

電気代3月分は
717は昨年度計上

40

*裏面のご案内もご覧ください

キャッシュサービス
ご利用明細票

ご利用いただき、ありがとうございます。
ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。
どうぞお確かめください。

年 月 日 取扱店 振替 取引番号
06-05-07

振替番号 支店番号 口座番号

お取引内容 お取引金額
お振り込み ￥80,000
時刻 受付番号 お取引後残高
21:56 0023

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ￥220 利用料 ￥110
京都中央信用金庫
東五条支店
当座預金 272862
1) タニカ ワシヨウジ 様

ご依頼人 電話
アラマキリュウ、ウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご確認ください。

キャッシュサービス
ご利用明細票

ご利用いただき、ありがとうございます。
ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。
どうぞお確かめください。

年 月 日 取扱店 振替 取引番号
06-05-07

振替番号 支店番号 口座番号

お取引内容 お取引金額
お振り込み ￥15,081
時刻 受付番号 お取引後残高
22:03 0026

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ￥220 利用料 ￥110
京都中央信用金庫
東五条支店
当座預金 272862
1) タニカ ワシヨウジ 様

ご依頼人 電話
アラマキリュウ、ウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご確認ください。

請求書 6年4月25日 No. _____

5月分室料(税抜) 80,000円
荒巻事務所 様

京都市東山区五条橋東2丁目18の1
有限会社 谷川商事
登録番号: T3130002010001

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥95,081円					消費税額等	
月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
	1 室料	5月分		80000		
	2 アシキ ①	196 冊		5542		
	3 " ②	33 冊		893		
	4 消費税			8646		8000 646
	5					電報代 4
	6					7.0
	7 4/25 アシキ ①	0217 冊				
	8 " ②	3095 冊				
	9					
	10 5月分室料					
	11 消費税分					
	8,000円					
	12 4月分電報代					
	7,081円					
合計(税抜・税込)					税率 %	消費税額等
					税率 %	消費税額等
				95081		

コクヨ ウ-322

41

5.2

No. _____

登録番号: T 3130002010007

● 醫學博士

8,000 室料分
665 主料分
電氣代 7,316 円

※裏面のご案内もご覧ください

42

※裏面のご案内もご覧ください

53

請 求 書

6 年 6 月 27 日

No.

貴客 株式会社 様

京都市東山区五条橋東2丁目18の1

有限会社 谷川商事

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号: T 3130002010007

税込合計金額 96,224 円

消費税額等

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額 (税 抜・税 込)	税 率 (%)	摘 要
1	資料	7月分		8,000		
2	テレ文 ①	206 冊		5,856		
3	②	61 冊		1,621		
4	請求料			8,747		
5						
6						
7						
8	6/27 テレ文 ①	0635 冊				
9	" ②	0178 冊				
10						
11						
12						
合 計 (税 抜・税 込)				96,224		
				税率 %		消費税額等
				税率 %		消費税額等

8,000 資料分
747 テレ文分
電文代 6月分
8,224 円

コクヨ ウ-322

キャッシュサービス ご利用明細票	
年 月 日	06-07-17
取引店 番号	
取引 番号	
銀行番号 支店番号 口座番号	
お取引内容	お取引金額
お振込	¥96,224
確定日 受付番号	お取引後残高
15:40 0001	
ご案内またはお振込内容	
振込手数料	¥330
利用料	¥0
京都中央信用金庫 東五条支店 当座預金 0272862 1) タニカワシヨウジ 様	
ご依頼人 電話	
アラマキリユウジ ヲシノ 様	
お釣 ¥3,446	

43 54

請求書 6年7月26日 No. _____

京都市東山区五条橋東2丁目18の1
 有限会社 谷川商事
 登録番号: T 3130002010007

荒巻事務所様

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 496,010円				消費税額等			
月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)		税率(%)	摘要
	1 室料	8A	合	80,000			
	2 7Rキ ①	170	15	4,725			
	3 ②	97	10	2,557			
	4 消費税			8,728			
	5						
	6						
	7 7/25 7Rキ ①	108	05	5,400			
	8 " ②	32	75	1,410			
	9						
	10						
	11						
	12						
合計(税抜・税込)				税率	%		消費税額等
				税率	%		消費税額等
				96,010			

8,000 室料分
 728 元金分

税代 78分
 8,010円

コクヨ W-322

キャッシュサービス
 ご利用明細票

ご利用いただいたありがとうございます

年 月 日 取扱店 取引番号
 06-08-06

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 お取引金額
 お振込 ¥88,000

時刻 受付番号 お取引後残高
 14:10 0036

ご案内またはお振込内容
 振込手数料 ¥0 利用料 ¥0
 京都中央信用金庫
 東五条支店
 当座預金 272862
 1) タニカワシヨウジ 様

ご依頼人 電話
 アラマキリウツウシムシヨ 様

44

請求書

6年8月26日

No.

荒巻事務所様

京都市東山区五条橋東2丁目18の1

有限会社 谷川商事

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号: T 3130002010007

税込合計金額

¥100,606

消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
	1 室料	9月分		8,000.00		
	2 電気①	185kWh		551.00		
	3 電気②	209kWh		595.00		
	4 消費税			914.60		
	5					
	6					
	7 8/26 電気①	1,000kWh				
	8 電気②	2,484kWh				
	9					
	10					
	11					
	12					
合計(税抜・税込)				100,606		

8,000円 室料
1,146円 電気
電気代 12,606円
8月分

コクヨ W-322

キャッシュサービス
ご利用明細票

をご利用いただき、ありがとうございます。
ただいまご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。
どうぞご確認ください。

年 月 日	取振店 振込 取引番号
06-09-03	
銀行番号 支店番号	口座番号
お取引内容	お取引金額
お振り込み	¥88,000
時刻 受付番号	お取引後残高
14:54 0036	
ご案内またはお振込内容	
振込手数料	¥220利用料
京都中央信用金庫	¥0
東五条支店	
当座預金	272862
1) タニカ・ワシヨウジ 様	
ご依頼人 電話	
アラマキリュウジ・ウシ・ムシヨ 様	

45

キャッシュサービス
ご利用明細票

をご利用いただき、ありがとうございます。
ただいまご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。
どうぞご確認ください。

年 月 日	取振店 振込 取引番号
06-09-03	
銀行番号 支店番号	口座番号
お取引内容	お取引金額
お振り込み	¥12,606
時刻 受付番号	お取引後残高
14:54 0037	
ご案内またはお振込内容	
振込手数料	¥220利用料
京都中央信用金庫	¥0
東五条支店	
当座預金	272862
1) タニカ・ワシヨウジ 様	
ご依頼人 電話	
アラマキリュウジ・ウシ・ムシヨ 様	

56

-78-

請 求 書

6 年 10 月 25 日

No.

有限会社 谷 川 商 事

登録番号: T 3130002010007

登録番号: T 4130001009263

荒巻事務所 様

登録番号 五 建 外 良 屋

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額				消費税額等			
¥ 95,291 円							
月 日	品 名	数 量	単 価	金 額 (税 抜・税 込)		税 率 (%)	摘 要
1	室 料	11 月 分		8,000			
2	テレビ ①	198 台		5,605			
3	②	38 台		1,024			
4	消費税			8,662			
5							
6							
7	10/5 テレビ ①	139 台					
8	" ②	370 台					
9							
10							
11							
12							
合 計 (税 抜・税 込)				税率	%	消費税額等	
				税率	%	消費税額等	
						¥ 95,291	

8,000 円 室料分
6,622 円 テレビ分
10 月分 電気代
7,291 円

コクヨ ウ-322

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます			
年 月 日	取扱店	振込	取引番号
06-10-31			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥ 95,291	
時刻	受付番号	お取引後残高	
10:02	0035		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥330 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 0272862			
1) タニカワシヨウシ 様			
ご依頼人 電話			
アラマキ リョウソウシヨウ 様			
お釣 ¥4,500			

47

58

請求書

6年11月21日

No.

有限会社 谷川商事

登録番号: T 3130002010007

京都市東山区五条橋東2丁目18の1

登録番号: T 4130001000263

荒巻事務所 様

五建外良屋

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

税込合計金額 96,532円

消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
	1 寧料	12月分		80000		
	2 子"レキ ①	229 15		6578		
	3 ②	44 100		1179		
	4 消費税			8775		
	5					
	6					
	7 10/26 子"レキ ①	1620 100				
	8 "	② 3751 100				
	9					
	10					
	11					
	12					
合計(税抜・税込)				96532		
				税率 %		消費税額等
				税率 %		消費税額等

8,000円 寧料分
775円 子"レキ分
11月分 電知代
8,532円

コクヨ W-322

キャッシュサービス
ご利用明細票

ご利用いただきありがとうございます

年 月 日 取扱店 振込 取引番号

06-12-11

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 振込金額

お振込 ¥96,532

時刻 受付番号 振込後残高

10:50 0008

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥330 利用料 ¥0

京都中央信用金庫
東五条支店
当座預金 0272862

2) 9-カ"ワシヨウジ" 様

ご依頼人 電話

アラマキ リョウソウ"ムヨ 様

お釣 ¥3,138

48 59

※裏面のご案内もご覧ください

請求書 2008年12月 京都市東山区五条橋東2丁目18の1

有限会社 谷川商事

登録番号: T 3130002010007

登録番号: T 41 263

荒巻事務所 様

下記のとおり御請求申し上げます

五建 屋

税込合計金額 ¥93,233 円

消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
1	室料	1月分		80000		
2	7/2キ ①	131		3500		
3	②	447		1258		
4	消費税			8475		
5						
6						
7	12/20 7/2キ ①	1751				
8	" ②	3798				
9						
10						
11						
12						
合計(税抜・税込)				93233		
				税率 %		消費税額等
				税率 %		消費税額等

8,000円 室料分
475円 7/2キ分
12月分 電気代
5,233円

コクヨ ウ-322

キャッシュサービス
ご利用明細票

ご利用いただき、ありがとうございます。

年 月 日 取扱店 振替 取引番号

07-01-10

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 振込金額

お振込 ¥93,233

時刻 受付番号 振込後残高

15:18 0003

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥330 利用料 ¥0

京都中央信用金庫
東五条支店
当座預金 0272862
1) タニカワリョウジ 様

ご依頼人 電話

アラムキ リョウジ 様

お釣 ¥6,502

49 60

請 求 書

7 年 1 月 25 日

No.

京都市東山区五条橋東2丁目18の1

有限会社 谷川商事

登録番号: T3130002010007

登録番号: T4130001009263

荒巻事務所様

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号 五建外良屋

税込合計金額 497,982 円也 消費税額等

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額 (税 抜 ・ 税 込)	税 率 (%)	摘 要
1	室 料	2 月 分		8,000.00		
2	デレキ①	208 台		591.9		
3	③	120 台		315.6		
4	消毒費			89.07		
5						
6						
7	1/25 デレキ①	1959 台				
8	②	3918 台				
9						
10						
11						
12						
合 計 (税 抜 ・ 税 込)				97,982		
				税率 %		消費税額等
				税率 %		消費税額等

8,000円 室料分
907円 デレキ分
1月分電気代
9,982円

コクヨ ウ-322

キャッシュサービス
ご利用明細票

ご利用いただきありがとうございます。

年 月 日 取扱店 取引番号
07-02-06

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 お取引金額
お振込 ￥97,982

時刻 受付番号 お取引後残高
15:59 0006 ￥293,726

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ￥0 利用料 ￥0
京都中央信用金庫
東五条支店
当座預金 272862
1) タニカワシヨウシ 様

ご依頼人 電話
アラマキリョウシヨウシ 様

50 61

請求書

7年2月25日

No.

有限会社 谷川商事

登録番号: T3130002010907

登録番号: T4130001009263

荒巻事務所 様

登録番号 五建外良屋

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

¥98,016

消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
	1 資材	3月分		80000		
	2 3/25 ①	188		5291		
	3 ②	141		3815		
	4 消費税			8910		
	5					
	6					
	7 2/25 テレキ ①	2147				
	8 "	②	4059			
	9					
	10					
	11					
	12					
合計(税抜・税込)				税率 %		消費税額等
				税率 %		消費税額等
						98016

8,000円 資材分
910円 テレキ分
2月分 税抜代
10016円

コクヨ ウ-322

キャッシュサービス
ご利用明細票

をご利用いただき、ありがとうございます。

年 月 日	取扱店	振替	取引番号
07-03-04			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥98,016		
時刻	受付番号	お取引後残高	
17:33	0009	¥891,020	
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥0	利用料	¥0
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 272862			
1) タニカワシヨウジ 様			
ご依頼人 電話			
アラマキリユウジウシムシヨ 様			

51 6.2

請求書 7年3月25日 No. 有限会社 谷川商事
 登録番号: T 3130002010007
 京都府京都市東山区五条橋東2丁目18の1
 登録番号: T 4130001009263
 登録番号 五建外良屋

荒巻事務所様

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ¥ 97,083 円					消費税額等	
月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
	1 室料	4A分		80000		
	2 3/25 ①	174 円		4851		
	3 ②	128 円		3407		
	4 消費税			8825		8000円 825円 計
	5					
	6					
	7 3/25 ①	232 円				
	8 ②	4187 円				
	9					
	10					
	11					
	12					
合計(税抜・税込)				97,083		
				税率 %		消費税額等
				税率 %		消費税額等

キャッシュサービス
ご利用明細票

ご利用いただきありがとうございます。

年 月 日 取扱店 振替 取引番号
 07-04-02
 銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 お取引金額
 お振込 ¥97,083
 時刻 受付番号 お取引後残高
 14:11 0025 ¥616,662

ご案内またはお振込内容
 振込手数料 ¥0 利用料 ¥0
 京都中央信用金庫
 東五条支店
 当座預金 272862
 1) タニカ"ワシヨウシ"様

ご依頼人 電話
 アラマキリユウゾウシ"ムシヨ"様

3月分電気料金

9,083円を計上

4月分室料

88,000円は、令和7年度分

と、収支報告を予定

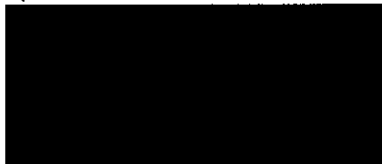
駐車場賃貸借契約書

自動更新済み

賃貸人 [REDACTED] と、賃借人 荒巻隆三 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在
名称
位置番号



第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的にのみ使用するものとする。

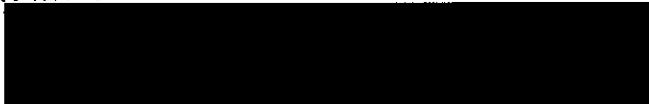
メーカー： [REDACTED] 車種： [REDACTED] ナンバー： [REDACTED]

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額 27,500 円（税込）也とし、賃借人は毎月末日までにその翌月分を下記口座へ振り込むものとする。その際の振込手数料は賃借人が負担するものとする。

振込先口座：

口座名義人：



第3条（敷金）

賃借人は、賃料の支払いを担保するための敷金として金 50,000 円也を無利息にて賃貸人に預託するものとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、令和 5 年 4 月 / 日から2年間とする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第7条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第8条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2ヵ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸またはこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第9条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

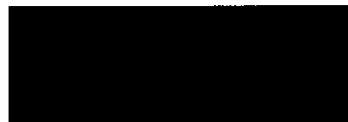
第10条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 5 年 4 月 16 日

賃貸人：住所
氏名



賃借人：住所 京都市東山区五条橋東2丁目18-1 五達ビル4階C
氏名 荒巻 隆三



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 卷 隆 三	整理番号	64～74
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費		
支 払 内 容	駐車場代(振込手数料含む)		
支 払 金 額	308,000円	按分率	70% 計 上 額 215,600円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただき、ありがとうございます。 ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞご確認ください。			
年 月 日	取扱店	振替	取引番号
06-05-07			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
22:35	0028		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥440	利用料 ¥110
ご依頼人 電話			
アラマキリュウソウウシムシヨ様			

※裏面のご案内もご確認ください。

64

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただき、ありがとうございます。 ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞご確認ください。			
年 月 日	取扱店	振替	取引番号
06-06-21			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
16:57	0003		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥440	利用料 ¥0
ご依頼人 電話			
アラマキリュウソウウシムシヨ様			

※裏面のご案内もご確認ください。

65

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただき、ありがとうございます。 ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞご確認ください。			
年 月 日	取扱店	振替	取引番号
06-07-17			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
15:44	0002		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥550	利用料 ¥0
ご依頼人 電話			
アラマキリュウソウウシムシヨ様			
お釣 ¥1,950			

※裏面のご案内もご確認ください。

66

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	種番	取引番号
06-08-06			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:12	0038		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥440	利用料 ¥0
ご依頼人 電話			
アラマキリュウソウジムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

67

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	種番	取引番号
06-09-03			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:50	0032		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥440	利用料 ¥0
ご依頼人 電話			
アラマキリュウソウジムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

68

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	種番	取引番号
06-10-30			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
11:37	0023		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥550	利用料 ¥0
ご依頼人 電話			
アラマキ リュウソウジムシヨ 様			
お釣 ¥1,950			

※裏面のご案内もご覧ください。

69

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	種番	取引番号
06-11-05			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
16:53	0018		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥550	利用料 ¥0
ご依頼人 電話			
アラマキ リュウソウジムシヨ 様			
お釣 ¥1,950			

※裏面のご案内もご覧ください。

70

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	振替	取引番号
06-12-11			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
10:53	0009		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥550	利用料 ¥0
[Redacted]			
ご依頼人 電話 [Redacted]			
アラマキ リュウソウシムシヨ 様			
お釣 ¥1,950			

※裏面のご案内もご覧ください。

71

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	振替	取引番号
07-01-10			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
15:24	0006		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥550	利用料 ¥0
[Redacted]			
ご依頼人 電話 [Redacted]			
アラマキ リュウソウシムシヨ 様			
お釣 ¥2,450			

※裏面のご案内もご覧ください。

72

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	振替	取引番号
07-02-06			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
16:00	0007		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥440	利用料 ¥0
[Redacted]			
ご依頼人 電話 [Redacted]			
アラマキリュウソウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

73

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	振替	取引番号
07-03-04			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥27,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
17:38	0012		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥440	利用料 ¥0
[Redacted]			
ご依頼人 電話 [Redacted]			
アラマキリュウソウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

74

事 務 費

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 巻 隆 三		整理番号	76～87	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費				
支 払 内 容	固定電話料金				
支 払 金 額	135,480円	按分率	70%	計 上 額	94,832円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり

76

〒605-0846

京都市 東山区五条橋東 2丁目18-1

五建ビル 4階

荒巻 隆三 様

NTTファイナンス株式会社

料金センター

お問合せ先 0800-333-5550

〒536-0025 大阪市城東区森之宮1-6-111

NLC森の宮ビル 6F

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

8515A01040001-000109

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等

年 月 分	支 払 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2024年 4月分	11,259円	2024年 4月27日	西日本ご利用分
合計	11,259円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。

※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

収入印紙

印紙不要

2025年 5月 2日

NTTファイナンス株式会社

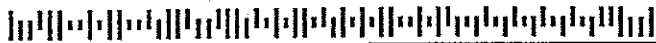
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

ご請求内訳書 (西日本ご利用分)

605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1

五建ビル 4階
荒巻 隆三 様



再発行

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南 1-2-70

発行年月日 2025年 5月27日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス (株)

東京都港区港南 1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【還付先】

〒536 大阪府城東区森之宮 1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

8513A01140001-000137

(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)
	2024年 4月ご請求分	11,259円

お 知 ら せ

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分			
10,012	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
	1,790	もつともつと割 1、2年自ピーンと割	合 算
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	合 算
	1,000	ひかり電話対応機器使用料	合 算
	1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	合 算
	1,000	ボイスワープ使用料	合 算
	100	追加番号使用料	合 算
	432	ひかり電話 (通話料)	合 算
	256	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	合 算
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	910	消費税等相当額 (合計)	
◆NTTコミュニケーションズご利用分			
37	34	ナビダイヤルへの通話料 (ひかり電話)	合 算
	3	消費税等相当額 (合計)	
◆NTT西日本分 (小計)			
10,049	10,049	(小計)	
◆NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◆合計			
11,259	11,259	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> 〇上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1

五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 5月18日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス (株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【速付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6

-111 NLC森の宮ビル6F

社用コード M20021211002 13239 13205 00 J

61 000000 1 0

24050301J

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 5月ご請求分	11,455円	2024年 5月31日 (金)

お知らせ

「NTTファイナンスからのお知らせ」

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

10,245円

NTTファイナンス分ご請求額

1,210円

(合計)

11,455円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光ももっともっと割、Web光ももっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

この部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2024 年 5 月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。 * 契約番号:	非対象等
◇合計 11,455	11,455	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分
ご請求先氏名
荒巻 陸三 様
お客様番号
2024年 5月ご請求分
金額(円)
¥11,455-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料)
0800-3335550
収入印紙貼付欄
245.27
(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1

郵便区内特別

五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 6月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株) 78
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC株の宮ビル6F
社用コード M20021211002 05766 05756 00 J
61 100000 1 0 24060301J

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 6月ご請求分	11,170円	2024年 7月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 9,960円 うち消費税等 905円

非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 11,170円

※各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス (光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

この部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 6月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	9,952	5,400	フレッツ 光ネクスト・F 単利用料	5月 1日～ 5月31日 合 算
		-1,790	もっどもっと割 1、2年目どーんと割	2024年10月～2024年12月以 外の解約は解約金がかかります 合 算
		1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	5月 1日～ 5月31日 電話番号 は075-541-8078 合 算
		1,000	ひかり電話対応機器使用料	5月 1日～ 5月31日 合 算
		1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	5月 1日～ 5月31日 合 算
		1,000	ボイスワープ使用料	5月 1日～ 5月31日 合 算
		100	追加番号使用料	5月 1日～ 5月31日 合 算
		488	ひかり電話 (通話料)	5月 1日～ 5月31日 合 算
		144	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	5月 1日～ 5月31日 合 算
		6	ユニバーサルサービス料他	5月 1日～ 5月31日 2番号分 合 算
		150	発行手数料	本請求書等の発行にかかる各種費用に 合 算
		50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア、各種金 合 算
		904	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10% 合 算
◇NTTコミュニケーションズご利用分	8	8	ナビダイヤルへの通話料 (ひかり電話)	5月 1日～ 5月31日。 「057 合 算
◇NTT西日本分 (小計)	9,960	9,960	(小計)	0」で始まる番号への通話料です。
◇NTTファイナンスご利用分				

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021211002 05766 05756 00 J

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024 年 6 月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	----------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号 NTTコム (回収代行) ご利用分。	非対象等
◇合計 11,170	11,170	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
荒巻 隆三 様

お客様番号

2024年 6月ご請求分

金額(円)

¥11,170-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

収 取 日 附 印

24.6.28

24.6.28

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1

郵便区内特別

五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 7月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021211002 13243 13209 00 J
61 000000 1 0 24070301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。

1/

3ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 7月ご請求分	10,749円	2024年 7月31日(水)

お知らせ

「NTTファイナンスからのお知らせ」

格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 9,539円 うち消費税等 867円

非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 10,749円

※各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓ 部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 7月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内 訳 項 目 金 額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内 訳 金 額 (円) AMOUNT (YEN)	請 求 内 訳 等 詳 細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税 区 分 TAX	
◆NTT西日本ご利用分 9,539	5,400 -1,790	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 もっともっと割 1、2年目ピーンと割	6月 1日～ 6月30日 2024年10月～2024年12月以 外の解約は解約金がかかります	合 算 合 算
	1,300	ひかり電話オフィスタ입 (基本料)	6月 1日～ 6月30日 電話番号 は075-541-8078	合 算
	1,000	ひかり電話対応機器使用料	6月 1日～ 6月30日	合 算
	1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	6月 1日～ 6月30日	合 算
	1,000	ボイスワープ使用料	6月 1日～ 6月30日	合 算
	100	追加番号使用料	6月 1日～ 6月30日	合 算
	160	ひかり電話 (通話料)	6月 1日～ 6月30日	合 算
	96	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	6月 1日～ 6月30日	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	6月 1日～ 6月30日 2番号分 のご請求となります。	合 算
	150	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。	合 算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合 算
	867	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◆NTT西日本分 (小計) 9,539	9,539	(小計)		
◆NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。	* 契約番号: [REDACTED]	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円（税込）が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話番号）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021211002 13243 13209 00

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2024 年 7 月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇合計 10,749	10,749	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
荒巻 隆三 様

お客様番号

2024年 7月ご請求分

金額(円)

¥10,749-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

24.7.29

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846
京都市東山区五条橋東2丁目18-1五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2024年 8月17日発行
発行会社 送出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021211002 06776 06765 00 J
61 000010 1 0 24080301J日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/ 3ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 8月ご請求分	10,960円	2024年 9月 2日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----
(格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011))10%対象請求額 (税込) 9,750円 うち消費税等 886円
非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 10,960円

※各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス (光もつともっと割、Web光もつともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約
期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
(the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.)

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 8月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分			
9,750	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
	-1,790	もっともっと割 1、2年目どーんと割	合 算
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	合 算
	1,000	ひかり電話対応機器使用料	合 算
	1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	合 算
	1,000	ボイスワープ使用料	合 算
	100	追加番号使用料	合 算
	336	ひかり電話 (通話料)	合 算
	112	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	合 算
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	886	消費税等相当額 (合計)	
◇NTT西日本分 (小計)	9,750	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円（税込）が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qe/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（N.T.T東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021211002 06776 06765 00 J

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2024 年 8 月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇合計	10,960	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
荒巻 陸三 様

お客様番号

2024 年 8 月ご請求分

金額(円)
¥10,960-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

24.9.02

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1

五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 9月17日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス (株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【速付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

社用コード M20021211002 13866 13824 00 J

61 000000 1 0

24090301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 9月ご請求分	11,215円	2024年 9月30日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

10,005円 うち消費税等

909円

非対象等請求額

1,210円 ご請求額合計

11,215円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様請求番号
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2024年 9月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇合計 11,215	11,215	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

荒巻 隆三 様

お客様番号

2024年 9月ご請求分

金額(円)

¥11,215-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収日附印

24.9.27

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、お領収書をお出しください。上記以外でお支払いの場合は印紙を貼り付けてください。

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1

五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2024年10月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株) 82
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC系の宮ビル6F
社用コード M20021221002 06002 05985 00 J
BI 110000 1 0 24100310J日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年10月ご請求分	11,219円	2024年10月31日(木)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

10,009円 うち消費税等

909円

非対象等請求額

1,210円 ご請求額合計

11,219円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	9,926	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料	9月 1日～ 9月30日 合 算
		-1,790	もっともっと割 1、2年目1-onと割	2024年10月～2024年12月以 外の解約は解約金がかかります 合 算
		1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	9月 1日～ 9月30日 電話番号 は075-541-8078 合 算
		1,000	ひかり電話対応機器使用料	9月 1日～ 9月30日 合 算
		1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	9月 1日～ 9月30日 合 算
		1,000	ボイスワープ使用料	9月 1日～ 9月30日 合 算
		100	追加番号使用料	9月 1日～ 9月30日 合 算
		560	ひかり電話 (通話料)	9月 1日～ 9月30日 合 算
		48	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	9月 1日～ 9月30日 合 算
		6	ユニバーサルサービス料他	9月 1日～ 9月30日 2番号分 合 算
		150	発行手数料	本請求書等の発行にかかる各種費用に なります。 合 算
		50	取納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 合 算
		902	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	83	76	ナビダイヤルへの通話料 (ひかり電話)	9月 1日～ 9月30日。1057 0」で始まる番号への通話料です。 合 算
		7	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	10,009	10,009	(小計)	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021221002 06002 05986 00

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2024 年 10 月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) の利用分。 * 契約番号: [REDACTED]	非対象
◇合計 11,219	11,219	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分ご請求先氏名
荒巻 隆三 様

お客様番号

2024年10月ご請求分

金額(円)

¥11,219-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領取日 附印

2024.10.30
紙貼付欄
(金額欄にVS用)→お客様

A T Mまたはゆうちょ銀行、郵便局で支払う場合は、お振込みを必ずお出しください。上記以外で支払う場合は、上記の領取日と金額を必ずご確認ください。

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1

五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2024年11月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株) 83
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021221002 14590 14528 00 J
81 080000 1 0 24110310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1/ 3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年11月ご請求分	12,166円	2024年12月2日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

ご請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

10,956円 うち消費税等

996円

非対象等請求額

1,210円 ご請求額合計

12,166円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約・期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
NTT西日本ご利用分 10,956	5,400 -1,790 1,300 1,000 1,200 1,000 100 792 752 6	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 もともとと割 1、2年目どーんと割 ひかり電話オフィスタイプ (基本料) ひかり電話対応機器使用料 ナンバー・ディスプレイ使用料 ボイスワープ使用料 追加番号使用料 ひかり電話 (通話料) ひかり電話 (携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他	10月 1日~10月31日 2027年10月~2027年12月以 外の解約は解約金がかかります 10月 1日~10月31日 電話番号 は075-541-8078 10月 1日~10月31日 10月 1日~10月31日 10月 1日~10月31日 10月 1日~10月31日 10月 1日~10月31日 10月 1日~10月31日 10月 1日~10月31日 2番号分 のご請求となります。
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	996	消費税等相当額 (合計)	合 算
NTT西日本分 (小計) 10,956	10,956	(小計)	
NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号:	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021221002 14590 14528.00

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2024 年 11 月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇合計 12,166	12,166	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
荒巻 隆三 様

お客様番号

2024年11月ご請求分

金額(円)
¥12,166-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印

24.11.22

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左欄2枚をお出しくたさい。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846
京都市東山区五条橋東2丁目18-1五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

郵便区内特別

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2024年12月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株) 84
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【運付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021221002 07181 07169 00 J
61 100010 1 8 24120310J

Webでのお問い合わせ先

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年12月ご請求分	11,422円	2025年1月6日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)
10%対象請求額 (税込) 10,212円 うち消費税等 928円
非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 11,422円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2024年12月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム(回収代行)ご利用分。 * 契約番号	非対象等
◇合計 11,422	11,422	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

荒巻 隆三 様

お客様番号

2024年12月ご請求分

金額(円)

¥11,422-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問い合わせ先 (無料)

0800-3335550

領収日附印

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

M20031221002 01486 07169 01

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846
京都市東山区五条橋東2丁目18-1

五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 1月19日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021221002 13530 13475 00 J
81 000000 1 0 25010310J

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[REDACTED]	2025年 1月ご請求分	10,978円	2025年 1月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】(登録番号: T8010401005011)

格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社
10%対象請求額(税込) 9,768円 うち消費税等 888円
非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 10,978円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。
*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
If the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2025年 1月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 9,750	5,400 -1,790 1,300 1,000 1,200 1,000 100 208 240 6	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 もともと割 1、2年目どーんと割 ひかり電話オフィスタイプ (基本料) ひかり電話対応機器使用料 ナンバー・ディスプレイ使用料 ボイスワープ使用料 追加番号使用料 ひかり電話 (通話料) ひかり電話 (携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他	12月 1日~12月31日 2027年10月~2027年12月以 外の解約は解約金がかかります 12月 1日~12月31日 電話番号 は075-541-8078 12月 1日~12月31日 12月 1日~12月31日 12月 1日~12月31日 12月 1日~12月31日 12月 1日~12月31日 12月 1日~12月31日 2番号分 のご請求となります。
	150	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。
	886	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分 18	17	ナビダイヤルへの通話料 (ひかり電話)	12月 1日~12月31日。 「057 0」 で始まる番号への通話料です。
	1	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計) 9,768	9,768	(小計)	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021221002 13530 13475 00

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2025 年 1 月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号: [REDACTED]	非対象等
◇合計 10,978	10,978	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

荒巻 隆三 様

お客様番号

2025 年 1 月ご請求分

金額(円)

¥10,978-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収日 附印

2025.1.31

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1

五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 2月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株) 86
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【添付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021221002 07519 07505 00 J
61 100000 1 0 25020310J

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 (1 / 3 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[REDACTED]	2025年 2月ご請求分	11,840円	2025年 2月28日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

価格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

10,630円 うち消費税等

966円

非対象等請求額

1,210円 ご請求額合計

11,840円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

2025年 2月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分 10,630	5,400 -1,790 1,300 1,000 1,200 1,000 100 880 368 6 150 50 966	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 もともと割_1、2年目どーんと割 ひかり電話オフィスタイプ (基本料) ひかり電話対応機器使用料 ナンバー・ディスプレイ使用料 ボイスワープ使用料 追加番号使用料 ひかり電話 (通話料) ひかり電話 (携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他 発行手数料 収納手数料 消費税等相当額 (合計)	1月 1日~ 1月31日 2027年10月~2027年12月以 外の解約は解約金がかかります 1月 1日~ 1月31日 電話番号 は075-541-8078 1月 1日~ 1月31日 1月 1日~ 1月31日 1月 1日~ 1月31日 1月 1日~ 1月31日 1月 1日~ 1月31日 1月 1日~ 1月31日 1月 1日~ 1月31日 2番号分 のご請求となります。 本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 合算表示の料金合計×10%
◆NTT西日本分 (小計) 10,630	10,630	(小計)	
◆NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。	* 契約番号: [REDACTED] 非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円（税込）が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会が1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021221002 07519 07505 00

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025 年 2 月ご請求分
----------------------------	------------------------	----------------

ご請求内訳 (お客様番号)

* C C 0 0 1 1 0 0 0 1 1 7 2 2 6 4 1 1 U U Y Y *

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇合計 11,840	11,840	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
荒巻 隆三 様

お客様番号

2025年 2月ご請求分

金額(円)
¥11,840-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 書
25.3.10

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1

五建ビル 4階
荒巻 隆三 様

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 3月17日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス(株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【速付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

社用コード M20021221002 13041 12994 00 J

61 000000 1 0

25030310J

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2025年 3月ご請求分	11,047円	2025年 3月31日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額(税込)

9,837円 うち消費税等

894円

非対象等請求額

1,210円 ご請求額合計

11,047円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

この部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	9,829	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	2月 1日～ 2月28日 合 算
		-1,790	もっともっと割 1、2年目どーんと割	2027年10月～2027年12月以外 の解約は解約金がかかります 合 算
		1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	2月 1日～ 2月28日 電話番号 は075-541-8078 合 算
		1,000	ひかり電話対応機器使用料	2月 1日～ 2月28日 合 算
		1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	2月 1日～ 2月28日 合 算
		1,000	ボイスワープ使用料	2月 1日～ 2月28日 合 算
		100	追加番号使用料	2月 1日～ 2月28日 合 算
		344	ひかり電話 (通話料)	2月 1日～ 2月28日 合 算
		176	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	2月 1日～ 2月28日 合 算
		6	ユニバーサルサービス料他	2月 1日～ 2月28日 2番号分 のご請求となります。 合 算
		150	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 合 算
		50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 合 算
		893	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	8	8	ナビダイヤルへの通話料 (ひかり電話)	2月 1日～ 2月28日。1057 01で始まる番号への通話料です。 合 算
◇NTT西日本分 (小計)	9,837	9,837	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分				

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.ica.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021221002 13041 12994 00

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム(回収代行)ご利用分。	非対象等
◇合計 11,047	11,047	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

荒巻 隆三 様

お客様番号

2025年 3月ご請求分

金額(円)

¥11,047-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

25.4.02

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 巻 ・ 隆 三		整理番号	88～94	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費				
支 払 内 容	名刺印刷料（振込手数料含む）				
支 払 金 額	90,200円	按分率	70%	計 上 額	63,140円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

別添のとおり

御 請 求 書

(月 限)

2024年 4 月 2 日

荒巻隆三事務所 様

(有) ミノル印刷

税込合計金額 ¥ 7,700 -

〒605-0837
京都市東山区新宮川筋五条上る山
TEL(075)531-4924 FAX(075)525-0481
登録番号 T2130002010255

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税抜)	7,000	別紙請求書 / 枚
消 費 税 額 (税率10%)	700	
お 立 替 ()		
当 月 請 求 額	7,700	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは 京都中央信用金庫 東五条支店 当座No.28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。

京都府議会議員
議会運営委員長
自民党府議団代表幹事
荒巻隆三
事務所
〒605-0846 京都市東山区五条橋東二丁目一八一
電話 (075) 541-1180
FAX (075) 541-1181
URL <http://aramaki-ryuzo.jp>

キャッシュサービス
ご利用明細票

ご利用日 2024年 4 月 2 日 取扱店 番号 06-04-30

銀行番号 支店番号 口座番号

お振込金額 ¥7,700

時刻 15:33 受付番号 0172

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥330 利用料 ¥0
京都中央信用金庫
東五条支店
当座預金 0260155
1) ミノル印刷 様

ご依頼人 電話
アラマキリュウゾウサマズヨ 様

お釣 ¥1,970

※裏面のご案内もご覧ください

8.8

御 請 求 書

荒巻隆三事務所様

2024年 4月 2日

(有)ミノル印刷

T605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
名刺 荒巻隆三様 贈与	200	7000 -	
消 費 税		700 -	
合 計		7700 -	

上記の通りご請求申し上げます。

納 品 書

荒巻隆三事務所様

2024年 4月 2日

(有)ミノル印刷

T605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
名刺 荒巻隆三様 贈与	200	7000 -	
消 費 税		700 -	
合 計		7700 -	

上記の通り納品申し上げます。

御 請 求 書

(月限)

2024年 5月 7日

荻巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

〒605-0837
京都市東山区新宮川筋五条上る山崎
TEL(075)531-4924 FAX(075)525-0451
登録番号 T2130002010255

税込合計金額 ¥15,400-

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税抜)	14,000	別紙請求書 / 枚
消 費 税 額 (税率10%)	1,400	
お 立 替 ()		
当 月 請 求 額	¥15,400	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座№28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。

キャッシュサービス
ご利用明細票

ご利用いただきありがとうございます。
ご利用いただいた金額は、下記のとおりです。
ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

年 月 日 取引店 取引番号
06-05-30

銀行番号 支店番号 口座番号
[不明]

お取引内容 お取引金額
お振り込み ¥15,400

時刻 受付番号 お取引後残高
20:21 0026 [不明]

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ¥220 利用料 ¥110
京都中央信用金庫
東五条支店
当座預金 260155
1) ミノルインサツ 様

ご依頼人 電話 [不明]
アラマキリュウゾウシムシヨ 様

89

※裏面のご案内もご覧ください。

納品書

荒巻隆三事務所様

2024年 5月 7日

(有)ミノル印刷

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

品名	数量	金額	摘要
名刺・荒巻隆三様 解351	200	700.00 -	
名刺・荒巻隆三様 解341	200	700.00 -	
消費税		1400 -	
合計		15400 -	

上記の通り納品申し上げます。

御 請 求 書

(月 限)

2014年 6月 17日

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

税込合計金額 ¥ 4,620 -

〒605-0837
京都市東山区新宮川五條上る山田町
TEL(075)531-4921 FAX(075)525-0451
登録番号 T2130002010255

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税別)	4,200 -	別紙請求書 1枚
消 費 税 額 (税率10%)	420 -	
お 立 替 ()	-	
当 月 請 求 額	¥4,620 -	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは 京都中央信用金庫 東五条支店 当座№28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。

キャッシュサービス
ご利用明細票

年 月 日 06-06-21
取引店 京都中央信用金庫 東五条支店

お取引内容 振込手数料
お取引金額 ¥4,620
お振込み 16:58 0004
お取引後 振込
ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥220 利用料 ¥0
京都中央信用金庫
東五条支店
当座預金 260155
1) ミノル印刷 様

ご依頼人 電話
アラマキリュウジ ユウジ ムンヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

秘書

京都府議会議員
自民党府議団 代表幹事 荒巻隆三

事務所

〒605-0846
京都市東山区五條橋東二丁目一八番一
電話 (075) 531-4921
FAX (075) 525-0451
URL <http://aramaki-ryuzo.jp>

御 請 求 書

荒巻隆三事務所様

2024年 6月 7日

(有) ミノル印刷

T605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
名刺 [REDACTED] 様	100	4200-	
消 費 税		420-	
合 計		4620-	

上記の通りご請求申し上げます。

京都府議会議員

議会運営委員長

自民党府議団代表幹事

荒 卷 隆 三

事務所

〒605-0846 京都市東山区五條橋東二丁目一八一

電話 (075) 541-1180
FAX (075) 541-1181
URL http://aramaki-ryuzo.jp

京都府議会議員

自民党府議団代表幹事

荒 卷 隆 三

事務所

〒605-0846 京都市東山区五條橋東二丁目一八一

電話 (075) 541-1180
FAX (075) 541-1181
URL http://aramaki-ryuzo.jp

キャッシュサービス ご利用明細票	
年 月 日 取扱店 振込番号	
06-09-03	
銀行番号 支店番号 口座番号	
お取引内容	お取引金額
お振り込み	¥15,400
時刻 受付番号	お取引後残高
14:53 0035	
ご案内またはお振込内容	
振込手数料 ¥220 利用料 ¥0	
京都中央信用金庫	
東五条支店	
当座預金 260155	
1) ミノルインサツ 様	
ご依頼人 電話	
アラマキリュウゾウシ ムシヨ 様	

※裏面のご案内もご覧ください。

91

御 請 求 書

(月 限)

年 月 日

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

〒605-0837 京都市東山区新宮川筋五条上る山田町499
TEL(075)531-4924 FAX(075)525-0451
登録番号 T2130002010255

税込合計金額 〃

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税別)		別紙請求書 枚
消 費 税 額 (税率10%)		
お 立 替 ()		
当 月 請 求 額		

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座№2840260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。

御 請 求 書

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

2024年 8月 7日

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
名刺・荒巻隆三様・府県2枚	200	7000-	
名刺・荒巻隆三様・府県3枚	200	7000-	
消 費 税		1400-	
合 計		¥ 15400-	

上記の通りご請求申し上げます。

キャッシュサービス ご利用明細票	
ご利用のキャッシュサービス	
年 月 日	取引店 取引番号
06-10-30	
銀行番号 支店番号 口座番号	
お取引内容	
お振込	¥12,320
時刻 時刻 受付番号	お取引後の残高
11:50 0027	
ご案内またはお振込内容	
振込手数料 ¥330 利用料 ¥0	
京都中央信用金庫	
東五条支店	
当座預金 0260155	
1) ミノルインサツ 様	
ご依頼人 電話	
アラマキ リョウゾウウシキョウ 様	

※裏面のご案内もご覧ください。

92

京都府議会議員

議会運営委員長

自民党府議団代表幹事

荒 卷 隆 三

事務所

〒605-0846 京都市東山区五条橋東二丁目一八一
電話 (075) 541-1180
FAX (075) 541-1181
URL http://aramaki-tyuzo.jp

京都府議会議員

自民党府議団代表幹事 荒卷隆三

事務

事務所

〒605-0846 京都市東山区五条橋東二丁目一八一
電話 (075) 541-1180
FAX (075) 541-1181
URL http://aramaki-tyuzo.jp

御 請 求 書

(月限)

2024 年 10 月 17 日

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

〒605-0837 京都市東山区新宮川町五三番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

税込合計金額 ¥ 12,320 -

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税別)	11,200 -	別紙請求書 1 枚
消 費 税 額 (税率10%)	1,120 -	
お 立 寄 ()	-	
当 月 請 求 額	¥ 12,320 -	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座 No.28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお振込みをお願いします。

御 請 求 書

荒巻隆三事務所 様

(有) ミノル印刷

2024 年 10 月 17 日

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
名刺 荒巻隆三様 諸行	200	7,000 -	
名刺 [REDACTED] 様	100	4,200 -	
消 費 税		1,120 -	
合 計		¥ 12,320 -	

上記の通りご請求申し上げます。

御挨拶

京都府議会議員

議会運営委員長

自民党府議団代表幹事

荒巻隆三

事務所

京都市東山区五條橋東二丁目一八一

電話(075)541-1180

FAX(075)541-1181

URL <http://aramaki-ryuzo.jp>

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただいたことありがとうございます。			
年	月	日	取扱店 番 取 引 番 号
06	12	25	
銀行番号	支店番号	口座番号	
お 取 引 内 容		お 取 引 金 額	
お 振 込		¥16,500	
時 刻	受付番号	お 取 引 後 残 高	
16:45	0022		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥330	利用料 ¥0
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 0260155			
1) ミノレインサツ 様			
ご依頼人 電話			
アラマキ リョウゾウツ、ムネヨ 様			
お釣 ¥3,297			

※裏面のご案内もご覧ください。

93

御 請 求 書

(月限)

2024年12月24日

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

T605-0837
京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

税込合計金額 ¥16,500.-

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税別)	¥15,000.-	別紙請求書 / 枚
消 費 税 額 (税率10%)	¥1,500.-	
お 立 替 ()		
当 月 請 求 額	¥16,500.-	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座N:28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお振込み致します。

御 請 求 書

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

2024年 12月 24日

T605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
名刺・荒巻隆三(お立替込)	500	¥15,000.-	
消 費 税		¥1,500.-	
合 計		¥16,500.-	

上記の通りご請求申し上げます。

京都府議会議員

議会運営委員長

自民党府議団代表幹事

荒巻隆三

事務所

〒605-0846 京都市東山区五条橋東二丁目一八一
電話 (075) 541-1181
FAX (075) 541-1181
URL <http://aramaki-ryuzo.jp>

キャッシュサービス ご利用明細票			
ご利用いただきありがとうございます			
年	月	日	取扱店 振込 取引番号
07	03	31	
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥16,500	
時刻	受付番号	お取引後残高	
11:55	0065		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 260155			
1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話			
アラマキリュウゾウシムジヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

94

御 請 求 書

(月限)

2005年 3月 12日

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル

税込合計金額 ¥ 16,500 -

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

摘 要	金 額	備 考
品 求 金 額 (税別)	15,000 -	別紙請求 / 枚
消 費 税 額 (税率10%)	1,500 -	
お 立 寄 ()		
当 月 請 求 額	¥ 16,500 -	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座№28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお振込みします。

御 請 求 書

荒巻隆三事務所様

2005年 3月 12日

(有) ミノル印刷

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
名刺 荒巻隆三様 500	500	15,000 -	
消 費 税		1,500 -	
合 計		¥ 16,500 -	

上記の通りご請求申し上げます。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 巻 隆 三		整理番号	95～107	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費（事務費）・人件費				
支 払 内 容	複合機リース代				
支 払 金 額	157,080円	按分率	70%	計 上 額	109,956円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

別添のとおり

お支払い（口座引き落とし）のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

下記、お支払額合計に記載の金額を、ご指定の口座からお引き落としさせていただきます。

お支払日 2024年 5月 7日（口座への準備は前日迄にお願い致します）

万一、本状とご入金が行き違いの節は何卒ご容赦ください。

右記のお振込みのいずれかの方法（銀行またはコンビニ）でもお振込みいただけます。（振込手数料はお客様負担となります。）

（ご注意）

銀行またはコンビニで上記お引き落とし日前にお振込みいただいた場合は、ご指定口座からのお引き落としと重複することがありますのでご注意ください。

ご不明な点につきましては、右記お問い合わせ先までお電話ください。

（事務処理代行）セゾン債権回収株式会社

（ご指定の口座）

口座名義（カナ） アラマキリュウソウジ ムシヨ ダイヒョウ アラマキ リュ

＜お支払額明細＞ 令和 6年 4月 20日作成

ご契約番号	ご利用区分	お支払い回数	ご請求額
ご契約の内容（代表的な物件名またはご契約者名）			
リース	020～021/060	26,180	
キヤノン iRADVDXC3826複合機			

督促事務手数料合計

お支払額合計 26,680 - 500 = 26,180

500

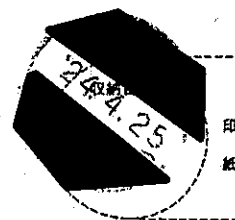
→ 4.5月分

領収書（お客様控え）

金額	26,680円
手数料	
受取人	(株) クレディセゾン
ご依頼人	アラマキリュウソウジ ムシヨ 様

上記の金額を受領いたしました。

※金額を訂正したもの及び取引日付印の無いものは無効です。



このシシ目（目を）を切り取って銀行またはコンビニエンスストアまでお持ちください。

95

96

お申込日 2022.06.03

お申込書の記入方法

①お申込書の記入方法

②お申込書の記入方法

お申込書の記入方法

③お申込書の記入方法

④お申込書の記入方法

お申込書の記入方法

⑤お申込書の記入方法

⑥お申込書の記入方法

お申込書の記入方法

⑦お申込書の記入方法

⑧お申込書の記入方法

お申込書の記入方法

⑨お申込書の記入方法

⑩お申込書の記入方法

お申込書の記入方法

⑪お申込書の記入方法

⑫お申込書の記入方法

お申込日 2022.06.03

お申込書の記入方法

①お申込書の記入方法

②お申込書の記入方法

お申込書の記入方法

③お申込書の記入方法

④お申込書の記入方法

お申込書の記入方法

⑤お申込書の記入方法

⑥お申込書の記入方法

お申込書の記入方法

⑦お申込書の記入方法

⑧お申込書の記入方法

お申込書の記入方法

⑨お申込書の記入方法

⑩お申込書の記入方法

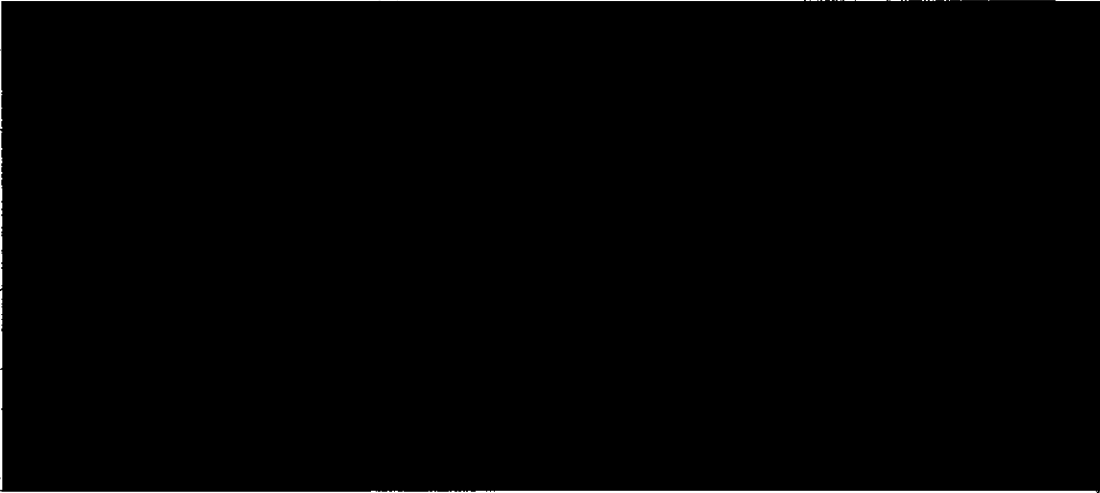
お申込書の記入方法

⑪お申込書の記入方法

⑫お申込書の記入方法



日本郵政株式会社 郵便局 郵便番号 100-0001 東京都千代田区千代田



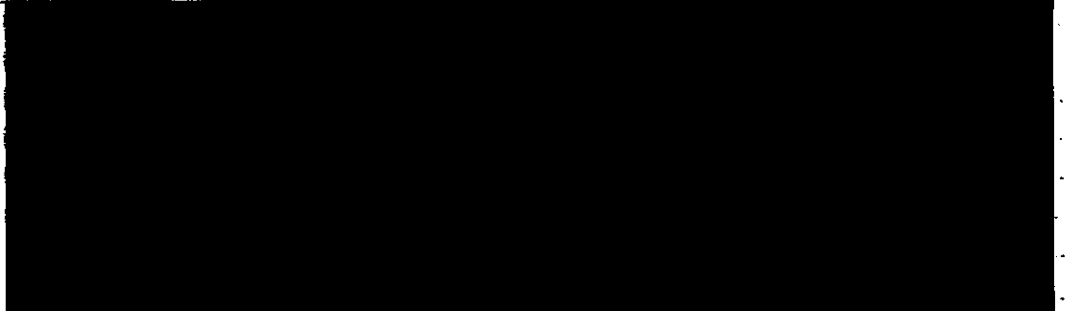
4,5月分が
二重払い
になっている
ため、6/14
12ヶ月分
13,090円を
手数料500円
を返金
残り13,090円
を6月分に
補填

97
①

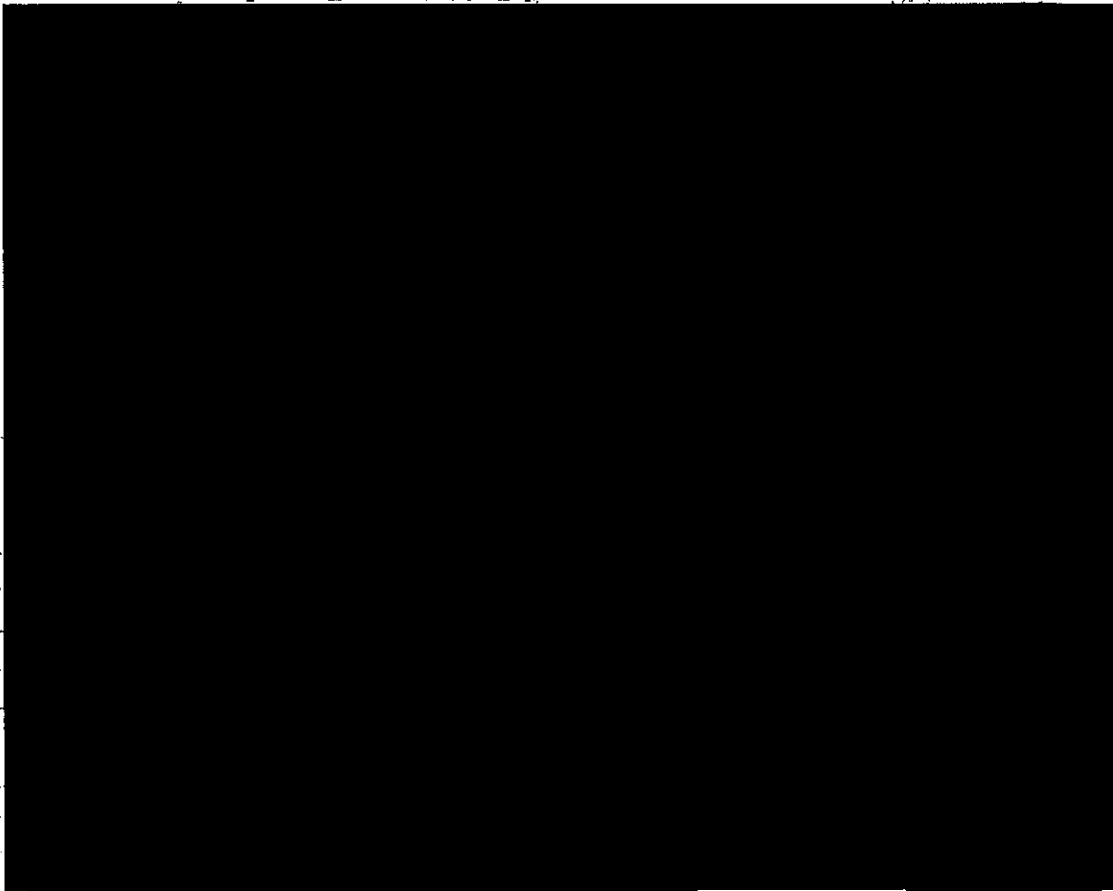
06.05.070 円*777-7 ¥500

06.05.070 円*777-7 ¥13,090

06.05.070 円*777-7 ¥13,090



日本郵政株式会社 郵便局 郵便番号 100-0001 東京都千代田区千代田



97/②

06.06.14 A カマシカ イヤツリ イヤツリ

¥13,590

セゾン
⇒ 返金



記号説明

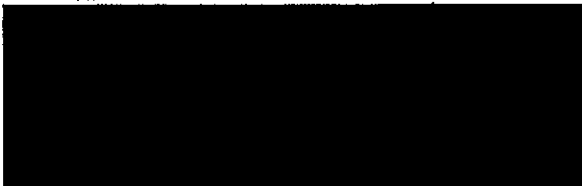
現金 現金
現金 現金
現金 現金
現金 現金

手形 小切手入金分貸金化日

現金 現金
現金 現金
現金 現金
現金 現金



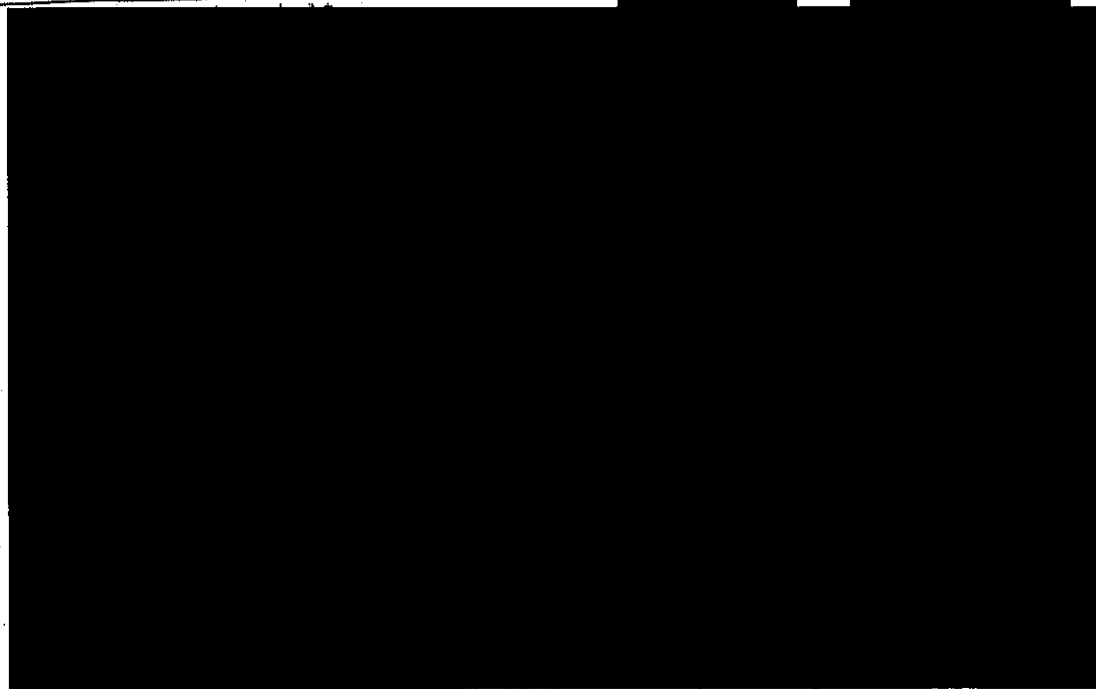
品名 数量 単位 価格 金額 備考



06.07.04 0 ヲリナリ-ズ ¥13,090



06.08.05 0 ヲリナリ-ズ ¥13,090



品名 数量 単位 価格 金額 備考

98

99



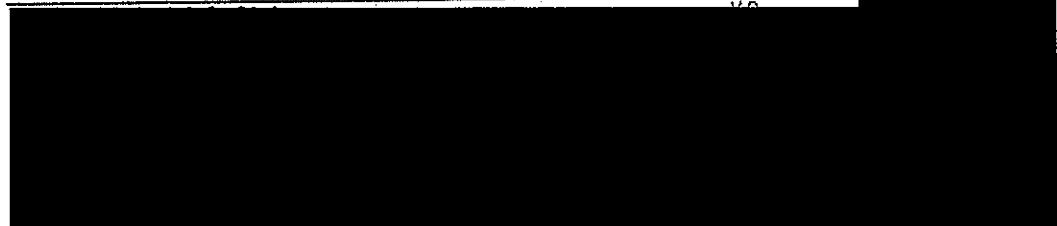
品名 数量 単位 金額 備考



06.09.04 0 セリフ(リ-ズ

¥13,090

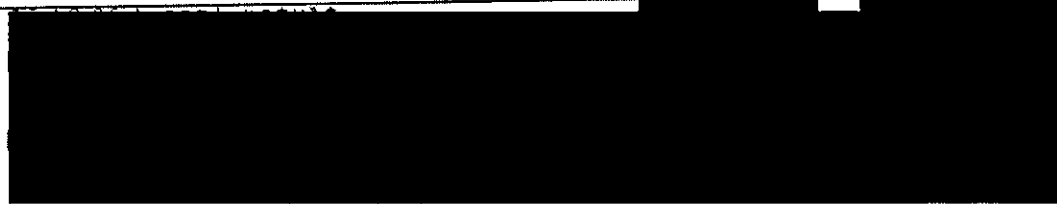
100



06.10.04 0 セリフ(リ-ズ

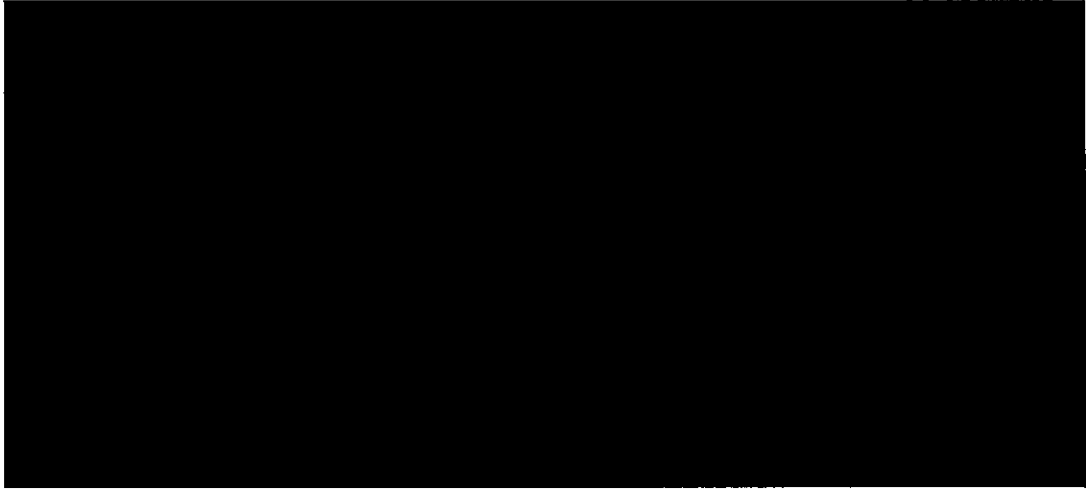
¥13,090

101





注 意 事 項 領 受 票 領 受 票 領 受 票 領 受 票 領 受 票



06.11.050 セブンスリース

¥13,090

102

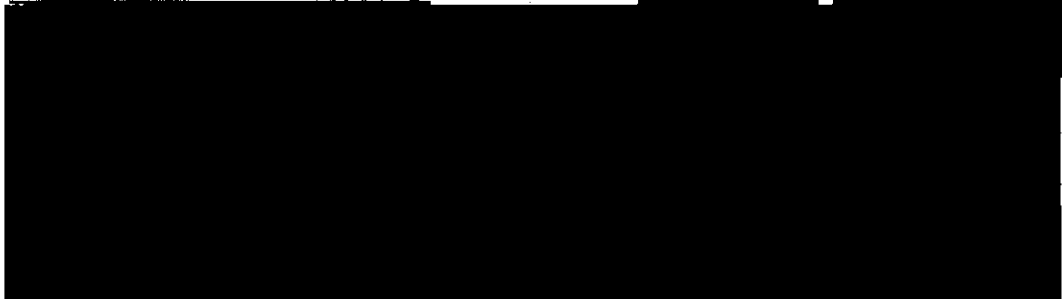
07.01.060 セブンスリース

¥500

105

手数料¥500円
が二重払い。

2/4の
2月分引落し
から減額



領受票

領受票



領収書 (お客様控え)

金額	26,680円
手数料	
受取人	(株) クレディセゾン
ご依頼人	アラマキリユウソウジ ムシヨ 様

上記の金額を受領いたしました。

※金額を訂正したもの及び取引日付印の無いものは無効です。



このミシン目を切り取って銀行またはコンビニエンスストアまでお持ちください。

料 金 後 納

転送期間: 2025.4.10迄

605-0846 五条橋東2-18-1 五建ビ
ル 4F-c号室



85

荒巻隆三事務所
荒巻 隆三

様



親 展

株式会社
クレディセゾン

00003243

【事務処理代行】

セゾン債権回収株式会社 関西センター (クレディセゾングループ)
〒542-0081

大阪府大阪市中央区南船場1-12-11 関西ユビキタス3F

〈お問い合わせの際は電話番号をお確かめのうえお願いいたします。〉

お問い合わせTEL. 06-7634-7162

ご案内は内側にあります。ゆっくりはがして中面をご覧ください。

※裏面もはがしてご覧ください。

OPEN

26,680 - 手数料 500 = 26,180
(12月, 1月分)

103

104

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 巻 隆 三	整理番号	108～119		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費				
支 払 内 容	複合機トナー代				
支 払 金 額	43,558円	按分率	70%	計 上 額	30,486円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり



06.05.23.0 SMBC(††/)

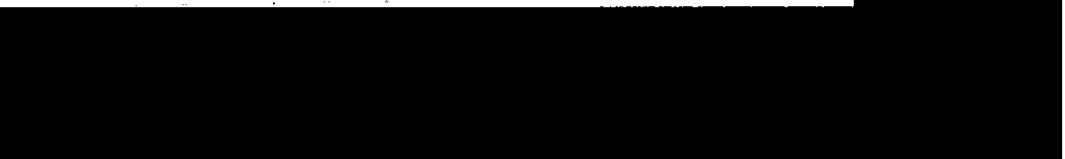
¥16,214

108
3月分 12,142円
4月分 4,072円





06.06.24 0 SMBC(11/1) ¥8,411



06.07.23 0 SMBC(11/1) ¥2,200



06.07.23 0 SMBC(11/1) ¥2,200

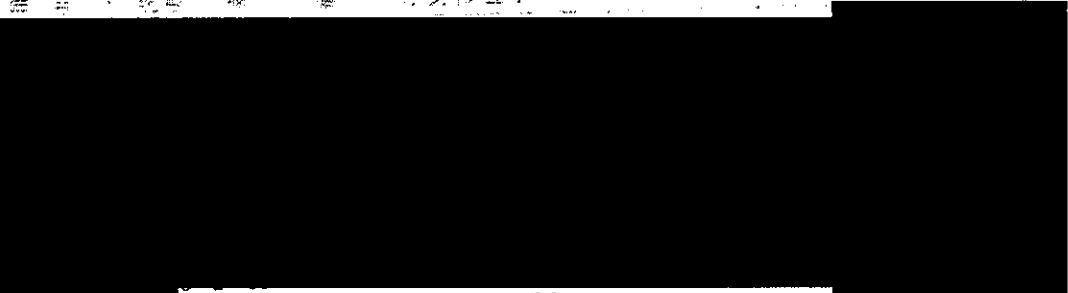


109

110



06.08.23 0 SMBC(11/1) ¥2,200

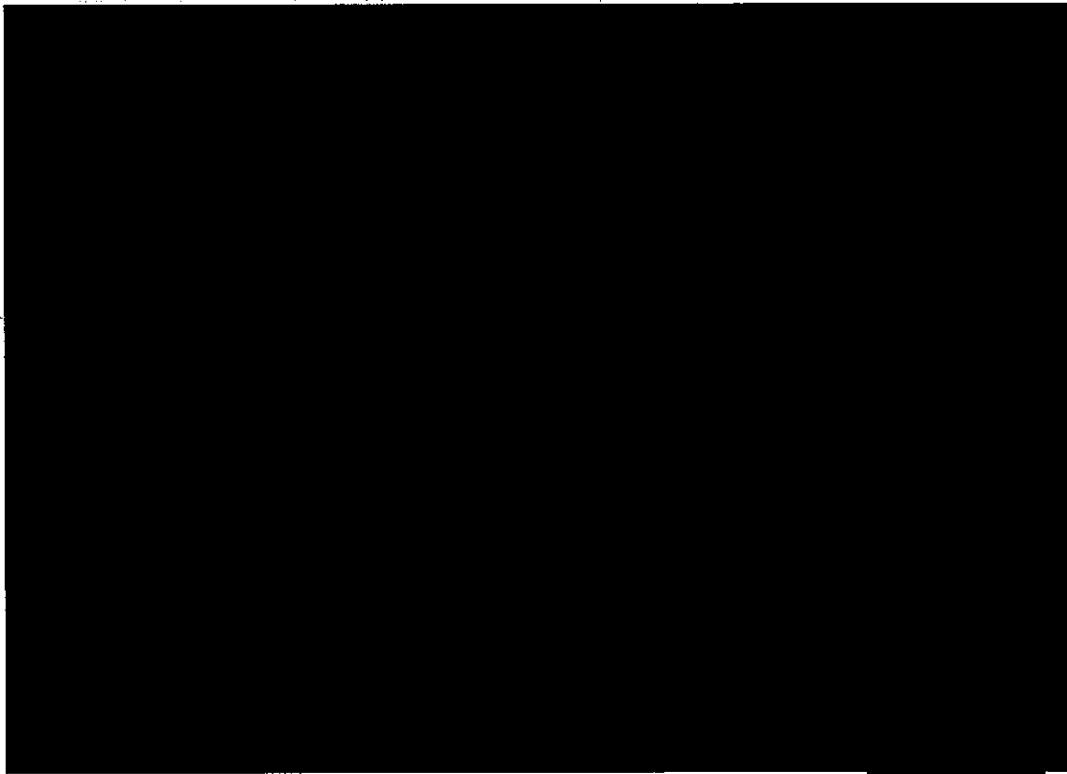


06.08.23 0 SMBC(11/1) ¥2,200





06.09.24 0 SMBC(11/1) ¥2,579



06.09.24 0 SMBC(11/1)

¥2,579

112

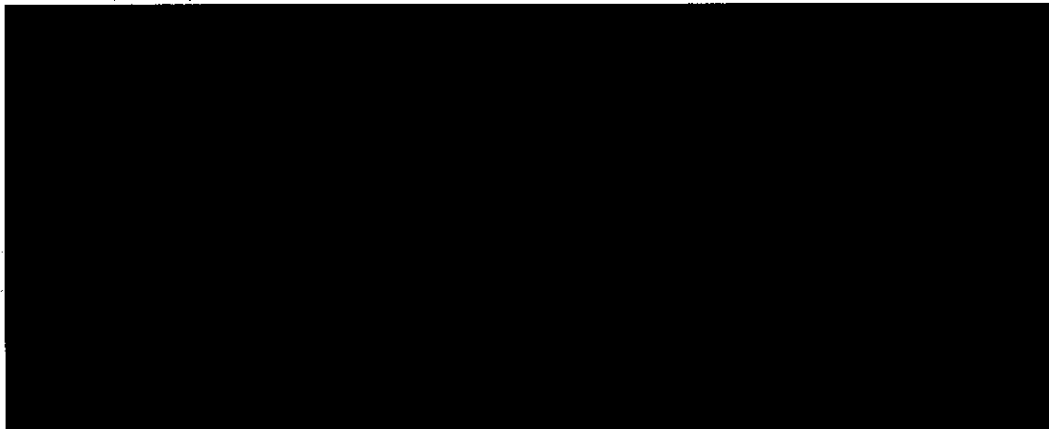


紙信納付

紙信納付



年 月 日 金 額 小 計 金 額 大 計



06.10.23 0 SMBC(株) ¥4,386

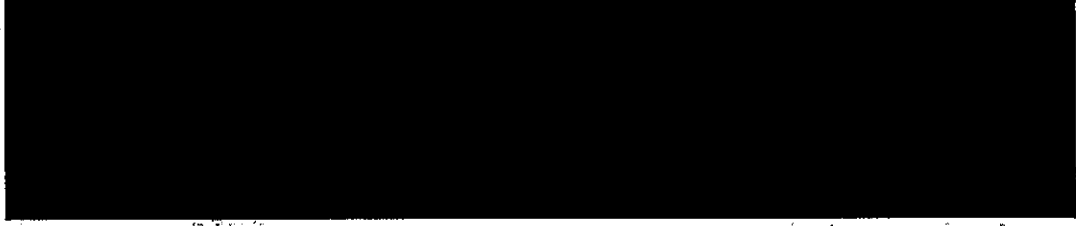
11.3

06.11.25 0 SMBC(株) ¥4,777

11.4

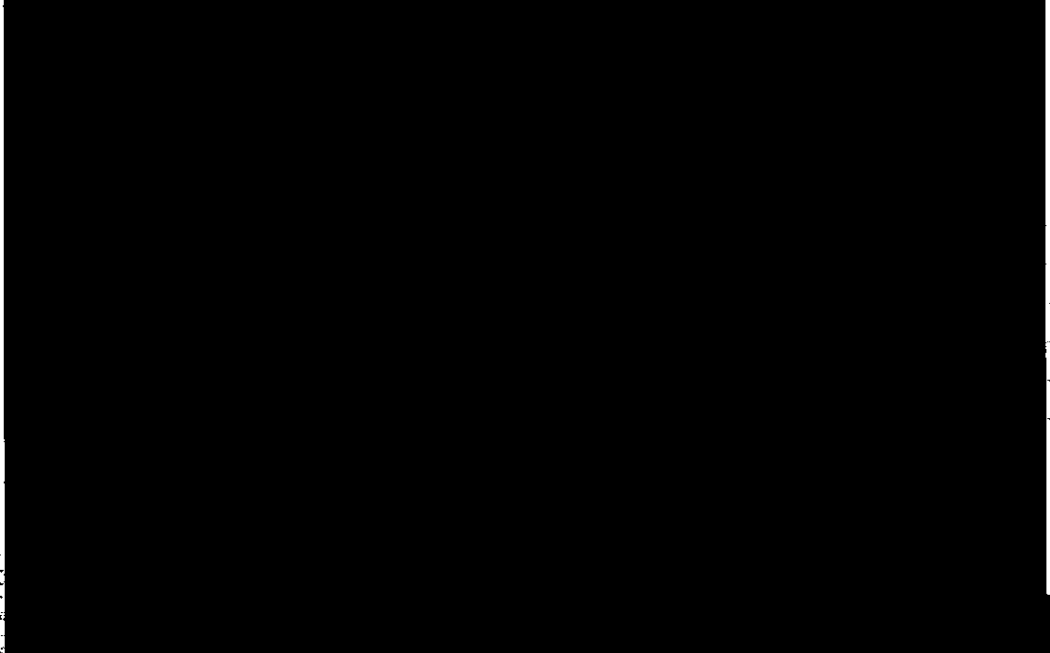
07.01.23 0 SMBC(株) ¥5,482

11月 115 2,202円
12月分 116 3,282円

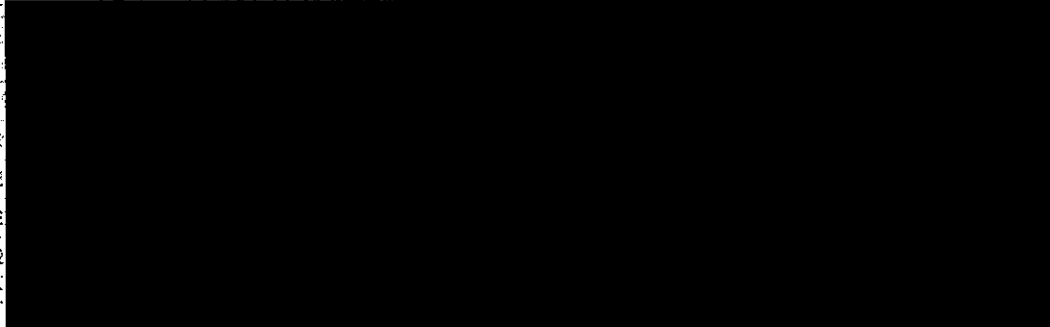




昭和四十二年三月三十一日現在 昭和四十二年三月三十一日現在 昭和四十二年三月三十一日現在



07.03.24 0 SMBC(株) ¥7,107



117
1月 2,200円
118
2月 4,907円



昭和四十二年三月三十一日現在 昭和四十二年三月三十一日現在 昭和四十二年三月三十一日現在
昭和四十二年三月三十一日現在 昭和四十二年三月三十一日現在 昭和四十二年三月三十一日現在
昭和四十二年三月三十一日現在 昭和四十二年三月三十一日現在 昭和四十二年三月三十一日現在
昭和四十二年三月三十一日現在 昭和四十二年三月三十一日現在 昭和四十二年三月三十一日現在



年月日 記号 摘要 お支払金額 お預り金額 差引残高 店

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

11	07.04.23	10	SMBC(持入)	¥2,344
12				

119



記号説明

A..... 現金、当座入金、振替入金
C..... 手形、小切手類入金
O..... 現金、振替支払
各記号の後が「」の場合は訂正です。

【手形、小切手入金分資金化日】

手形、小切手によるご入金の場合は、資金化日を「お支払金額」欄に表示します。
なお、お支払可能時刻は次のとおりです。
C..... 資金化日の正午から

108

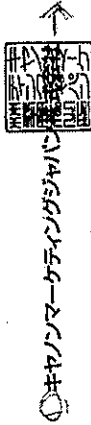
ご請求書（お引落のお知らせ）

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

Canon

2024年04月16日



登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2024年05月23日

お引落口座：

お客様番号：[REDACTED]
請求書No.：[REDACTED]
締日：2024年04月分
ご請求額（税込）：¥4,072-

契約書No. [REDACTED]		設置先名 あらまき隆三事務所		シリアルNo. 3EG11655		請求期間 2024/03/15～2024/04/15		伝票No. [REDACTED]	
製品名 IR-ADV3826F		今回値		前回値		控除数		ご使用数	
1	カラーコピー	682	682	682	0	0	0	0	金額 0
2	カラープリン	8,912	8,765	8,765	146	146	146	146	2,044
3	ブラック	13,385	12,548	12,548	829	829	829	829	1,658
品名 カウンター保守料金									
1	カラーコピー								
2	カラープリン								
3	ブラック								
		数量・月数		単価		金額			
		0		15.00		0			
		146		14.00		2,044			
		829		2.00		1,658			
						3,702			
						3,702			
						3,370			
						4,072			

※…非課税または免税ノ…軽減税率対象品目ノ…8%税率対象品目ノ…全額ご入金済ノ…一部ご入金済

109 ご請求書（お引落のお知らせ）

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号 : [REDACTED]
請求書No. : [REDACTED]
締日 : 2024年05月分
ご請求額（税込）：¥8,411-

Canon

2024年05月16日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日：2024年06月24日
お引落口座：[REDACTED]

契約書No. [REDACTED]		設置先名 あらまき隆三事務所		請求期間 2024/04/15～2024/05/15		伝票No. [REDACTED]	
製品名 IR-ADV3206F		シリアルNo. 3EG11655		控数	ご使用数		
1	カラーコピー	前回値	725	0	43	数量・月数	金額
2	カラープリント	9,205	8,912	3	380	15.00	645
3	ブラック	14,234	13,385	8	841	14.00	5,320
カウンター保守料金						2.00	1,682
1	カラーコピー			1	43		
2	カラープリント			1	380		
3	ブラック			1	841		
				＜各種サービス料金合計＞			
				料金合計（税抜）			
				(10%対象)			
				消費税等			
				ご請求額合計			
				7,647			
				7,647			
				8,411			

#...非課税または免税ノ...軽減税率対象品目ノ...8%税率対象品目ノ...全額ご入金済み...一部ご入金済

110

ご請求書（お引落のお知らせ）

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号	:	
請求書No.	:	
締日	:	2024年06月分
ご請求額（税込）	:	¥2,200-

Canon

2024年06月17日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2024年07月23日

お引落口座：[REDACTED]

契約書No. [REDACTED]		設置先名 あらまき隆三事務所		請求期間 2024/05/15～2024/06/14		伝票No. [REDACTED]	
製品名 IR-ADWC3820F		シリアルNo. 3EG11655		検数		ご使用数	
品名	1	カラーコピー	今回値	725	前回数	725	数量・月数
	2	カラープリント	9,346	9,295	0	51	
	3	ブラック	14,495	14,234	2	259	
カウンター保守料金		合算基本料金		単価		金額	
						2,000	
				数量・月数		1	
				料金合計（税抜）		2,000	
				（10%対象）		2,000	
				消費税等		200	
				ご請求額合計		2,200	

<各種サービス料金合計>

※…非課税または免税/※…軽減税率対象品目/※…8%税率対象品目/X…全額課税品目/※…一部課税品目

ご請求書 (お引落のお知らせ)

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

Canon

2024年07月16日



登録番号: T5010401008297

お支払方法: ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日: 2024年08月23日

お引落口座: [REDACTED]

お客様番号	:	[REDACTED]
請求書No.	:	[REDACTED]
締日	:	2024年07月分
ご請求額 (税込)	:	¥2,200-

契約書No.	[REDACTED]	設置先名	あらまき隆三事務所
製品名	IR-ADVC3826F	シリアルNo.	3EG11655
請求期間 2024/06/14 ~ 2024/07/12 伝票No. [REDACTED]			
		前回数	今回値
1	カラコピ	725	725
2	カラコピーシート	9,346	9,346
3	ブラック	14,495	14,495
品名	カウンター保守料金		
		数量・月数	単価 金額
		1	2,000 2,000
合算基本料金			
<各種サービス料金合計>			
		料金合計 (税抜)	2,000
		(10%対象)	2,000
		消費税等	200
		ご請求額合計	2,200

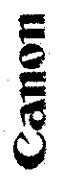
※...非課税または免税...経費税率対象品目/1...8%税率対象品目/X...全額ご入金済/...一部ご入金済

1/2

ご請求書（お引落のお知らせ）

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。



2024年08月16日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2024年09月24日

お引落口座：[Redacted]

お客様番号	:	[Redacted]
請求書No.	:	[Redacted]
締日	:	2024年08月分
ご請求額（税込）	:	¥2,579-

契約書No. [Redacted]		設置先名 あらまき隆三事務所		請求期間 2024/07/12~2024/08/15		伝票No. [Redacted]	
製品名 IR-ADV05826F		シリアルNo. 3E611655		検除数 0		使用数 31	
		今回値 756		前回値 725			
1 カラーコピー		9,501		9,392		108	
2 カラープリント		15,054		14,869		184	
3 ブラック							
カウンター保守料金							
1 カラーコピー		1		1		31	
2 カラープリント		2		2		108	
3 ブラック		3		3		184	
品名				数量・月数		金額	
						15.00 465	
						14.00 1,512	
						2.00 368	
				料金合計 (税抜)		2,345	
				(10%税)		2,345	
				消費税等		234	
				ご請求額合計		2,579	

※…非課税または免税ノ…軽減税率対象品目ノ…8%税率対象品目ノ…全額已入金済ノ…一部已入金済



2024年09月17日



登録番号: T5010401008297

お支払方法: ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日: 2024年10月23日

お引落口座:

ご請求書 (お引落のお知らせ)

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号	:	
請求書No.	:	
締日	:	2024年09月分
ご請求額 (税込)	:	¥4,386-

契約書No. 1R-40WC3826F		設置先名 あらまき隆三事務所		シリアルNo. 3E611655	
製品名		前回数		今回値	
1 カラーコピー		756		758	
2 カラープリン		9,501		9,703	
3 ブラック		15,054		15,638	
品名 カウンター保守料金		数量・月数		単価	
1 カラーコピー		2		15.00	
2 カラープリン		200		14.00	
3 ブラック		579		2.00	
		数量・月数		金額	
		2		30	
		200		2,800	
		579		1,158	
		料金合計 (税抜)		3,988	
		(10%対象)		3,988	
		消費税等		398	
		ご請求額合計		4,386	

#...非課税または免税ノ...軽減税率対象品目ノ!...8%税率対象品目ノX...金額ご入金済ノ!...一部ご入金済

1/4

ご請求書（お引落のお知らせ）

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

Canon

2024年10月16日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2024年11月25日

お引落口座：[REDACTED]

お客様番号	:	[REDACTED]
請求書No.	:	[REDACTED]
締日	:	2024年10月分
ご請求額（税込）	:	¥4,777-

契約書No. [REDACTED]		設置先名 あらまき隆三事務所		シリアルNo. 3EG11655	
製品名 IR-DWC3B26T		前回数		今回値	
品名	1	カラーコピー	758	785	
	2	カラープリント	9,703	9,842	
	3	ブラック	15,638	16,651	
カウンター保守料金					
品名	1	カラーコピー			
	2	カラープリント			
	3	ブラック			
		検数数	0	27	
		検数数	1	138	
		検数数	10	1,003	
		数量・月数	27		金額
			138		405
			1,003		1,932
					2,006
					4,343
					4,343
					4,777
		＜各種サービス料金合計＞		料金合計（税抜）	
				（10%対象）	
				消費税等	
				ご請求額合計	

※...非課税または免税/...軽減税率対象品目/...8%税率対象品目/X...全額課税品目/...一部ご入金済

115

ご請求書（お引落のお知らせ）

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号	:	
請求書No.	:	
締日	:	2024年11月分
ご請求額（税込）	:	¥2,200-

Canon

2024年11月18日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日：2024年12月23日
お引落口座：[REDACTED]

契約書No. [REDACTED]		設置先名 あらまき隆三事務所		シリアルNo. 3E611655		請求期間 2024/10/15～2024/11/15		伝票No. [REDACTED]	
製品名 IR-A000000000						検数		ご使用数	
						前回値		今回値	
1	カラーコピー					785	0	785	4
2	カラープリント					9,842	0	9,842	0
3	ブラック					16,651	3	16,992	338
品名 カウンター保守料金								数量・月数 1	
								単価 2,000	
								金額 2,000	
								2,000	
								200)	
								2,200	
								ご請求額合計	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	
								2,200	

※…非課税または免税ノ…軽減税率対象品目ノ…8%税率対象品目ノ…全額税込金額ノ…一部税込金額

116

ご請求書（お引落のお知らせ）

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号	
請求書No.	
締日	2024年12月分
ご請求額（税込）	¥3,282-

契約書No. 設置先名 あらまき隆三事務所
製品名 IR-ADVC3826T シリアルNo. 3EG11655

品名	数量	単位	金額
1 カラーコピー	1	台	15,000
2 カラープリンタ	1	台	14,000
3 ブラック	2	個	2,000
カウンタ-保守料金	1	回	0
1 カラーコピー	1	台	15,000
2 カラープリンタ	1	台	14,000
3 ブラック	2	個	2,000

前回値	今回値	増減
789	10,021	9,232
9,842	17,240	7,398
16,992		

請求期間	2024/11/15~2024/12/13
台数	0
使用枚	178
数量・月数	246

数量	単位	金額
0	台	0
178	枚	2,492
246	回	492

料金合計（税抜）	2,984
消費税等	2,984
ご請求額合計	3,282

＜各種サービス料金合計＞

Canon

2024年12月16日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日：2025年01月23日
お引落日：[REDACTED]

※…非課税または免税ノ…軽減税率対象品目ノ…8%税率対象品目ノ…全額ご入金済ノ…一部ご入金済

ご請求書（お引落のお知らせ）

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号 :
請求書No. :
締日 : 2025年01月分
ご請求額（税込）：¥2,200-

Canon

2025年01月16日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2025年02月25日

お引落口座：

契約書No.		設置先名 あらまき隆三事務所		シリアルNo. 3EG11655		請求期間 2024/12/13～2025/01/15		伝票No.	
品名	1	カラコピー	今回値 790	前回値 789	検除数 0	ご使用数 1	数量・月数 1	単価 2,000	金額 2,000
	2	カラープリント	10,041	10,021	0	20			
	3	ブラック	17,435	17,240	1	195			
	カウンタ－保守料金		合算基本料金						
<各種サービス料金合計>									
料金合計（税抜）									
（10%対象）									
消費税等									
ご請求額合計									
2,000									
2,000									
2,200									

#...非課税または免税/*...軽減税率対象品目/!...8%税率対象品目/X...全額課税品目/...一部ご入金済

118

ご請求書（お引落のお知らせ）

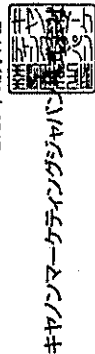
あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号：[REDACTED]
請求書No.：[REDACTED]
締日：2025年02月分
ご請求額（税込）：¥4,907-

Canon

2025年02月17日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号：T5010401008297

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2025年03月24日

お引落口座：[REDACTED]

契約書No. [REDACTED] 設置先名 あらまき隆三事務所		シリアルNo. 3E611655		請求期間 2025/01/15～2025/02/15		伝票No. [REDACTED]	
製品名 IR-ADV3820F		今回値		前回数		請求数	
1 カラーコピー		791		790		0	
2 カラープリント		10,252		10,041		2	
3 ブラック		18,203		17,436		7	
品名 カウンター保守料金						数量・月数	
1 カラーコピー						1	
2 カラープリント						209	
3 ブラック						760	
						単価	
						15.00	
						14.00	
						2.00	
						金額	
						15	
						2,926	
						1,520	
						料金合計（税抜）	
						4,461	
						消費税等	
						446	
						ご請求額合計	
						4,907	

<各種サービス料金合計>

料金合計（税抜） 4,461
消費税等 446
ご請求額合計 4,907

※…非課税または免税ノ…軽減税率対象品目ノ…8%税率対象品目ノ…全額ご入金済ノ…一部ご入金済

ご請求書 (お引落のお知らせ)

あらまき隆三事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号	:	
請求書No.	:	
締日	:	2025年03月分
ご請求額 (税込)	:	¥2,344-

Canon

2025年03月17日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号 : T5010401008297

お支払方法 : ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日 : 2025年04月23日

お引落口座

契約書No.		設置先名 あらまき隆三事務所		請求期間 2025/02/15 ~ 2025/03/14		伝票No.	
製品名 IR-ADV3620F		シリアルNo. J5G11655		控除数	ご使用数		
				前回値	今回値		
1	カラコビー			791	798		
2	カラコビープリント			10,252	10,273		
3	ブラック			18,203	19,077		
カウスター保守料金						数量・月数	金額
1	カラコビー					7	105
2	カラコビープリント					21	294
3	ブラック					866	1,732
						料金合計 (税抜)	
						2,131	
						(10%対象)	
						消費税等	
						2,213	
						ご請求額合計	
						2,344	

＜各種サービス料金合計＞

#...非課税または免税ノ...軽減税率対象品目ノ...8%税率対象品目ノX...全額ご入金済ノ...一部ご入金済

人 件 費

雇 用 契 約 書

ふりがな 氏 名	[Redacted]		生 年 月 日	[Redacted] 日 生
現 住 所	[Redacted]			
下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す				
雇 用 期 間	2024 年 4 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで			
就 業 場 所	京都市東山区五条橋東 2 丁目 18-1 五建ビル 4 階 C			
仕 事 内 容	政治活動のサポート業務全般			
就 業 時 間 (休 憩 時 間)	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで (業 務 内 容 に 応 じ た フ レ ッ ク ス タ イ ム 制 と す る)			
休 日	原則、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始			
給 与 (賃 金)	時給 1,300 円			
給 与 支 払	原則として、当月分を月末に銀行振込 本人の申し出により手渡しも可能			
給 与 振 込 先	[Redacted]			
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。				
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 2024 年 3 月 30 日 雇 用 者 荒巻 隆三 被雇用者 [Redacted]				

第5号の2様式（第7条関係）

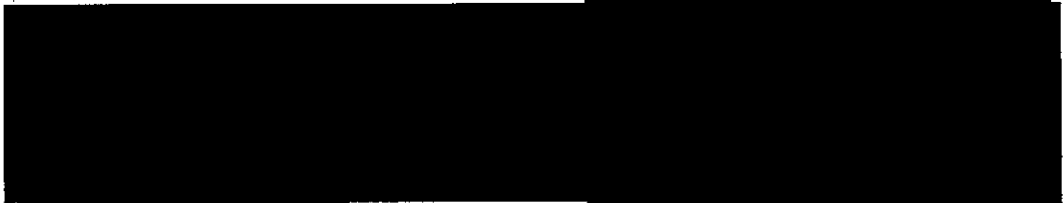
政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 卷 隆 三	整理番号	120～128
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>		
支 払 内 容	事務員給与 XXXXXXXXXX （振込手数料含む）4～12月		
支 払 金 額	262,837円	按分率	70% 計 上 額 183,984円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備 考	交通費過払分（11月2,000円、12月1,000円）は計上しない		
（領収書は、重ならないように貼付してください。） <u>別添のとおり</u>			



06.06.030 カート1(7リテ)	¥43,291
06.06.030 振込手数料	¥440

120



06.06.030 カート1(7リテ)	¥31,983
06.06.030 振込手数料	¥440

121



受取 小切手入金の振込化
振込 小切手入金の振込化
振込 小切手入金の振込化
振込 小切手入金の振込化
振込 小切手入金の振込化
振込 小切手入金の振込化
振込 小切手入金の振込化
振込 小切手入金の振込化
振込 小切手入金の振込化
振込 小切手入金の振込化



06.08.06 0 カート1(フリミ) ¥10,583)
06.08.06 0 振込手数料 ¥440)
06.08.06 0 カート1(フリミ) ¥14,025)
06.08.06 0 振込手数料 ¥440)

6月分 122
7月 123
↓

06.09.03 0 カート1(フリミ) ¥57,230)
06.09.03 0 振込手数料 ¥440)

8月 124





年 月 日 時 分 秒 日 時 分 秒 日 時 分 秒 日 時 分 秒

06.10.08 0 カート*1(7リジ) ￥52,445
06.10.08 0 振込手数料 ￥440

125





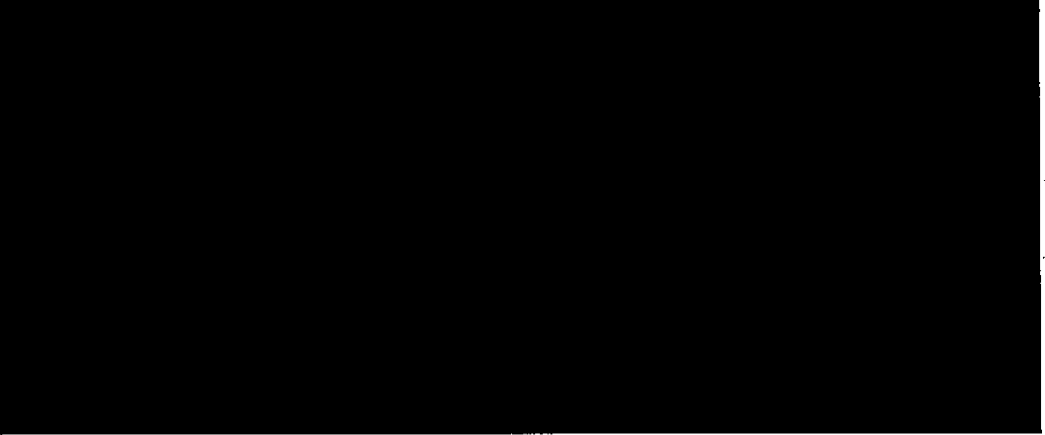
品名 数量 単位 価格 金額 備考



07.02.100 カート1(743E) ￥53,200

07.02.100 振込手数料 ￥440

126,127,128



合計 126,127,128
振込手数料 440
合計 126,127,128

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2024 年(西暦) 4 月分		氏 名				議員との 関 係		☐ 親族 (口生計同一 ☐ その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☐ 上記以外の第三者	
日	曜日	定 時 勤 務				備考 (時間外勤務等)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間	
1	月	8:30	9:30		1:00				
2	火								
3	水	11:00	19:00	0:30	7:30				
4	木								
5	金								
8	月								
9	火								
10	水								
11	木								
12	金								
15	月								
16	火								
17	水								
18	木	20:30	22:30		2:00				
19	金								
22	月								
23	火	12:50	13:20		0:30				
24	水								
25	木								
26	金								
29	月								
30	火								
計		7 日間勤務 (D)		(A)	27:55	計 (A')		0:00	
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 荒巻 隆三									
【総支給額の計算】									
① 時給の場合 (A) [27.9 時間] × [単価 1,300 円] = 36,291 円 (B)									
①' 月額の場合									
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,300 円] = 0 円 (C)									
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [7 日] × [単価 1,000 円] = 7,000 円 (E)									
③' " 月額の場合									
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 43,291 円 (F)									
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】									
(F) - [円 (G) (所得税・住民税・保険料等本人負担額)] = 43,291 円 (H)									
金 43,291 円 (H)					左記金額を確かに領収致しました。 6年 6月 3日 氏 名				
【政務活動費充当額の計算】									
○ 給与 実支給額 (H) [43,291 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)									
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)									
○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)									
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円									

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2024 年(西暦) 5 月分		氏 名				議員との関係		☐ 親族(口生計同一) ☐ その他 ☐ 関連会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者	
日	曜日	定 時 勤 務				備考(時間外勤務等)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間	
1	水								
2	木								
3	金	14:00	14:15		0:15				
4	土								
5	日								
6	月	22:00	22:40		0:40				
7	火	21:50	23:05		1:15				
8	水	8:50	9:35		0:45				
9	木								
10	金								
11	土								
12	日								
13	月								
14	火	12:15	13:40		1:25				
15	水								
16	木								
17	金	8:00	9:35	1:00	0:35				
18	土								
19	日								
20	月	10:00	14:50	3:15	1:35				
21	火								
22	水								
23	木	12:35	12:50		0:15				
24	金	9:05	10:45	0:20	1:20				
25	土								
26	日								
27	月								
28	火	8:30	8:50		0:20				
29	水								
30	木	12:30	20:30	6:50	1:10				
31	金	19:30	20:30		1:00				
計		14 日間勤務 (D)		(A)	13:50	計 (A')		0:00	
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 荒巻 隆三									
【総支給額の計算】									
① 時給の場合 (A) [13.8 時間] × [単価 1,300 円] = 17,983 円 (B)									
①' 月額の場合									
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0 円 (C)									
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [14 日] × [単価 1,000 円] = 14,000 円 (E)									
③' " 月額の場合									
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 31,983 円 (F)									
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】									
(F) - [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 31,983 円 (H)									
金 31,983 円 (H)					左記金額を確かに領収致しました。 6年 6月 3日 氏 名				
【政務活動費充当額の計算】									
○ 給与 実支給額 (H) [31,983 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)									
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)									
○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)									
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円									

政務活動業務 勤務実績表・領収書								
2024 年(西暦) 6 月分		氏 名		議員との 関 係		□親族(□生計同一 □その他) □関連会社等の役員・社員 □上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
3	月	11:00	11:55		0:55			
4	火							
5	水							
6	木							
7	金	9:15	12:10		2:55			
10	月							
11	火							
12	水							
13	木							
14	金							
17	月							
18	火							
19	水							
20	木							
21	金	8:00	10:00		2:00			
24	月							
25	火							
26	水							
27	木							
28	金							
計		3 日間勤務 (D)		(A)	5:50	計	(A')	0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 荒巻 隆三								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [5.8 時間] × [単価 1,300 円] = 7,583 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [3 日] × [単価 1,000 円] = 3,000 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 10,583 円 (F)								
【実支給額(総支給額ー諸控除額)の計算】								
(F) - [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 10,583 円 (H)								
金 10,583 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 6年 8月 6日 氏 名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [10,583 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円								

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2024 年(西暦) 7 月分		氏 名		議員との関係		☐ 親族 (□生計同一 □その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月							
2	火							
3	水							
4	木							
5	金							
6	土							
7	日							
8	月							
9	火							
10	水							
11	木							
12	金							
13	土							
14	日							
15	月							
16	火							
17	水							
18	木							
19	金							
20	土							
21	日							
22	月							
23	火							
24	水							
25	木							
26	金							
27	土							
28	日							
29	月							
30	火							
31	水	19:40	21:40		2:00			
計		2 日間勤務 (D)		(A)	9:15	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 荒巻 隆三								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [9.3 時間] × [単価 1,300 円] = 12,025 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [2 日] × [単価 1,000 円] = 2,000 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 14,025 円 (F)								
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額)] = 14,025 円 (H)								
金 14,025 円 (H)					左記金額を確かに領収致しました。 6年 8月 6日 氏 名			
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [14,025 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円								

政務活動業務 勤務実績表・領収書								
2024 年(西暦) 8 月分		氏 名		議員との 関 係		☐ 親族 (口生計同一 口その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木							
2	金							
3	土							
4	日							
5	月							
6	火	9:45	15:00		5:15			
7	水							
8	木							
9	金	18:45	23:45		5:00			
10	土							
11	日							
12	月							
13	火							
14	水							
15	木	20:25	23:05		2:40			
16	金							
17	土							
18	日							
19	月	18:45	22:03		3:18			
20	火							
21	水	15:35	22:15		6:40			
22	木	17:00	21:50		4:50			
23	金							
24	土							
25	日							
26	月							
27	火							
28	水	9:41	11:08		1:27			
29	木	14:24	18:45		4:21			
30	金	18:25	22:00		3:35			
計		9 日間勤務 (D)		(A)	37:06	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 荒巻 隆三								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [37.1 時間] × [単価 1,300 円] = 48,230 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [9 日] × [単価 1,000 円] = 9,000 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 57,230 円 (F)								
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 57,230 円 (H)								
金 57,230 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 6年 9月 3日 氏 名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [57,230 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円								

政務活動業務 勤務実績表・領収書								
2024 年(西暦) 9 月分		氏 名		議員との 関 係		☐ 親族 (口生計同一 口その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月	0:00	0:30		0:30			
3	火	8:45	16:10	4:05	3:20			
4	水							
5	木							
6	金							
7	土							
8	日							
9	月							
10	火							
11	水	18:30	22:10		3:40			
12	木	9:20	16:50	1:00	6:30			
13	金	9:10	13:00	0:30	3:20			
14	土							
15	日							
16	月	10:00	11:00		1:00			
17	火							
18	水	8:05	13:55		5:50			
19	木							
20	金							
21	土							
22	日							
23	月							
24	火							
25	水							
26	木							
27	金							
28	土							
29	日							
30	月							
31	火							
計	10 日間勤務 (D)		(A)		32:39	計	(A')	0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 荒巻 隆三								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [32.7 時間] × [単価 1,300 円] = 42,445 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [10 日] × [単価 1,000 円] = 10,000 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 52,445 円 (F)								
【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】								
(F) - [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 52,445 円 (H)								
金 52,445 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 6年 10月 8日 氏 名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [52,445 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円								

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2024 年(西暦) 10 月分		氏 名		議員との 関 係		☐ 親族 (口生計同一 ☐ その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火							
2	水							
3	木							
4	金							
5	土							
6	日							
7	月							
8	火	9:50	17:40	7:20	0:30	在宅勤務のため、交通費支給せず		
9	水							
10	木							
11	金							
12	土							
13	日							
14	月							
15	火							
16	水							
17	木							
18	金							
19	土							
20	日							
21	月							
22	火							
23	水							
24	木							
25	金							
26	土							
27	日							
28	月							
29	火							
30	水							
31	木							
計		4 日間勤務 (D)		(A)	19:30	計 (A')		0:00
		うち在宅勤務を除いた勤務日数		3	日			
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	荒巻 隆三			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[19.5 時間] × [単価		1,300	円]	=	25,350	円 (B)
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価		1,100	円]	=	0	円 (C)
③ 通勤手当・日額の場合 (D)		[3 日] × [単価		1,000	円]	=	3,000	円 (E)
③' " 月額の場合								
④ 総支給額				(B) + (C) + (E) =	28,350 円 (F)			
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [		円 (G)] (所得税・住民税、保険料等本人負担額) =		28,350 円 (H)				
金		28,350		円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 7 年 2 月 10 日 氏 名		
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		[28,350 円] × [按分率		%]	=	0 円 (I)		
○ 保険料等雇用主負担額		[円] × [按分率		0	%]	=	0 円 (J)	
○ 諸控除額 (G)		[0 円] × [按分率		0	%]	=	0 円 (K)	
○ 政務活動費充当額の計				(I) + (J) + (K) =	0 円			

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2024 年(西暦) 11 月分		氏 名		議員との 関 係		☐ 親族 (口生計同一 ☐ その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金							
2	土							
3	日							
4	月							
5	火							
6	水							
7	木							
8	金							
9	土							
10	日							
11	月							
12	火							
13	水							
14	木							
15	金							
16	土							
17	日							
18	月							
19	火							
20	水							
21	木	17:00	18:30		1:30			
22	金							
23	土							
24	日							
25	月							
26	火							
27	水							
28	木							
29	金							
30	土							
計		1 日間勤務 (D)		(A)	1:30	計 (A')		0:00
うち在宅勤務を除いた勤務日数 3 日								
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名		荒巻 隆三		
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [1.5 時間] × [単価 1,300 円] = 1,950 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [3 日] × [単価 1,000 円] = 3,000 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 4,950 円 (F)								
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [円 (G) (所得税・住民税・保険料等本人負担額) = 4,950 円 (H)								
金 4,950 円 (H)				左記金額を領収致しました。 年月 日 氏 名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [4,950 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円								

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2024 年(西暦) 12 月分		氏 名		議員との関係		☐ 親族(口生計同一 口その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月							
3	火							
4	水							
5	木							
6	金							
7	土							
8	日							
9	月							
10	火							
11	水							
12	木							
13	金							
14	土							
15	日							
16	月							
17	火							
18	水							
19	木							
20	金							
21	土							
22	日							
23	月							
24	火							
25	水							
26	木							
27	金							
28	土							
29	日							
30	月							
31	火							
計		2 日間勤務(D)		(A)	13:00	計 (A')		0:00
うち在宅勤務を除いた勤務日数 <u>3</u> 日								
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名		荒巻 隆三		
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[13.0 時間] × [単価		1,300 円]	=	16,900 円 (B)		
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価		1,100 円]	=	0 円 (C)		
③ 通勤手当・日額の場合(D)		[3 日] × [単価		1,000 円]	=	3,000 円 (E)		
③' " 月額の場合								
④ 総支給額		(B) + (C) + (E) =					19,900 円 (F)	
【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】								
(F) - [		円(G)(所得税・住民税、保険料等本人負担額) =					19,900 円 (H)	
金 19,900 円 (H)		左記金額に領収致しました。 2月 10日 氏 名						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H)		[19,900 円] × [按分率		%]	=	0 円 (I)		
○ 保険料等雇用主負担額		[円] × [按分率		0 %]	=	0 円 (J)		
○ 諸控除額 (G)		[0 円] × [按分率		0 %]	=	0 円 (K)		
○ 政務活動費充当額の計		(I) + (J) + (K) =					0 円	

第 5 号の 2 様式 (第 7 条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 巻 隆 三		整理番号	129～135	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 (人件費)				
支 払 内 容	事務員給与 [REDACTED] 9～3月				
支 払 金 額	1,312,202円	按分率	70%	計 上 額	918,537円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

雇 用 契 約 書

ふ り が な 氏 名		生 年 月 日	
現 住 所			
下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す			
雇 用 期 間	2024 年 9 月 12 日から 2025 年 3 月 31 日まで		
就 業 場 所	京都市東山区五条橋東 2 丁目 18-1 五建ビル 4 階 C		
仕 事 内 容	政治活動のサポート業務全般		
就 業 時 間 (休 憩 時 間)	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで (業 務 内 容 に 応 じ た フ レ ッ ク ス タ イ ム 制 と す る)		
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始		
給 与 (賃 金)	時給 1,100 円		
給 与 支 払	手渡し希望		
給 与 振 込 先			
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 2024 年 9 月 11 日 雇 用 者 荒巻 隆三  被雇用者  			

荒巻 隆三様

念

書

令和6年9月10日

給与支給に関する申入

雇用期間中は毎月の給与支払を現金にて
支給して戴きますよう依頼するものです。

*雇用契約書の更新に関わらず、雇用期間中は自動
更新にて有効とするものです。

申出者氏名



領収証 荒巻 隆三事務所様 No. _____

金額

70,051-

内 訳

但 9月度給与

現金

小切手 /

手形 /

令和6年10月17日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

SVL-R1

129

領収証 荒巻 隆三事務所様 No. _____

金額

19,732-

内 訳

但 10月度給与

現金

小切手 /

手形 /

令和6年11月7日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

SVL-R1

130

領収証 荒巻 隆三事務所様 No. _____

金額

20,548-

内 訳

但 11月度給与

現金

小切手 /

手形 /

令和6年12月11日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

SVL-R1

131

領収証 荒巻隆三事務所様 No. _____

金額

202,838

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /

但 12月度給与

令和7年1月10日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

SVL-R1

132

領収証 荒巻隆三事務所様 No. _____

金額

208,236 -

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /

但 1月度給与

令和7年2月10日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

SVL-R1

133

領収証 荒巻隆三事務所様 No. _____

金額

191,697 -

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /

但 2月度給与

令和7年4月2日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

SVL-R1

134

領収証

荒巻隆三事務所 様

No. _____

金額

286,571 -

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 3月度給与

令和7年 4月 2日 上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号

SVL-R1

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2024 年(西暦)		9 月分		氏 名			議員との関係	☐ 親族 (口生計同一) ☐ 親戚 (口生計同一) ☐ 親戚 (口生計同一)	
日	曜日	定 時 勤 務				備考 (時間外勤務)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻		
2	月								
3	火								
4	水								
5	木								
6	金								
9	月								
10	火								
11	水								
12	木	10:00	17:00	1:00	6:00				
13	金	10:00	14:40	1:00	3:40				
16	月								
17	火	10:00	17:18	1:00	6:18				
18	水	10:00	14:39	1:00	3:39				
19	木	10:00	14:45	1:00	3:45				
20	金	10:00	14:54	1:00	3:54				
23	月								
24	火	10:00	14:42	1:00	3:42				
25	水	10:00	15:30	1:00	4:30				
26	木	10:00	17:20	1:00	6:20				
27	金	10:00	14:58		4:58				
30	月	10:00	17:55	1:00	6:55				
計		11 日間勤務 (D)		(A)	53:41	計 (A')			

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

荒巻 隆三

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [53.7 時間] × [単価 1,100 円] = 59,051

①' 月額の場合

② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0

③ 通勤手当・日額の場合 (D) [11 日] × [単価 1,000 円] = 11,000

③' " 月額の場合

④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 70,051

【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】

(F) - [円 (G)] (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 70,051

金 70,051 円 (H)

左記金額を確かに領収致しました。
6年10月17日

氏 名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額 (H) [70,051 円] × [按分率 %] = 0

○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0

○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0

○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2024 年(西暦) 氏名 議員との関係 所属(口生計同一 口その他) 口派遣会社等の役員・社員 口上記以外の第三者

日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間 数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火	9:58	17:55	1:00	6:57			
2	水	9:13	15:22	1:00	5:09			
3	木	9:13	16:36	1:00	6:23			
4	金	9:06	18:56	1:00	8:50			
7	月	9:05	15:48	1:00	5:43			
8	火	9:01	18:45	1:00	8:44			
9	水	9:07	15:29	1:00	5:22			
10	木	8:49	18:39	1:00	8:50			
14	月	9:09	19:37	1:00	9:28			
15	火	9:30	18:16	1:00	7:46			
16	水	9:04	18:17	1:00	8:13			
17	木	9:05	18:50	1:00	8:45			
18	金	8:43	19:59	1:00	10:16			
21	月	9:01	18:33	1:00	8:32			
22	火	8:56	19:24	1:00	9:28			
23	水	8:48	14:51	1:00	5:03			
24	木	8:44	17:32	1:00	7:48			
25	金	8:46	15:13	1:00	5:27			
28	月	9:33	12:25	0:00	2:52			
29	火	9:01	15:37	1:00	5:36			
30	水	9:33	16:51	1:00	6:18			
31	木	9:00	17:53	1:00	7:53			
計		22 日間勤務 (D) (A)				159:23	計 (A')	0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 荒巻 隆三

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [159.4 時間] × [単価 1,100 円] = 175,321 円 (B)
 ① 月額の場合
 ② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0 円 (C)
 ③ 通勤手当・日額の場合 (D) [22 日] × [単価 1,000 円] = 22,000 円 (E)
 ③ " 月額の場合
 ④ 総支給額 (B) + (C) + (E) 197,321 円 (F)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(F) - [円 (G) (所得税・住民税・保険料等本人負担) 197,321 円 (H)

金 197,321 円 (H)

左記金額を確かに領収致しました。
 6年 // 月 // 日
 氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額 (H) [197,321 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)
 ○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)
 ○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)
 ○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2024 年(西暦) 11 月分		氏 名				議員との関係		☐ 親族 (口生計同一) ☐ 関連会社等の役員 ☐ 上記以外の第三者	
日	曜日	定 時 勤 務				備考 (時間外勤務)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻		
1	金	9:18	18:17	1:00	7:59				
2									
3									
4	月	9:20	18:15	1:00	7:55				
5	火	9:27	18:21	1:00	7:54				
6	水	9:21	18:34	1:00	8:13				
7	木	9:20	18:05	1:00	7:45				
8	金	9:31	18:50	1:00	8:19	16:05	18:01		
9									
10									
11	月	9:19	18:28	1:00	8:09				
12	火	9:24	19:14	1:00	8:50				
13	水	9:26	17:30	1:00	7:04				
14	木	9:09	18:06	1:00	7:57				
15	金	9:31	18:35	1:00	8:04				
16									
17									
18	月	9:15	18:21	1:00	8:06				
19	火	9:15	18:32	1:00	8:17				
20	水	9:20	17:45	1:00	7:25				
21	木	9:30	18:33	1:00	8:03				
22	金	9:09	18:51	1:00	8:42				
23									
24									
25	月	9:33	18:51	1:00	8:18				
26	火	9:22	18:24	1:00	8:02				
27	水	9:29	17:59	1:00	7:30				
28	木	9:32	18:01	1:00	7:29				
29	金	9:22	17:54	1:00	7:32				
30									
31									
計		21 日間勤務 (D) (A)				計 (A')			

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

荒巻 隆三

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [	167.7 時間]	×	[単価	1,100 円]	=	184,488
①' 月額の場合						
② 時間外勤務手当等 (A') [	0.0 時間]	×	[単価	1,100 円]	=	0
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [	21 日]	×	[単価	1,000 円]	=	21,000
③' " 月額の場合						
④ 総支給額	(B) + (C) + (E) =					205,488

【実支給額 (総支給額－諸控除額) の計算】

(F) － [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 205,488

金 205,488 円 (H)

左記金額を確かに領収致しました。

6年 12月 //日

氏 名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額 (H) [	205,488 円]	×	[按分率	%]	=	0
○ 保険料等雇用主負担額 [	円]	×	[按分率	0 %]	=	0
○ 諸控除額 (G) [	0 円]	×	[按分率	0 %]	=	0

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2024		年(西暦)	氏 名	議員との関係		☐ 親族 (口生計同一 口その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☐ 上記以外の第三者		
12		月分						
日	曜日	定 時 勤 務				備考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間 数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月	9:34	18:11	1:00	7:37			
3	火	9:13	19:11	1:00	8:58			
4	水	9:19	17:53	1:00	7:34			
5	木	9:26	18:02	1:00	7:36			
6	金	8:52	18:11	1:00	8:19			
7	土							
8	日							
9	月	9:30	18:11	1:00	7:41			
10	火	9:13	19:00	1:00	8:47			
11	水	9:06	18:15	1:00	8:09			
12	木	9:17	18:10	1:00	7:53			
13	金	9:16	18:34	1:00	8:18			
14	土							
15	日							
16	月	9:22	18:48	1:00	8:26			
17	火	9:00	18:48	1:00	8:48			
18	水	9:09	18:01	1:00	7:52			
19	木	8:56	18:35	1:00	8:39			
20	金	9:07	19:13	1:00	9:06			
21	土							
22	日							
23	月	9:11	18:39	1:00	8:28			
24	火	9:15	18:30	1:00	8:15			
25	水	8:57	18:25	1:00	8:28			
26	木	8:07	18:45	1:00	8:38			
27	金	9:14	18:55	1:00	8:41			
28	土							
29	日							
30	月							
31	火							
計		20 日間勤務 (D)		(A)	166:13	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 荒巻 隆三								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [166.2 時間] × [単価 1,100 円] = 182,838 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [20 日] × [単価 1,000 円] = 20,000 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) 202,838 円 (F)								
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [円 (G)] (所得税・住民税・保険料等本人負 202,838 円 (H))								
金 202,838 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 令和7年 / 月 / 日 氏 名						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [202,838 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円								

#REF!

政務活動業務 勤務実績表・領収書								
2025 年(西暦) 1 月分		氏 名		議員との 関 係		☐ 親族 (口生計同一 口その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水							
2	木							
3	金							
6	月	9:07	19:06	0:45	9:14			
7	火	9:01	18:44	0:45	8:58			
8	水	9:09	18:39	0:45	8:45			
9	木	9:02	18:34	0:45	8:47			
10	金	9:07	19:15	0:45	9:23			
13	月							
14	火	9:10	18:12	0:45	8:17			
15	水	8:57	18:17	0:45	8:35			
16	木	8:51	18:48	0:45	9:12			
17	金	9:00	19:23	0:45	9:38			
20	月	9:01	18:26	0:45	8:40			
21	火	8:59	18:53	0:45	9:09			
22	水	8:59	18:50	0:45	9:06			
23	木	9:00	18:30	0:45	8:45			
24	金	9:03	18:32	0:45	8:44			
27	月	9:03	18:32	0:45	8:44			
28	火	8:54	19:08	0:45	9:29			
29	水	8:49	19:01	0:45	9:27			
30	木	8:56	18:59	0:45	9:18			
31	金	8:55	19:31	0:45	9:51			
計		19 日間勤務 (D)		(A)	172:02	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 荒巻 隆三								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [172.0 時間] × [単価 1,100 円] = 189,236 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合(D) [19 日] × [単価 1,000 円] = 19,000 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 208,236 円 (F)								
【実支給額 (総支給額－諸控除額) の計算】								
(F) - [円 (G) (所得税・住民税・保険料等本人負担額) = 208,236 円 (H)								
金 208,236 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 7年 1月 10日 氏 名				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H) [208,236 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円								

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2025 年(西暦) 2 月分		氏 名				議員との 関 係	☐ 親族 (口生計同一) ☐ 関連会社等の役員 ☒ 上記以外の第三者
日	曜日	定 時 勤 務				備考(時間外勤務)	
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	月						
2	火						
3	水	9:03	18:18	1:00	8:15		
4	木	8:52	18:50	1:00	8:58		
5	金	8:52	19:16	1:00	9:24		
6	土	8:56	18:40	1:00	8:44		
7	日	8:59	21:05	1:00	11:06		
8	月						
9	火						
10	水	9:05	18:56	1:00	8:51		
11	木						
12	金						
13	土						
14	日	11:55	18:22	1:00	5:27		
15	月						
16	火						
17	水	8:56	19:23	1:00	9:27		
18	木	8:56	19:09	1:00	9:13		
19	金	8:53	19:06	1:00	9:13		
20	土	8:54	19:20	1:00	9:26		
21	日	8:56	22:05	1:00	12:09		
22	月						
23	火						
24	水	11:59	15:58		3:59		
25	木	9:01	19:51	1:00	9:50		
26	金	8:55	20:29	1:00	10:34		
27	土	8:58	22:11	1:00	12:13		
28	日	8:55	19:59	1:00	10:04		
計		17 日間勤務 (D)		(A)	156:53	計 (A')	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

荒巻 隆三

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A)	[	156.9 時間	× [単価	1,100 円]	=	172,571
①' 月額の場合						
② 時間外勤務手当等 (A')	[	0.0 時間	× [単価	1,100 円]	=	0
③ 通勤手当・日額の場合 (D)	[	17 日	× [単価	1,000 円]	=	17,000
③' " 月額の場合						
④ 総支給額				(B) + (C) + (E) =		189,571

【実支給額(総支給額ー諸控除額)の計算】

(F) - [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 189,571

金 189,571 円 (H)

左記金額を確かに領収致しました。
7年 4月 2日

氏 名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額 (H)	[	189,571 円	× [按分率	%]	=	0
○ 保険料等雇用主負担額	[	円	× [按分率	0 %]	=	0
○ 諸控除額 (G)	[	0 円	× [按分率	0 %]	=	0

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2025 年(西暦) 3 月分		氏 名				議員との 関 係		☐ 親族(口生計同一 口その他) ☐ 関連会社等の役員・社員 ☒ 上記以外の第三者	
日	曜日	定 時 勤 務				備考(時間外勤務等)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間	
1	月								
2	火								
3	水	8:57	19:33	1:00	9:36				
4	木	8:39	20:55	1:00	11:16				
5	金	8:52	20:34	1:00	10:42				
6	土	8:48	19:29	1:00	9:41				
7	日	8:50	20:52	1:00	11:02				
8	月								
9	火								
10	水	8:50	19:33	1:00	9:43				
11	木	8:51	19:37	1:00	9:46				
12	金	8:48	19:52	1:00	10:04				
13	土	9:00	20:06	1:00	10:06				
14	日	8:45	20:57	1:00	11:12				
15	月								
16	火								
17	水	8:47	18:54	1:00	9:07				
18	木	8:44	19:08	1:00	9:24				
19	金	9:06	19:33	1:00	9:27				
20	土								
21	日	8:45	19:58	1:00	10:13				
22	月								
23	火								
24	水	8:52	19:31	1:00	9:39				
25	木	8:43	19:01	1:00	9:18				
26	金	8:47	19:01	1:00	9:14				
27	土	8:50	18:32	1:00	8:42				
28	日	8:47	19:18	1:00	9:31				
29	月								
30	火								
31	水	8:48	18:58	1:00	9:10				
計		20 日間勤務(D)		(A)	196:53	計 (A')		0:00	
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 荒巻 隆三									
【総支給額の計算】									
① 時給の場合 (A) [196.9 時間] × [単価 1,100 円] = 216,571 円 (B)									
①' 月額の場合									
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 1,100 円] = 0 円 (C)									
③ 通勤手当・日額の場合(D) [20 日] × [単価 1,000 円] = 20,000 円 (E)									
③' " 月額の場合									
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 236,571 円 (F)									
【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】									
(F) - [円(G)](所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 236,571 円 (H)									
金 236,571 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 7年 4月 1日 氏 名							
【政務活動費充当額の計算】									
○ 給与 実支給額(H) [236,571 円] × [按分率 %] = 0 円 (I)									
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 0 %] = 0 円 (J)									
○ 諸控除額 (G) [0 円] × [按分率 0 %] = 0 円 (K)									
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円									